

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜第2号＞

平成22年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成22年7月2日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 平成22年7月2日 金曜日
開 会 午前10時2分
散 会 午後6時00分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 参考人からの説明聴取について（移植医療の現況について）
- 2 参考人からの説明聴取について（陳情第106号について）
- 3 乙第7号議案 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第8号議案 沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 5 陳情平成20年第57号、同第63号、同第64号、同第112号、同第125号、同第137号、同第142号、同第189号、同第192号、同第199号、陳情平成21年第57号、同第65号、同第88号の2、同第94号、同第95号、同第105号、同第106号、同第110号の2、同第112号、同第117号、同第122号の3、同第132号、同第133号、同第137号、同第138号、同第142号、同第145号、同第160号、同第178号、同第192号、同第193号、同第196号、同第197号、同第203号から同第205号まで、同第210号、陳情第8号、第23号、第24号、第27号から第29号まで、第38号、第49号、第61号の2、第78号、第84号、第106号、第121号から第123号まで、第139号及び第145号

出席委員

委員長	赤 嶺	昇 君
副委員長	西 銘	純 恵 さん
委員	桑 江	朝千夫 君
委員	佐喜真	淳 君
委員	仲 田	弘 毅 君
委員	翁 長	政 俊 君
委員	仲 村	未 央 さん
委員	渡嘉敷	喜代子 さん
委員	上 原	章 君
委員	奥 平	一 夫 君
委員	比 嘉	京 子 さん

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

(参考人) (移植医療の現況について)

沖縄県腎臓病協議会会長 高 良 幸 勇 君

(参考人) (陳情第106号について)

沖縄県高等学校障害児学校教職員組合執行委員長 玉那覇 哲 君

(補助者) (移植医療の現況について)

沖縄県腎臓病協議会副会長 伊 芸 幸 栄 君

沖縄県腎臓病協議会副会長 我 謝 昌 英 君

沖縄県腎臓病協議会事務局長 宮 城 輝 君

沖縄県腎臓病協議会会計 栽 みどり さん

(補助者) (陳情第106号について)

沖縄県高等学校障害児学校教 北 城 博 子 さん

職員組合執行副委員長			
教 育 長	金 武 正八郎	君	
教 育 管 理 統 括 監	山 里 清	君	
総 務 課 長	前 原 昌 直	君	
財 務 課 長	安慶名 均	君	
県立学校教育課長	諸見里 明	君	
保 健 体 育 課 長	渡嘉敷 通之	君	
生涯学習振興課長	親 川 實	君	
文 化 課 長	大 城 慧	君	

○赤嶺昇委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第7号議案及び乙第8号議案の2件、陳情平成20年第57号外53件及び参考人からの説明についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として教育長の出席を求めています。

また、参考人として、沖縄県腎臓病協議会会長高良幸勇氏及び沖縄県高等学校障害児学校教職員組合執行委員長玉那覇哲氏の出席をお願いしております。

まず初めに、参考人からの説明聴取について移植医療の現況について審査を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後、参考人から申し出のあった補助者の出席について協議した結果、申し出のとおり出席を認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおり取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、高良幸勇参考人から、移植医療の現況について簡潔に御説明をお願いいたします。

高良幸勇参考人。

○高良幸勇参考人 委員各位には、日ごろから障害者福祉に御理解を賜りありがとうございます。特に、選挙の折に、きょう皆さんがそろって私たちの話を聞いてくださることに大変感謝を申し上げます。

それでは、陳情の内容及び陳情に至った背景について述べさせていただきます。

去年7月に臓器の移植に関する法律が改正され、その臓器の移植に関する法律の改正に伴い、移植が多くなるのではないかなというような期待を込めておりまして、多くなった移植に対して沖縄県がどう対応しようとしているのか、準備が進んでいるのかということをお願い申し上げたくて陳情を出しているわけです。臓器の移植に関する法律の改正の目的は、2009年5月に世界保健機構（WHO）において臓器移植ツアーは原則として禁止すると。つまり、外国に行って移植をすることは原則として好ましくないと、自粛しようという決議がなされようとしたので、その動きに沿って日本国も、今まで外国で移植した事例を自国で賄うようにするにはどうすればいいかということを検討した結果、この臓器の移植に関する法律を早く制定しなければいけない。ただしかし、そのときに、去年は新型インフルエンザが発生しまして、この決議には至

りませんでしたけれども、今、WHOではその方向に沿って皆さん協力を求められているところであります。そこで臓器の移植に関する法律というものができたのですけれども、従来、移植の中で、人の死というのは心臓死だけが認められていたのですけれども、脳死の場合は移植する場合にのみ人の死としよう。本来、脳死は人の死ではないけれども、移植するときの場合のみ人の死としようということになったわけです。といいますのは、心臓死で一私たちのように腎臓病を患っている人は、透析している者にとっては、心臓死でも保存がよければ24時間ないし48時間までは移植は可能なんです。この臓器は使えるのですよ、心臓死であっても。ところが、心臓とか、肺とか、肝臓というのは心臓死では使えなくなるのですよ。脳死の状態であれば使えないわけです。したがって脳死を死としよう。しかし、今は移植を前提として脳死としようということは死んでいないということですから、今度の新しい改正では、もう脳死は死として認めよう。移植を前提としなくても人の死として認めようということによってつくられているわけです。そうすると、脳死を死としたら、医者の判断とか、家族の判断とかが不要になるわけです、脳死は死だから。ただ脳死判定について、この脳死判定委員会で脳死をどういう状態で脳死であるかと。脳死について若干誤解があるかもしれませんが、医者ではございませぬけれども、私の知る範囲内で説明しますと不可逆的な死、つまり生き返ることがないというのが脳死なんです。具体的に言えば、大脳、小脳、間脳というのがありますが、大脳、小脳、間脳すべての機能が停止した状態を脳死というわけです。心臓はまだとまっていなくても、そういう状態を。ただしかし、植物人間との違いはどうかと言ったら、植物人間は、大脳、小脳は機能していないけれども、間脳だけは生きている状態を言うわけです。だから、植物人間を脳死であるよということは、もしあるとすればこれは誤解でありますので、その辺に違いがあるわけです。そして、今度は死と認められているけれども、従来、臓器移植の意志表示というものがあるんですけれども、臓器移植意思表示カードというのがありますけれども、この意思表示カードには3つありまして、私は脳死の判定に従い脳死後、移植していいですよというのと、私は心臓が停止した死後、移植を提供していいですよと、3つ目に、私は臓器を提供しません、この3つから選ぶようになっていきますけれども、従来はこの意志表示がとても重要で—今でも重要ですが、明らかにノーという意志表示がないとどうしようかという場合に、家族の同意があってもノーだったのですよ。ところが今は、意志表示がノーという、提供しないという意思表示がない限り、家族の同意でもって提供できると。これはどういうことかと言いますと、15歳未満は基本的に正しい意志表示ができないことが前提になって

いるのですよ。そうすると、15歳未満の人のものは移植ができないということになります、意志表示ができないから。ところが、明確にノーという意志表示ができなくても、家族が、遺族がイエスという判断をすれば提供できるようになったのが今度の法律の改正の主たるところであります。そこで、今こうやって、若干緩やかになったものですから、移植がふえるのではないかと全国の医療機関に聞きますと73%の医療機関でふえるだろうと予測されています。その予測されているところに、沖縄県ではどういう状態かと考えますと、例えば私たちの陳情の目的は、移植職員の育成と増強—これは3カ所の病院しかないのですよ。1番と2番の陳情は連動しますけれども、移植への育成と増強、移植病院の増設、つまり今は中部病院、琉球大学附属病院、それから同仁病院、この3カ所で移植できますけれども、私が今申し上げたものは、死体腎移植、つまり心臓死や脳死の移植です。もう一つ、生体腎移植が豊見城中央病院ではできるようになっています。腎臓、2つのうち1つを移植してやろうというわけです。そこで移植の育成と増強、2番目の移植病院の増設を、少なくとも私たちは、県立病院にはそういう体制で臨んでほしいと、あるいはもう準備を始めたいと。それは移植への育成が必要だし、移植病院の増設が必要だと考えております。それからもう一つは、この移植の提供者と移植を受ける人、これを結ぶのが移植コーディネーターというのですけれども、このコーディネーターが沖縄県では2人しかおりません。今までは1人でしたけれども、二、三年前から2人体制になっておりましたけれども、今は、その身分もとても不安定でしたけれども、1人は県の正式な職員として採用されている状況であります。そして、この移植者がふえてくると、この移植者と、移植を受ける側をコーディネートをする、橋渡しをする人が少ないと。しかし、沖縄県ではそれにかわるものとして、移植コーディネートのネットワークをつくってありますけれども、実に、各病院の看護婦とか、医者とかが中心になって、各病院—これは19の病院に、これは移植コーディネーターではなくて、移植情報の担当者リストというものがありまして、コーディネーターと連携している医者とか、看護婦長とかいう方々を指定しているのですけれども、これについても極めて脆弱な状態であります。といいますのは、この方々も年何回か会合を持ちますけれども、自費で—自分たちのお金を出し合って集まると。予算措置はされていない状態でありますので、事実上は機能していないというような状況であります。

以上、そういうことをもちまして、この陳情3点について、私たちは早目に体制を整えて、臓器の移植に関する法律の改正の趣旨を生かしていただきたいということで陳情をいたした次第であります。以上でございます。

○赤嶺昇委員長 参考人の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 この脳死の判定の仕方が大変厳しいというお話もありましたけれども、もともと我が国においては、人間の死というものは、まず心臓がとまった状態で人の死と認めた保守的な考え方があったわけですよ。しかし、今の医療の改正、臓器の移植に関する法律というのを見ますと、まず脳死があり、心臓の停止があり、そして瞳孔の拡大ですか、この3つがそろって人間の死だという従来の考え方から、脳死の判定でもって臓器移植が可能であると。この脳死でも、きょう初めて大脳、小脳、間脳という一脳というものは余り聞かないものなのですが、植物人間になった場合のこの間脳のあり方、これを脳死の判定という脳死判定委員会みたいなものは、今どういう形で受けとめていらっしゃるのですか。

○高良幸勇参考人 移植する病院では、移植担当医がこの脳死判定委員会には所属しないのですよ。複数の医師でやるようになっていっているのですけれども、必ずしも誤解を招くおそれがあるので、手術を担当する方々はこの脳死判定委員会には属しないというような、判定委員会はそうだけれども。今問題になっているのは、先ほど脳死は不可逆的な死、つまり四、五日すれば必ず亡くなられるという前提の脳死なのですよ。ところが、三、四歳の子供については、二、三歳の子供については、脳死と判定しながら、長い間脳死状態が続く場合があるのですよ。それで医師によっては、私は脳死判定ができないと、あるいは脳死と認めがたいという子供については多々あるものですから、それが日本では今最大の課題であります。ところが、心臓死でありますと、もう子供の、移植ができるのはいいのですけれども、子供については、もう心臓死による移植というものは、亡くなったら心臓の移植とか、肺とか、肝臓の移植はできませんので、それをどう折り合いをつけるかと。しかし、今申し上げましたように、日本の考え方は仏教的な考えが強く、仏教的な考えは死者に対する畏敬の念を持つというものが強いものですから。余談ですけれども、極端に言えば、交通事故で亡くなった方を火葬に付する場合は、そのままは付さないで顔などを全部修復して、それから火葬に付するというぐらい死者に対する畏敬の念が強い

ものですから、簡単に法律ができたから私どもも、では脳死判定したらすぐ簡単だなどは考えていません。どんな法律も、県民や国民の理解を得なくしてはこの法律は生きてこないと思いますので、皆さんの御理解も賜りたいなと思っております。

○仲田弘毅委員 本県における移植ができる病院が3病院あると。これは去る2月定例会の予算特別委員会でも、その報告を県から受けたわけですけれども、この3病院—琉球大学附属病院、中部病院、同仁病院は、これは臓器はすべてそこでオペが可能であるということでしょうか。

○高良幸勇参考人 具体的に私はわかりませんが、例えば臓器はたくさんありますよ。例えば、眼球なども、あるいは肺、膵臓、腎臓の同時移植とかというものがあるのですよ。それができるかどうかは、私としては今は熟知しておりません。

○宮城輝補助者 今のところ、中部病院で肝臓のほうがかとし1例できるようになりまして、今のところ、ほとんど腎臓が中心に行われております。あと基本的に、先ほどの生体腎移植に関しましては、今一番ふえているのが、夫婦間の生体移植が認められていますので、夫婦間の生体移植のほうを今、豊見城中央病院がかなり積極的に、ことしになってかなりの件数を。その件数をクリアすることによって、献体のほうの病院に申請をすれば認定されるということで、多分ことしで4件目になるということになるのではないかと伺っています。

○仲田弘毅委員 この3つの病院で、心臓も、肺も、肝臓も、腎臓も、すべてオペが可能ということでしょうか。

○我謝昌英補助者 今、沖縄ではほとんどが腎臓移植で、一部肝臓移植という程度で、ほかの肺とか、そういう難しい手術はほとんど内地、もしくは外国という形です。

○仲田弘毅委員 高良会長のほうから、渡航移植という話もありましたけれども、もちろんお金もかかります。ただ、国際情勢の流れとしては、なるべく渡航の移植は制限しようという流れの中で、この臓器の移植に関する法律はできたと思うのですけれども、この心臓移植に関しては、国では東京大学、それから大阪大学、それと国立循環器病研究センターでしたか、この3カ所でしか今

できないような状況だと報告を受けているわけですが、この沖縄での心臓の臓器移植、この中で、大人の場合は弱っている心臓を補佐するための人工心臓というものを取りつけて、最高3カ年ぐらいはドナーが出るまで待てるということですが、この15歳以下の子供たちは、それが適用されないというお話があるのですが、会長はどうですか。

○高良幸勇参考人 臓器の移植に関する法律におきましては、移植の医療技術ができていればできるわけですよ。だから、法律的にはできるのですけれども、脳死判定をして提供者がいるかというのが問題です。

○仲田弘毅委員 今、高良会長がおっしゃった法律は改正して整ったのだけれども、現場が対応できるかどうかはきょうの大きなポイントになるのかと思うのですが、そういった意味合いにおいても、この沖縄県における3つの病院—これは腎臓を中心ということなのですからけれども、これはやっぱりふやしてもらいたいという大きな要望もあるわけですよ、皆さんとしては。これは一応採択はされていますので、お互いの委員会の総意として、県のほうにもぜひ進言をしていただきたい。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 一、二点お尋ねします。腎移植を待っていらっしゃる方、そして提供する側もいろいろな、主に倫理観も含めて高度な判断が求められると思うのですけれども。きょうは、特に腎移植についてお尋ねをしたいと思うのですけれども、沖縄県で腎臓移植を待っていらっしゃる方というのはどれぐらいいいらっしゃるのか。そして、提供者との関係で、病院が整えばこれは解決が速くなるのか、そこら辺をお尋ねします。

○高良幸勇参考人 今のところは、移植希望者は大体300名ぐらいおりますけれども、腎臓については、今は3カ所の病院で移植はできるようになっておりますけれども、例えばことしの移植は全国で、提供者は39名で、移植は71件、その中で沖縄県は、今のところは1月に1件、2月に1件で、2件移植されています。提供者はゼロですけれども、2件移植されているということになっておりますけれども、2009年までの累積がございまして、沖縄で279件です。これは生体腎移植も含めての件数です。このネットワークは、日本を西と東に

分けて、例えばその中でも沖縄県は九州ブロックに属していて、沖縄から移植者が出ると、1つは地元優先です。1つは体質が合うかどうか。これによってネットワークで優先順位を決めるのですよ。そしてもう一つは、地元で発生したら地元、だから提供者はゼロだけでも2件移植があるというのは、九州ブロックから提供されたと思います。

○西銘純恵委員 県内で希望者が300名いらっしゃるというのは、全国と比較して沖縄県ではそういう病気といますか、割合として高いと見てよろしいのですか、普通の状況ですか。沖縄県の特徴的な病気と見ていいのでしょうか。

○高良幸勇参考人 若干多いのではないかなと思います。4000名の透析患者がおりまして、日本全国では28万人。だから本当は、4000人の100%だったら40万人になるのですけれども、沖縄は透析患者が多いのですよ。そこで、全国では移植希望者は何名いるのかとといいますと、1万2000人なのです。だから300人というのは、若干多いのではないかなと思っております。

○西銘純恵委員 ちょっと観点は別なのですが、透析患者が4000人で多いほうではないかとおっしゃったので。沖縄県の特徴として、そうおっしゃったのですけれども、何か県民の、予防できるといいますか、そこら辺のことも体験として何か訴えることがありましたらお尋ねして終わりたいと思います。

○高良幸勇参考人 遺伝的なものが1つあるのですよ。もう一つは食生活です。今、糖尿病患者からは、導入時が多いのが43%、腎臓そのものが悪くなって、糖尿病の合併症として出てくるのが43%、腎臓そのものが悪くなって透析に入るのが27%ですから糖尿病対策が一番大事だなと感じます。糖尿病対策というのは、御存じのように食生活です。やっぱり沖縄の食生活ではなくて、今、西洋化されている、アメリカ並みにされている食生活の中に肥満とかそういうものが出て、沖縄の状況が悪いのではないかなという。しかし、遺伝的なものもありますし、そしてもう一方は食生活でもある、その食生活からきたと考えれば、その予防は可能ではないかなと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 何点かお聞きしたいのですが、先ほどの説明を受けた中で、ま

ず臓器移植推進の啓発、広報活動というのが、県内の取り組みというのが弱いという感じで承ったのですけれども、具体的に皆さんから見て、県の取り組みがここをもっとしっかりとやってほしいというものはございますか。

○高良幸勇参考人 県の取り組みが弱いとは必ずしも言えないと思うのですけれども、ただ、今度の臓器の移植に関する法律の改正に当たって、1月に一部適用をして、7月に全面適用になるわけですよ。7月に全面適用になるに際して、それに対応した準備がなされているかどうかといえは疑問だなということで陳情に至ったわけでありまして。ただしかし、毎年10月には意志表示カードを県と一緒に、あるいは腎臓バンクでも一緒にやって啓発活動をしているし、また与那原町が一改正法にもありますけれども、この意志表示をするということが依然として一番大事なものですから。意思表示カードを皆さんが持っているかどうかはわかりませんが、これをなくさないために何がいかと言ったら、国民健康保険手帳、もしくは運転免許証の裏側に意志表示なるものを設けてほしいということで県にお願いしましたら、県から全市町村に通知が行きまして、今、19の市町村で国民健康保険手帳に意志表示欄を設けて、これは県の通知、あるいは指導がなければ十分ではなかったと思うのですけれども、今進んでおります。それゆえに、私もは意思表示がはっきりして、しかも国民健康保険手帳というのはいつも持っているから、移植の数がふえるのではないかなと思っております。ただしかし、ふえたときにどう対応するかという医療面が十分ではないのではないかと考えて陳情に至ったわけでありまして。

○上原章委員 今の医療現場の充実というのは非常に求められると思うのですけれども、今回、皆さんからいただいた陳情の中に、移植コーディネーターの増員、それから身分保証、そしてさらに院内コーディネーターの増員というふうな、それを県は処理方針でしっかり取り組むような感じで答えていたので、我々県議団も採択したつもりだったのですけれども、具体的に県内一今現在、どのぐらいの体制で、またどれぐらいの増員が必要なのかというのは、皆さんのほうに具体的にございますか。

○高良幸勇参考人 少なくとも県立病院には、体制をきちんと整えていただきたいと。といいますのは、最初、透析する場合もそうだったのですけれども、私たちが透析をしたときの運動は、県立病院に透析施設を設けてほしいという一例えば八重山の人透析をするときは、沖縄本島まで出てきて1日越しですから、そういうような状況を払拭してほしいと。名護市にも透析施設がなかつ

たらつくってほしいと、離島にもほしいと。同様に、もし移植ができるようになれば、宮古地域とか八重山地域でもできるような、その後の国立病院と県立病院にはそういう体制を整えてほしいという要望をしておきたいなと思います。

○上原章委員 先ほど、この医療従事者の皆さんが自腹を切っているという、もう少し詳しくお聞かせ願えませんか。

○高良幸勇参考人 先ほどの移植ネットワークというのですか。コーディネーターにかわる地方担当者連絡会議ですか、そういうのです。那覇市というか、沖縄県でも移植情報担当者設置要領というものをつくっているのですよ。それについて、予算の裏づけがないということと、定期的を集まって、会を開いてそれを臓器移植に生かすという、そういうことがないものですから、これは十分ではないのかなということでもあります。

○上原章委員 例えば、このコーディネーターの皆さんが国内外のセミナーに参加するとか、またそれを受けて医療従事者に研修を持つとか、そういったいろいろな取り組みがあると思うのですけれども、こういったものにも予算がついていないということですか。

○高良幸勇参考人 コーディネーターについては、それはコーディネーターに任命された方々がそれぞれの所属するところでやっていると思うのですけれども、問題は日常の、県内でのコーディネーターの連絡、協調、こういうのが予算の裏づけができたなら、もう少し各病院のコーディネーターも、担当者も意識が高くなるのではないかと考えた趣旨であります。

○上原章委員 要するに、このコーディネーターの方々が中心となって、県内の医療現場にそのようなノウハウを共有できるような中での予算措置をしてほしいということですか。わかりました。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 多くの質疑がなされたわけですがけれども、今、県民の意志表示をどうやって周知していくかということで、国民健康保険手帳の裏というこ

とを、これをもっと全41市町村に広げていくということが課題かなと思いますし、それから国民健康保険手帳だけではなくて、ほかの手帳においてもこれも必要ではないかなと思うのですが、もしそうなった場合に、今もう一つは医療現場の充実ということで、県立病院には移植がどの病院でも可能になってほしいというのが今の要望といたしますか、最低でも県立病院は移植が可能になってほしいということがあります。もう一つ、今おっしゃっていたコーディネーターの問題なのですけれども、そうするとコーディネーターの人数として、県立病院には最低でも移植が可能になるようにすることと、移植が可能な病院には身分を保証されたコーディネーターが配属されることが望ましいと理解してよろしいでしょうか。そういうことになりますと、やっぱりこれだけの方々が待っておられて、日々透析をされていて、今ちょっと夫婦間でというものではなかったのですが、例えば私の知っていることで移植の問題では、母親が娘に移植を中部病院でやったことがあるのですけれども、夫婦でもできているのですか。かなり前の話ですが、血液型はすごく細かい検査まで受けるというのが必要でした。そのために、その腎臓1つをいただいた娘さんのこの腎臓は、一生涯大丈夫という保証もないと聞いたのですけれども、どうなのでしょう。

○高良幸勇参考人 これは恐らく生着率と思うのですけれども、最近はその生着率も伸びまして、こちらにもお二人いますけれども、ちょっと意見を聞いてみたいと思います。

○我謝昌英補助者 私は、透析をおよそ15年やりまして、平成8年に亡くなった方一多分若い方だったそうです。若い青年だったのですけれども、私は適合率が8番目で、たまたま平成8年5月でしたけれども、ちょうど14年超しました。1番目に適合率が合った人は、当時四国のほうにいたそうです。その人は手術して腎臓をつないだら、すぐに小便が出たそうです。私は、小便が出るまでに10日間かかりまして、その間3回の透析がありました。もうだめかと思ったときに、10日目に小便が出ました。その後、特に大きな問題もなく、移植して丸14年たちました。今は大変元気です。

○裁みどり補助者 私のほうも、ことしで15年になりまして、献腎移植で腎臓移植をすることができました。私は透析を導入したときがちょうど大学生のころでして、やはり社会的にもかなり就職が厳しいということがございました。例えば、結婚とかそういうこともあきらめていたのですけれども、亡くなられた方からの献腎移植ですごく元気になりまして、現在では結婚もしまして大変

充実した生活をしております。やはり、こういった新しい人生を歩めるというのは、透析医療にとって大変すばらしいことで、私はたまたま腎臓が悪くて、透析で8年間やりましたけれども、生きることも可能ですけれども、ただ、やっぱり心臓、肝臓に関しましては、そういったことは大変難しく、何というのですか、代替手段がないものですから、今度施行されました臓器の移植に関する法律というのは、その意味においては、そういった患者の方には非常に希望になると思います。私が透析しているときも、どうして希望を捨てなかったかという、国内、または県内でも献腎移植ができるという現状があったからです。そういった希望があるから、特にあきらめることもありませんでした。今、心臓とか、あと肝臓の患者というのは、そういった希望の光が今ちょっと見えたと思うのです。法律が施行されたということで、今、扉が開いた状態で、何も患者自身というのは嫌だという方から無理やり臓器をいただくということはないですし、あけた扉の向こうからこれでよかったという気持ちの、提供されるドナーとドナーの御家族の方がいらしたときにできるということで、今回の臓器の移植に関する法律が施行されたということは、私たち、またほかに心臓、肝臓の病気を抱いていらっしゃる方々には、本当に大きな光となっておりますので、大変ありがたいと思っております。

○比嘉京子委員 移植されて、それで一生つつがなくではない、保証はあるのですか。

○高良幸勇参考人 健康な人でも風邪を引いたり、風邪を引いても胃が弱い人は胃炎になるのだけれども、腎臓が弱い人は腎臓病になってしまうのですよ。それと同じように、加齢によっても弱くなっていくし、そういうことがありますので。もう大丈夫だということではなくて、それは医学の進歩で生着率を、生存率をいかに伸ばすかということがありまして。今、御存じのように、10年から20年ぐらいです。前は四、五年だったのですよ。今はもう10年から20年、20年の方もまだたくさんいらっしゃるのですよ。そういうように、20年間一私どもは1日越しに4時間、あるいは5時間、きょうも本当は9時から透析なのですけれども、この集まりがありますので午後にチェンジしてもらっているのですけれども、そのように4時間から5時間も病院に拘束されると、それが一生なのですよ。だから、私も透析をしてから25年になりますけれども、25年間ずっと1日越しに透析というものをやらないといけないものですから、そういう拘束から解放される。つまり消えていく命が、今ある命をさらに充実させるというようなどころがあるものですから、完全に治りはしないけれども、もう

完全な腎臓になるということはないのですけれども、そういうような自分の生活の質がよくなるというのですか、それで皆さん、300人以上も移植したいと。もっとこれがふえれば、本当は全員が移植したいという気持ちを持っていますけれども、登録して登録料が3万円、毎年5000円ずつ出して検査するのですよ。そういうものですから、皆さん登録していないのですけれども、13年待ち、15年待ち、あるいは待っている間に亡くなっていく人もいますのですけれども、全員が移植をしたいという気持ちは、300名をはるかに超える人間が希望として持っているのだけれども、現実には登録してもチャンスがないものですからやっていないという状況でございます。ただ、中にはもうまた透析に戻る人もやっぱりいるのですよ、何かの故障で。ありますけれども、私たちがこの1日越しの透析から解放される、これがとても私たちにとっては大事なことで、腎臓にとっては。しかし、やはり陳情の目的は、心臓とか、肝臓とかは脳死によってしか使われない。しかも提供者がいてもその医師がいなくてできない。そういう技術を持っていないといけない。それは県にとっても、今のところは心臓移植はできない状況ですから、県に臓器の移植に関する法律の改正に伴う努力をお願いしたいというところであります。

○比嘉京子委員 最後にですけれども、高良幸勇氏は那覇市議会議員でいらしたので、私は、視察でブラジルに御一緒したことがあるのです。そのときに東京都で、透析のために時間を抜け出したり、それからブラジルに行かれるときに、たしかニューヨークに寄られて、ニューヨークが停電になって、透析に大変支障があったというお話を覚えています。もしよかったら少しだけ、移動をするにも、透析患者がどれだけ大変な思いをしているのかということ、一端でも少し述べていただければと思います。

○高良幸勇参考人 ブラジルに行ったときに、ニューヨーク経由での予定でしたけれどもそこが着陸できなくて、ほかの空港に寄って、その空港からまたニューヨークに行って、それからブラジルに行くという。そうしたら、ブラジルでは予約をしているのですけれども、透析する日に透析できない状況になったのですよ。そして、アルゼンチンでしたか、行く予定のものが私はブラジルで降りて、いここに相談をして、日曜日でしたがそこで透析をしたのですけれども、ニューヨークで一泊したときに、透析できるように空港の中で一泊したのですよ。そのときに、念のためといって医者から英語による診断書、カルテを持っていったのですよ。だから、もう一泊をせざるを得ない場合は一というのは、簡単には死なないけれども、簡単に死ぬのですよ。というのは、僕らはカ

リウムというのが蓄えられるわけですから。皆さんはカリウムを幾らとっても尿から排出してくれて、腎臓で調整して排出するのですけれども、私たちにはたまって行って、カリウムには筋肉を収縮させる作用があるものですから、心臓がとまってしまうのですよ。だからそういうことも準備して、英文によるカルテも持っていたものですから、開き直って、万が一の場合はニューヨークで透析をするつもりでいたのですよ。そういうアクシデントは予定していなかったのですけれども、万が一の場合ということを考えてやっていたのですけれども。そういうように、旅行するときも外国では日本のように正確ではないのですよ、飛行機の離着陸も正確ではないものですから。これはロシア—旧ソビエト連邦共和国の崩壊時期に行く予定だったのですけれども、僕は断られたのですよ。向こうでは1日ずれるのはゼロだから、透析というのはそうはできないからということで、僕はこの行政視察に行けなかったときがあるのですよ。そう透析患者にとっては、僕らは今平然として生きている感じにしていますけれども、1日越しに、場合によっては毎日注射するものですから、注射から菌が入って、僕は敗血症になった記憶も1回あるのですよ。敗血症というのは、こんな状態でいくのですけれども、すぐ体温が40℃になって、震えて即入院ですよ。これは、針から菌が出てきて、だから常に病気というものは、あるいは風邪というものは、のど元過ぎれば熱さを忘れるで、この病気が治ったら健康になって忘れまますよ。ところが、私たちは1日越しで透析をするものですから、その危険といつも向かい合っているものですから、そういう透析患者にも、20年、30年と生きるような時代になっても、日々、危険と向かい合わせて生きている状況だということは御理解いただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、高良幸勇参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと思います。

高良幸勇参考人、補助者の伊芸幸栄さん、我謝昌英さん、裁みどりさん、宮

城輝さんありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人等入れかえ)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、参考人からの説明聴取について陳情第106号県立高等学校における進級・卒業規程見直しに関する陳情について審査を行います。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人着席。その後、参考人から申し出のあった補助者の出席について協議した結果、申し出のとおり出席を認めることで意見の一致を見た。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

参考人から申し出のあった補助者の出席及び説明につきましては、休憩中に協議したとおりに取り計らうことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、補助者着席。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

参考人及び補助者の皆様、本日は御多忙のところ御出席いただきましてまことにありがとうございます。

参考人等から説明を求める前に、委員会の審査の進め方について御説明申し上げます。

まず、参考人等から御説明をいただいた後、委員から参考人等に対し質疑を行うことにしております。

なお、参考人等が発言しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならず、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うこととなっております。

また、本日は委員会が参考人等の説明を聞く場でありますので、参考人等が委員に対して質疑することはできませんので、御承知おきください。

それでは、玉那覇哲参考人から、陳情第106号県立高等学校における進級・卒業規程見直しに関する陳情について簡潔に御説明をお願いいたします。

玉那覇哲参考人。

○玉那覇哲参考人 県立高等学校障害児学校教職員組合の玉那覇と申します。よろしく申し上げます。

さて、県立高等学校における進級・卒業規程見直しに関する陳情というのを提出しております。僕らは04内規問題と呼んでいるのですが、その04内規問題というのは、お手元に資料が配られていると思いますが、1ページ目をごらんください。これは2004年4月、沖縄県立高等学校管理規則第38条の原級留置のところが、習得できなかった生徒を原級にとめ置くという条文が、履修できなかった生徒と変えられたわけです。履修と習得というのは、その科目の年間授業時数の3分の2以上の授業に出席すること、これが履修です。習得というのは、その科目のテストや課題をこなして、2以上の評価をもらうこと、これが習得です。この履修と習得がそろわないと、単位は認定されないという状況になります。ところが当時、原級留置が退学につながっているということがありまして、この退学率が緩められるということで、この内規が大きく変えられてしまいました。原級留置をなくせば退学が減るというロジックに陥ったと言えます。それで、この04内規がその後、2005年、2006年、2007年と、学校現場が大きく混乱することになります。これは生徒に与えた影響なので、結局、履修さえすれば進級できる、言ってみれば習得はしなくてもいい、寝ていても、テストが0点でも進級はできるわけです。授業態度がかなり悪化してまいります。要するに、生徒の中では、追試で、あとで取ればいいやということで、進級だけにずっとこだわって行って3年まで進んでいく。大量のテスト科目を、後の追試というもので取らなければいけないという状況になります。努力をして目標を達成する、年度ごとに目標を設定して、その目標を達成させることのチャンスが奪われてしまいます。大量の単位保留を持ったまま、1年、2年と過ごして、3年に進級してきます。そうすると大量のテストを、追試という形で全部クリアしなければいけません。すると、3年という大事な時期に、この追試のテストがクリアできない生徒が出てきます、3年生なのに。結局、これが退学に結びついたり、それから休学の形に結びついて高等学校生徒就学支援

センターに行ったり、もしくは単位が未履修だということで、また学校に残って履修を行ったりして、そういった生徒がふえてきます。もう一つ、この問題が教職員に与えた影響がありまして、結局、誠意を持って学習指導をしてもこたえない生徒に対して、教師みずからが無力感に陥ってしまう、閉塞感にとらわれていきます。もう履修さえすれば進級はできるわけですから、要するに授業態度がどんどん悪化していくわけです。それによるストレスも教員を襲ってきます。年5回程度もある追試の対応によって、このテストを作成するのにかなりの多忙化が起こります。定期考査を合わせると、年10回以上のテストになります。卒業判定のときに、校長から授業担当者に面と向かって、誠意を持って尽くした子供たちに単位を与えなさいと圧力をかけてきます。そうすると、結局、生徒とまじめに向き合い、教えることに喜びを見出していた教員が、教育に喜びを見出せなくなったとつぶやいてやめていった、40代で早期退職をしていった女性教員もいます。この問題を僕らは非常に重要にとらえまして、教育庁とこれまでに交渉をやってきました。2008年度、教育庁に要請書を提出しました。2月議会で仲村前教育長は、見直す検討を具体的に進めていきたいと回答しました。2009年度、今度は6月議会での金武教育長の発言は、校長会やPTAと意見交換を行い、今後は教職員団体とも十分な意見交換を行って、学校現場への対応を考えていきたいと答えましたけれども、この間全く何もされていない状況なのです。3回、交渉を持ちましたけれども、結局、その協議は不発に終わっています。ですから僕らはここでもう、この04内規問題を陳情という形で出す以外にないということで、陳情を提出いたしました。それでは、補足の説明を北城博子副委員長からお願いしたいと思います。

○北城博子補助者 副委員長の北城と申します。きょうお配りした2つの資料をごらんになってください。1つは、教育委員会から出ました平成21年度の学校教育における指導の努力点の中から、中途退学に関するデータと、県の方針をインターネットからダウンロードしたものです。ごらんになってください。2ページ目の県立学校、中学校、高等学校の中途退学データの中に、事由別退学率の比較というものがございまして。この表と、ことしはまだなのですが、教育庁が毎年6月にアップしています学校基本調査というデータを公表しています。そちらをもとにしてつくった表が、このエクセルでつくったグラフが幾つか載っているものが、私たちがつくった表になります。それでは、こちらのほうをごらんになってください。この表で私たちが言いたいのは、追卒業者というのがあります。こちらのほうは新聞発表で、3月1日に卒業した生徒と、6月の学校基本調査で上がってくる卒業した生徒の数には差があるのです。

こちらの表1、単純計算という表をごらんになってください。こちらの真ん中ほどに、追卒業者というものがあります。これは3月1日の新聞発表で卒業者数が発表されます、速報として出されます。その後、6月の学校基本調査のほうで発表される卒業者数との差を3月1日以降、学校の現場の先生たち、それからもちろん生徒本人たちが必死になって、3月1日以降に追卒業していった生徒の数になります。先ほど玉那覇委員長のお話からもありましたが、ぎりぎりまで卒業単位が取れなくて四苦八苦している生徒、それからその対応に追われている教職員の姿がここに見えるかなと思います。

次のページをめくっていただいて、ここからが少し本題に入るかなと思いますが、教育庁のほうは、この04内規の導入というのは中退率の改善のためにと書いてあります。その後、確かに中退率は一時下がりました。そのことも、新聞で非常に自慢げに出されているのですが、実は、04内規の導入の提案がされた2003年に、泊高等学校通信課程のほうに高等学校生徒就学支援センターが設置されました。この支援センターというのは、非常にすばらしい機関だと私たちは考えています。進路変更を望む生徒、それから不登校とかで悩んでいる生徒たちのサポートをしてくれている非常に有意義な機関だと思うのですが、実はそこを隠れみのにして、中退率が改善したように見えているというのがあります。本当の中退率という表をごらんになってください。黒字で書かれたものは、先ほど言いました教育庁から出されている資料、それからホームページのほうから引っ張ってきた数字です。赤字は中退率から逆算したり、このままの調子でいくと、このぐらい中途退学者が出るだろうという推測値になります。そのつもりでごらんになってください。高等学校生徒就学支援センターと書かれているところ、真ん中のほうにありますのごらんになってください。支援センターというところは、各学校から休学をした生徒が、今後どう別の学校を選ぶのか、それとも就職をするのか、そうでないのかというのを考えるために、3年間在籍することができるようになっています。その3年間で高等学校生徒就学支援センターが、最終学に持っていった生徒と、そうではなかった生徒は退学者数になります。通信課程における退学者は、県の退学率には反映してきません。ここで生徒が蒸発していることになります。この支援センターを退学した生徒を、県の発表している退学者数に足して、もう一度退学率を出すと、一番右の端の数字になります。改善していると私たちは考えておりません。こういう裏があるにもかかわらず、まだこの04内規は、退学率の改善に役立っているのだということで、私たちの声に耳をかさないのであれば、それはちょっといけないことではないのかなと思います。それでは、最後のグラフをごらんになってください。上の、事由別退学率のほうをごらんになってください。2006

年のところに、ひし形のマークがぽこんと抜けているところがあります。率が上がっているところがあります、これは学業不振です。つまり、例えば原級とめでやめていくとか、勉強についていけなくてという形になります。それ以前は、余りそんなに高い数字ではなかったのですが、2006年にこの数値がはね上がったのは、2004年に導入されましたので、このときは1年生、2005年で2年生、2006年で彼らは3年生になりました。3年生になったときに、いよいよ卒業ができなくなって退学していった3年生の数字が、ここに反映されているのではないかと私たちは考えています。最後にもう一つ、退学率を本当に改善したいと教育庁が考えているのであれば、経済的理由による中退率のほうに目を向けるべきではないかと私たちは思います。教育庁から出ていますもう一つのデータ―事由別の退学率が出ているものの―すべて見ると大変ですので、平成18年度のところをごらんになってください、下の表です。沖縄県と全国の中退理由の比率を見て、飛びぬけて率が高いのは学業不振ではないのですよ、経済的理由なのです。本当に中退率を改善したいのであれば、ここに目を向けてほしいと考えます。なぜ、そう言うかということ、最後に新聞記事を載せておきました。これは、福岡県の朝日新聞社が去年出したものですがけれども、中退率の高い高等学校においては、授業料減免率も高いというデータを示しています。

私からの説明は、以上とさせていただきます。

○玉那覇哲参考人 私たちが望んでいるのは、ただ一点なのです。要するに、職員、校長とちゃんと相談をして、学校での内規を決めさせてほしい。各学校の実情に合わせた進級・卒業規程を認めてほしいということなのです。言ってみれば、今までの子供たちを見た場合、寝ていても、0点をとっても卒業はできるのだとして、最終的に退学と結びついていくわけですから、この子たちに、学ぶとは何かとか、そういったことをきっちり学んだ上で卒業させたい。だから、教育庁が沖縄県の人材育成をどう考えているのかということをお聞きしたいのです。生徒を退学させたいと思う教員はだれもいないのです。教育は厳しくやって、しかし暖かくあるべきだとみんな思っている。なおかつ、教育困難校や、実業校の校長は、この内規問題を早く何とかしてくれと、僕らの沖縄県立高等学校障害児学校教職員組合にも声があります。そうしたことも踏まえて、ぜひ学校現場で内規を決められるようにしてほしい、ただ一点なのです。

○赤嶺昇委員長 参考人の説明は終わりました。

これより参考人等に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、

重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員　ちょっとお聞きいたしますけれども、規程が変えられて、例えば県立高等学校、それが全部実施されているのですけれども、いろいろなデータを見てみますと、進学校と、職業高等学校と2つに分けられて、相当影響があるところと、それほど影響がないところと大別される気がするのです。それはどういう理由からだか先生方は思っているのでしょうか。

○北城博子補助者　これは単純に考えると、何も言わなくてもお勉強をする生徒が集まっているか、それともうんとサポートして、助けながら勉強をして、それを習得していく子たちが集まっている学校なのかの差だとは思いますが、そういう進学校と言われているところ、この04内規について何も影響を受けていない、昔と変わらないという学校もあります。ただ、緩めることによって、生徒が怠けてしまって進級するのにそんなに努力をしなくてもいいのだ、先輩たちも努力しないで卒業していったしというのを見てきてしまった子供たちというのは非常に悪影響が出ています。もともと怠けるつもりがなかったまじめな子たちでさえ、その影響を受けて努力することを忘れてしまったという状況があるように思います。ですので、沖縄県立高等学校障害児学校教職員組合としては、各学校の実情に合った内規をとというのは変える必要がないと判断した場合は、このままでいってもいいと思うのです。ただ、各学年において、1年生のときにはこれだけは取ろうよ、2年生になったらこれだけは取ろうよというハードルを設定していくことによって、3年生の卒業のときに、そんなに苦しまないでも卒業していけるという階段をつくってあげたい。今は階段も何もない、ハードルもない状態で、3年生でいきなり壁にぶち当たるのです。私たちは、この子たちの3年間をどう保証していいのか非常に悩むところなのです。3年間も生殺しにした状態で、あなたは卒業単位が足りないからと3年生になって突きつけられる生徒の気持ちというのももちろん、各学年で指導はしますが、どうせ追試があるよ、来年取ればいいんでしようという返事が返ってくるのです。そういう実情があります。

○奥平一夫委員　私もある職業高等学校でいろいろな方とお会いして、あるいは父兄や先生方とお会いする中で、本当にこの授業態度も格段に悪くなっている。ほとんど授業が成立しないというような、女子生徒は鏡を見たり、髪をさ

わったりして、後ろを向いて先生に背を向けて、全然授業を受ける態度ではないと。本人たちに聞くと、別に進級できるしという言葉なのです。そういうことで、この子たちが学校に来て一体何を学んでいるかということに、物すごく危機感を持っているわけですよ。ですから、学ぶ意欲とか、あるいはチャレンジをする意欲とかということが、本当になくなっていつているのではないかと。昔、我々の時代には、赤点をとらずにどう卒業していくかと、みんな一生懸命やっていたのですけれども、もう赤点も何もないわけですから、非常に気楽ですよ。そうすると、やっぱり3年間で意欲をそいでいきます。そうすると、結局到達する3年生にあって、壁を乗り越える意欲なんてほとんどないですよ。あとは出席日数をとって卒業していくという感じなのかなと。ですから、ハードルがほとんどないような感じがするのですよ。親のほうもいろいろ話を吹っかけるにも、入ったからには卒業させてよという親ももちろんいます。ただ、何もないまま卒業していつて、この子たちは一体どういう社会人になるのか、これが怖いと。この子たちが親になって子供を育てていくときに、どう子供を育てるのかという、それを心配する親が比重としては多かったのですけれども。今、先生方の提案にあるように、おっしゃっているこの進学校と職業高等学校の違いの中で、それぞれとらえ方が違っているというお話がありましたけれども、やっぱりそういう内規の問題はもっと柔軟に、先生方が提案するように各学校に沿った内規の使い方といいますか、学校現場の先生方と相談をして、本当に柔軟にできればなと本当に僕は思っているのですよ。ところが、去年12月の教育長の答弁では引き続き話し合いをしていくということなので、親はできれば卒業してほしいと言っているということが非常にウエートを占めているような教育長の答弁が僕は非常に気がかりなのです。そうではなくて、一体教育とは何なのかと。この子供たちから本当に学習する意欲がなくなりますと、もう学ぶ意欲もないし、生きる意欲というのもそがれていくのではないかなと非常に心配しています。その点について、先生方はどのように思いますか。

○北城博子補助者 今、保護者の声というものがありません。金武教育長が県議会の中で、保護者の皆さんは、子供たちが全員卒業してほしいと願っている。これは親として当たり前気持ちだと思います。ただ卒業させればいいのかという問題ですよ。私の周りにはいる親—小学生の親、中学生の親、高校生の親、友達や知り合いに、事あるごとにこの話をすると、そうになっている。今、奥平委員がおっしゃったように、将来が心配だという不安の声が非常に聞かれます。それから、PTAの役員の皆さんともお話しする機会があったのですけれども、そのときも、高等学校の現場は今こうなっているの、それは大変だとい

うお話をされていまして。ですので、教育長が県議会の中で答弁していた保護者はみんな卒業を願っている、これは一般的な話であって、この04内規の問題に関する保護者の意見とは、私たちは考えておりません。ですので、ぜひ私たち、それから保護者を含めたこの件に関する協議の場を設定するように求めていきたいなと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はございませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 この04内規が施行されるときに、組合としてどのような対応をしてきたのか、組合の意見も出てきたと思うのですよ。そのあたりのいきさつをちょっとお話しいただけますか。

○北城博子補助者 これは2003年の2学期に提案がなされました。年度途中に出されて、すぐにでもという話でしたが、その後、組合との交渉をしてほしいということで交渉を重ねて3月まで頑張りました。その中で、皆さんに事前にお配りした沖縄県立高等学校障害児学校教職員組合の生の声がたくさん並んでいるのがあると思いますが、これは2008年のデータですが、実はこれが2003年に導入されるというときに、懸念される点は何だということのを全学校に投げかけましたところ、ほとんど同じ内容を導入当初から学校現場は懸念していました。そうであるからこれはやめてほしい、こう一律に、進学校も、それから職業高校も、指導困難と言われている学校もすべて一律にしてしまうと、指導が困難になるということは当初から言われておりました。最初のころは、この単位保留を出し過ぎている教職員の名前、単位保留をした生徒の名前を報告するようにといいことも言われましたが、これは非常にプライバシーにかかわることであり、教職員の評価とかそういうところにかかわってくるからやめてくれということでやめてもらいました。そういう経緯もあります。組合はこれが導入されるときに指をくわえて見ていたわけではなく、最初からこの状態になることはわかっていました。協議をこれまで持つようにといいことで、再三申し入れはしてきたのですが、現在に至っているということになります。

○渡嘉敷喜代子委員 私もこの内規が施行されたときに、これは問題だよということを教育庁の人にも話ししました。そして、中途退学者が減ったということで2004年の全国と比べても多かったけれども、2005年から減りましたよという報告があったのですよ。そうすると、2004年に入学した子たちが、卒業の段

階になったときに問題が起こるのよと私は言ったのですよ。そのときに結果が出てからでは遅いのではないかという話をしました。そして、それが施行された当初も、現場の教師は、この生徒がもう少し頑張れば単位が取れるのという思いであったと。これが卒業期になったら本当に問題があるよということも、現場の教師も話ししていたのですよ、これは普通高等学校の教師ですけれども。こういうことで大変な状況が出るということがありながら、そして2008年に皆さんからも、こういう要望が出ていたわけですよ。そのことについては、また後で教育長に質疑をしますけれども、皆さんからの、当初施行する前と施行後のアンケートの結果が全く同じであったということで、大変なことだなという思いがして、今このアンケートを見ているのですけれども。先ほどからお話がありますように、やはり単位保留がないからどんどん進級ができるのだと、そういう軽率な考え方で3年生まで持ち越して、本当に丸抱えしたもので単位が取れるはずがないのですよ。そういう子たちが退学していくことは、もう目に見えているわけですよ。そこで、では学校で何を学んだのかということになるわけですが、そのアンケートの中でこういうことを言われているのは、私は本当にそのとおりだと思うのです。普通高校の場合ですけれども、世の中適当にやっけても何とかなるといふ学習をさせてしまうということと、それから高等学校を卒業しても社会に必要な最低限の常識、知識、生活態度、こういうことが備わらない人がふえてしまうと。学校で、そういう子供たちを育てていることになりかねないという思いがするのです。そのあたりで、教育庁のこともあるのですけれども、皆さんがこれから学校の実情に合わせて、その内規を認めてほしいということなんだけれども、内規そのもの、こういうあり方そのものが、私は問題だと思うのです。どうお考えでしょうか。

○玉那覇哲参考人 内規そのものを問題にしていない学校もあるわけです。このアンケートの中にもありましたけれども、実業高校の先生方には大変苦勞をされているように思うと。私たちは、合格はできないようになりきつい内規をつくっているところもあるので、普通高校では。だからやっぱりそういう点で、内規そのものというよりは、校長と教職員で相談をして内規が決められる。要するに、直接向き合っているのは教員ですから、その教員たちが、こういう内規をつくったら、この子たちはきっと頑張ってくれるよとなるわけです。だからそういう相談を、校長と教頭に任せてほしいということなのです。

○渡嘉敷喜代子委員 だからこれまでの内規というのは、それぞれの学校での内規だったわけですよ。これが教育庁から一律に持ってきたということに問題

があるわけですよ。それで、そういう状況になったときに、例えばこういう問題が起きたときに教育庁としては、ある程度試験的なことをやったという思いで見直していこうという、これまでに全く見られなかったわけですか、皆さんの交渉の中で。

○玉那覇哲参考人 仲村前教育長は、これを見直すという発言を既に去る県議会でやっているわけです。それ以降がないわけです。だから見直すと言った以上、その見直しの方向に動いてほしいのですけれども、その動きがないので陳情を出すことになりました。

○渡嘉敷喜代子委員 教育長がかわって、金武教育長になりましたけれども、今、金武教育長との交渉はやっていないわけですか。

○北城博子補助者 去年、3回ほど一去年6月議会での、金武教育長の答弁を受けて、夏ごろから協議、交渉を持たせていただきました。そのときは課長以下級の方々と話を詰めさせていただいて、具体的にこの案であれば現場も、それから退学率が再び上がってしまうことがないようにできるのではないかとこの案の詰めはお互いにできていたと思っておりますが、その後、現場のほうにその改善策と思われるものがおりてきていないという状況になります。

○渡嘉敷喜代子委員 このことで、現場の教師がすごいストレスを抱えているということは、このアンケートの中にも出てきますけれども。教師の評価一例えば、単位保留を出す先生は、その教師の評価にもつながっていると、教え方が悪いのだと、そういう圧力がかかってきているという話も聞いているのですよ。そして、先ほど説明でもありましたように、校長ができるだけ卒業させるようにしなさいというようなことの圧力もあるわけですよ、現場のほうでは。それがやっぱり教師に対しての、教師の皆さんのストレスにもつながっているのではないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○玉那覇哲参考人 先ほどの単位保留を出した教師の報告とか、それはもうやめさせたわけですから、それと評価とは直接かかわりはないです。

○渡嘉敷喜代子委員 単位保留した子供たちが履修をするのに、1単位ごとに3920円、そして追試に16万円払っている子もいると。そのことはあるのですか。

○北城博子補助者 これは単位履修生という子たちになります。先ほど言いましたように、履修と習得の二つがそろわないと単位修得にはなりませんので、点数はとれていないけれども時間を満たしている場合、もう一度3年生をすることができないのです、時間を満たしているのです。そうすると、時間を満たしているが単位を取るために、4年生というのですか、籍を置いたまま、次の年に後輩たちと一緒に追試を受けに来るという制度になります。試験を受けるためだけです。1単位につきの単位の受講料は、県のほうで決まっていると思います。今もその値段かどうかはちょっとーこれは2008年のときのもので確認はとっておりませんが、この16万円を払って、結局、追試でも点数をとりきれずにやめていったという子たちです。この単位履修生というのは、ほとんどの学校が1年間です。何年もいられるわけではないのです。だから、あと何年かけてでも取ればよいということにはならないと聞いています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 1点だけお願いします。陳情の趣旨ですけれども、各学校の実情に合わせた学校独自の内規として認めてもらうため、沖縄県立高等学校管理規則の改定一皆さんが学校独自の内規をつくろうとしたときに、妨げになっている沖縄県立高等学校管理規則は、何条のどういうところをどう変えてほしいのかというのを教えていただけませんか。

○北城博子補助者 沖縄県立高等学校管理規則第38条原級留置というところ、この04内規のときに書きかえられた部分です。そこが、習得から履修になったという話を先ほどもなさいましたが、これをもとに戻してほしいということではありません。その下に、ただし、学校の実情に合った進級・卒業規程の設定ができるというような一文を入れることによって、各学校にその判断を任せられることになるのではないかと提案を、去年の交渉の中でさせていただきました。

○仲村未央委員 もとに戻せということではなくて、学校の実情を踏まえた、そういった対応を学校独自でできることについても可能としてほしいということの趣旨だと思うのですが、それについて、県教育委員会としてはどう言っているのですか。それは何か不都合があると言っているのですか、学校の実情に合った規則をつくることは。

○北城博子補助者 この04内規が導入されたときの目的にかかわってくるのですが、各学校に任せて、各学年のハードルを設定するということは、それを超えきれなかった子たちはどうなるのか、また退学者につながるのではないかという懸念があるということで、そこで引っかかっているようです。ただ、先ほどデータで示したように、これは中退率の改善には結びついていないと私たちは思っていますので、そこを改善したいのであれば別の方策がありますよということを提案してきました。

○仲村未央委員 そのハードルが、各学校独自に違ってどうなるんだといったら留年になると思うのですけれども、即退学ではなくて、習得できなければそれを超える努力をします。義務教育ではないので、そこら辺は自己責任というのかな、そういった部分での自分の努力ということを求める点は当然のことだと思うのですよ。ですので、その学校独自の風土や学力も含めて、それに応じたものをつくろうとするときにつくらせないということの合理性というのが、教育委員会のほうからまだ聞いていないので、そこら辺をぜひ聞いていきたいと思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 沖縄県立高等学校障害児学校教職員組合からの陳情であります。どのぐらいの教職員が組合に入っておりますか。どのぐらいの教員の皆さん方が組合の中に入っておられて、意見としてこういうことが出てきたとか、私たちはベースを知らないものですから。

○玉那覇哲参考人 半分は超えています。まだありますけれども、まだあります。6割を超えています。

○翁長政俊委員 各学校の中にも、いわゆるこの問題について、04内規問題についての考え方が、それぞれ考え方がありますが、この04内規についての各学校の考え方みたいなものはありますか。問題になっていないところも、学校によってはあるわけでしょう。だからこれはどういう比率ですか。こういったデータというのは調べられていますか。

○玉那覇哲参考人 5ページにあります。一番最初に、学校生活への影響というのがある、悪影響ありが49校。そういった感じでアンケートは出ています。

○翁長政俊委員 この学校生活への影響という中で、49校が悪影響があると出ているのですが、これは全体の76%になっています。これは組合にアンケートをとったのですか、それとも教職員にアンケートをとったのですか、学校職員全体にアンケートをとったのですか。ここを明確にしてください。

○北城博子補助者 これは分会長を通して、各学校でこの件について、組合員、そうでない方たちも含めて、意見をまとめて報告してくださいという形でとったアンケートになります。

○翁長政俊委員 ここを明確にしてもらわないと。いずれにしろ、この陳情の内容が、皆さん方の組合から出ている陳情ですから、教職員全体の意見として出てきた数字なのか、組合の中でデータ化したものなのかが明確になっていないと。私どもも考え方を一つにするためには、ここの部分というのは大事なのですよ。ここはどうなのでしょう。先ほど説明があつて、そうなのか、そうではないのかをちょっと明確に答えていただけませんか。

○北城博子補助者 このアンケートを2008年に投げたときは、先ほど申しましたように、各学校での様子を組合員、未組合員の人たちも含めて上げてほしいということでやりました。ただ、音頭をとったのは私ども組合ですので、組合のデータと言われればそうなります。もし、全職員にこの件についての意識調査をしたいというのであれば、教育庁のほうに要請していただきたいなと思います。

○翁長政俊委員 わかりました。1つは中途退学者が多い、これが学業不振か、経済的理由かということになると、皆さん方が出しているデータによると、経済的理由が大半を占めるのではないかという先ほどの御説明がありましたけれども、この学業不振というものについての、教師としてのかかわり方というものはどう認識されておられますか。いわゆる経済的理由と、学業不振と両方あると思うのですよ。学業不振の部分は、家庭内教育もあるし、学校教育もあるし、両方あるだろうと思うのですよ。ついてこれない子供たちがいるということになると、家庭内教育が悪いというのか、学校における教育カリキュラムも含めて、教師の指導力も含めて、ここにまた問題がないのかという問題も一

つ提起されるわけですよ。だから、私はすべてが教師に問題があるとは思っていません。この子供たちの家庭教育の問題もあるだろうし、この子供が持っている資質もあるだろうと思います。ただ、学校現場でこういった中途退学者をなくしていく努力というものは、これはせつかく中学校までは義務教育で、教育の機会は均等と与えられておりますけれども、もう進学率が90%を超えるような状況になってくると、今、我が国ではほぼ高等学校を義務教育化にしてはどうだという議論も現実に出てきている状況の中で、やはり学業の不振というものに目を当てたときに、私は学校現場の先生方の努力というものと、責任みたいなものは、職業的に教師ですから、その部分にも皆さん方が、ある意味ではきちっとコミットしてこないと、どうも理解がしにくいのですよ。この部分はどう思われますか。

○北城博子補助者 学業不振の部分、現場の教職員は非常によく頑張ってくれていると、県議会のほうでも金武教育長が発言なされています。私たちも、先ほど玉那覇委員長からもありましたように、子供たちを退学させたいと思っている教職員はいません。精いっぱい、全力全霊をかけて指導しています、導いているつもりです。先ほど質疑がありましたことを言うと、私の教育観という話になってしまうので、ここでは避けたいと思うのですけれども。このグラフを2つ出させていただいたのは、教育長のほうが、中途退学の原因は学業不振であるというロジックで、これの導入をしてきたので、そうではないよというのを示すためにつくったグラフです。これのもととなったデータというのは、教育委員会のほうから出ている数字になります。それをわかりやすくするために、ちょっとグラフにして、こう読み取れるのではないかという考察を加えたということで、理解していただきたいと思うのですが。

○翁長政俊委員 教育論まで入り込むとなかなか難しい話ですから、そこは私も避けたいと思っていますが、当然、この担任の先生も含めて、子供たちを卒業させたいというのは、これは当然のことだろうと思うし、この父兄の考え方というのが一つ入ってきたのですけれども。保護者の考え方も、できれば高等学校ぐらいは卒業させておきたい、これはもう普遍的なものですよ。子供が、本人が持っている資質みたいなもので、なかなか学業が上がらなくて、うまくいかなくて、単位が取れる、取れないで、卒業ぎりぎりのところで子供自身も苦しんでいる状況の中で、保護者はどうしても卒業させたいと思うわけですよ。だから、この部分で皆さん方は保護者の意見と、金武教育長の考え方が違うような発言がありましたけれども、これはどこを指してこのようなことを言って

いるのですか。

○北城博子補助者 前沖縄県高等学校PTA連合会会長の新垣さん、それから現沖縄県高等学校PTA連合会会長の北川さんには、個人的にですけれども面識があるということで、この話をしたことがあります。これは、沖縄県高等学校PTA連合会としても考えていかないといけないことだという話を伺っております。彼らの個人的な意見かもしれませんが、金武教育長が議会の中で、保護者は卒業を望んでいる、これは当たり前なのですよ。望んでいる、その後に、では何も学ばずにただ卒業だけすればいいのかということに関しては、保護者はどう考えているのかというところを県議会の中で述べられていないので、私たちのほうからすると、この教育長の発言というのは、何か言い足りないところ一隠しているとは言いたくないのですが、あるのではないかという。正式に教育長のほうから、ちゃんと沖縄県高等学校PTA連合会のほうに、例えば意見聴取の場を設定してやったという話は聞いていないので、あちらのほうも個人的に聞いた話を上げてきているのかしらと、私は個人的に感じております。

○翁長政俊委員 学ぶ、学ばないという議論になると、やっぱり学校現場で教えてもらわないと困るわけですよ。保護者は卒業してほしいと思っているのですよ。中で何も学ばないで卒業していいのかという議論は、これはブーメランで教職員に返ってくる問題なのですよ。だから、ここの部分で皆さん方がどう教えるのか、どう教えてきたのかが問われてきますから、ここの部分はちょっと僕は議論が違うのではないのかなという気がして聞こえるのですよ。実際これはどうなのですか。

○北城博子補助者 すべて私たちに返ってくるのではないか、学校現場で、そこで行われている教育に責任を持って、仕事として取り組んでいるのは私たち教職員ですから、すべて私たちに返ってくるとは思います。しかし、この戻り方が、打てば響くというのか、そういう返り方であれば、私たちはお互いに生徒と、それから保護者と歩んでいけるのですが、先ほども報告がありましたとおり、あと前日にお配りしたアンケートの事由記述のところ目を通していただきたいと思うのですが、生徒の中に、全員とは言いませんが、一部にどうでもいいという、要するに努力をしなくても大丈夫なのだという感覚を持っている生徒がいます。その子たちに影響を受けて一結局、クラスにそういう子がいると、余り言葉は好きではないのですが、士気が上がらないのですよ。授業態度がすべてに影響してきます。クラスの雰囲気非常に悪影響を受けている報

告があります。そうすると私たちは厳しく、だめだよ、単位が取れないよ、ちゃんと真剣に授業に取り組んでと指導しますが、しかし生徒は、言葉でありますので、それを見てください。実際に教職員が生徒から言われた言葉も報告されています。

○翁長政俊委員 まあ、もうこれは余り中には入りませんが、いずれにしろこれは教育論になっちゃいますから。例えがとても悪いのですけれども、言葉としてわかりやすいように言いますが、リンゴ箱の中に、いいリンゴと腐ったリンゴを置くと、腐ったリンゴがいいリンゴを駆逐していくのだという話と同じ議論になりますから、僕はこの部分は教育のもともとの、要するに普遍的な現場の現状であって、これは選抜していいやつばかり集めればそれはいい学校になるし、いい教育ができますよ。このできる子、できない子を一緒に入れると、いずれにしろこういった議論がずっとついてまわるわけです。しかし、こういったできない子を引き上げていくというのが、まさに教育の現場であって、余り深く入りたくないのですが、いずれにしろ、皆さん方が、内規を学校現場で教師と校長で決めさせるようなことをやってほしいということになると、これはもう教育方針そのものなのです。学校教育、高校教育の方針を学校現場にゆだねてくれという議論にまで入っていくのです。だからここは、僕は現場でやる話ではないのではないのかなと。やっぱり組織の中には、県教育委員がおられて、教育長があって、教育の現場があってという組織体系になっていて、この方針や指針みたいなものは、やはり学校それぞれに任せていたらでこぼこがあって、この学校ではこうだけれども、あの学校ではこうだということになると、それこそ学校現場によって、あの学校と、この学校と、この学校では、教育の内規のレベルがみんな違って、実際にそれぞれでこぼこがあっていいという話になるわけです。このでこぼこがあっていいという理由は、私は機会均等や平等という意味では、やっぱり問題があると思いますよ。やはり一つのきちっとした内規みたいなものがあって、これに沿う中でそれに近づけていく努力をします。なかなか現場としてはそうはいかないけれども、そういう方向に教育を高めていく努力は、不断なく行われるべきだと私自身は思っていますけれども、ここはもう物の考え方が多分、組合との違いでしょうからこれはそこまでは踏み込めませんが、私はそんな感覚を持っています。これについて何かありますか。

○北城博子補助者 今、リンゴの話がありましたが、箱の中に痛んだリンゴがあったのなら、なぜ痛んだのか、これをそこに置いておくとういうことにな

るのかというのは、その現場一箱を見ている私たちは常に考えています。このリンゴがここにあるから、この教室、この箱の中はすべて腐ってしまうだろうけれども、何もしないわけではありません。常に考えています。ただ、このリンゴが傷ついた原因とかということもはっきり見ながら対処していると私は思います。なので、腐ったリンゴ、ミカンの話は、私たちの考えている学校現場とはちょっと離れているのかな、そういう例え方をされると、ちょっと例えは悪いけれどもと言ってくれましたが、そう現場も、私たちも考えています。

○**翁長政俊委員** 今の表現がいい例えではないとは、僕もそう思っているのですよ。例えようがちょっと頭に浮かばなかったから、こういう例えをしたのですけれども、ただ現実問題として、まさにこういった、できる子、できない子、単位が取れる子、取れない子、これは混在していますから、この単位を取れない子を上げていく努力というのは、これは先ほども言ったように努力をしないといけないうし、私が思うには、できればせめて高等学校の資格は取らせて卒業させてやりたい。実社会に出ていけば、実社会の荒波の中でもまれていくのですから、その中でまた学校現場でできなかった教育というものを、実際に肌で感じて生きていくのですから、これがまさに生きる教育ですよ。ちょっとこの分野、仮に数値的な問題が弱い子は、数値的なものを補う努力を生きるためにやるでしょうし、そういう努力をやっていくことが生きるということなのです。だから、ある意味では、学校現場の今の内規の問題が組合から出されているのですけれども、ここはどうも違う気がするなという感覚であります。

○**赤嶺昇委員長** ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** 一、二点お尋ねします。先ほどいただいた資料、2ページの卒業できなかった中途退学者、この表で、実際は高等学校生徒就学支援センターに行って、数年おくれて退学者が出るという数字を出しまして、そうしたら本当の退学者数というのは、ほぼ横ばいして変わっていないよという表を出していただいたのですが、これは数字をきちんとつかんだものということで報告があったのですが、これは教育庁も共通認識をされている数字になっていませんか。

○**北城博子補助者** これは、私どものほうでつくった推測の数字が入っている

のですが一赤いところが推測になりますが、黒いところの数字はすべて、先ほどの報告書の中から拾った数字、それから学校基本調査でアップされている数字を使っています。高等学校生徒就学支援センターのほうの退学者数というのは、これは高等学校生徒就学支援センター―泊高等学校のホームページのほうにあります、そこに公表されているデータを使っております。もちろん細かい数字、何名かの誤差というのはあると思いますが、私たちはこれが退学率の改善になっているのだとは言えない数字として示すことができるのではないかとということで、きょう示させていただきました。

○西銘純恵委員 私、ここが大事だと思うのですよ。この中退する原因というのが、内規を変えたから中途退学が減らされるとかいうことではないというのは、この数字で出てくるのかなというところを共通認識にして、では、そうしないためにどうするかということが必要だと思うのですよ。ですから、そこをしっかりと教育庁と話をすれば、ある意味では前進すると思っています。それともう一点ですが、教育庁は、学校の、実際に各学校一校長を中心にして、先生方が教育をやっているわけですよ。その教育現場の声を聞いて、皆さんに教育を任せるといえるのでしょうか、そういうことではないのですか。ある意味では、教育庁といったら机上のことをやるわけですよ。それを、内規を変えてやりなさいという、これが行われているのですか。私は現場の声を聞いてやっていくと思っているのですが、こういうやり方なのですか。

○玉那覇哲参考人 ちょっと、それは教育庁に聞かれたほうが良いと思います。私たちに聞くよりは、教育庁に聞かれたほうが良いと思います。

○西銘純恵委員 この間の、例えば学校の教育改善問題とか出しますよ、こうしたら教育力が高まるとか。そういうのはやっぱり改善に向けて、声を出したらそうしましょうということになっていくと思うのですよ。現場にいらっしゃる方々が一番教育を知っていますから。だけれども、この内規問題だけが、今ある意味では解決されない、頑として受け入れないという問題なのですか。日常的にそういうことが行われているのですかと聞きたいのですよ、教育庁にではなくて。そういうことがないのですか、なければ別にいいのですけれども。この問題だけですか。

○玉那覇哲参考人 仲村前教育長は改善すると言ったわけですよ。それが変わらないわけですから、それはなぜかというのは、向こうのほうに逆に聞いてほし

いということですよ。

○西銘純恵委員 質疑をしたのは、ほかの場面でどうなのかということで、特に出していらっやらないので、この件が最大の問題だと受けとめて、前任の教育長が言ったことを、教育長が変わったからということで、それをそのままにするということは問題ではないかということでおっしゃっていますので、やっぱり県議会で答弁したことをしっかりとやってもらうというのが大事なことだと思っております。もう一つですが、高校教育の現場で皆さんやっているのですけれども、中退率がこれだけほぼ横ばいにあるわけですよ。小学校、中学校の9カ年の義務教育の場で上がってくる子供たちを受けけるわけですが、この高等学校に進学してきた子供たちから見える義務教育段階での問題点というのか、思っていることはありますか。特になければいいですが。

○玉那覇哲参考人 大変申しわけありませんが、私たちは沖縄県高等学校障害児学校教職員組合ですので、高等学校に限定してお話をさせていただきます。義務教育のところまでは、今のところまではちょっと考えがまだおぼつかないです。

○西銘純恵委員 私は、資料として出された授業料免除率が高いと中退率も高いという、この生活力が厳しい家庭は、やっぱり教育にも格差が出ているというのは、今、明らかになっているわけですよ。だから、その問題が高等学校にもそのまま出てきている。もっと、多分に小学校、中学校でしたら、まだ幼いのですから、勉強すれば進学ができる、大学も行きたい、こういう仕事につきたいという夢がある。でも、高等学校に入る思春期を超えたころに、実際は自分の家庭では大学に行けるような経済力がないとか、そういうことがいろいろと高校生活を過ごす中で出てくるはずなのですよ。だからそういうところも、私は高等学校に入った子供たちが、希望を持ってこの3年間の単位をしっかりと習得していこうというところに結びつかない問題もここにあるのかなということも、とても感じているのですよ。それで先ほど、義務教育のことを聞いたのですけれども、特にそれは触れていませんので。もう一点、では、そこで上がってきた高等学校生に対する教育条件の整備の点でお尋ねしたいのですよ。先ほど、泊高等学校通信課程に高等学校生徒就学支援センターを置いたのは、一つの教育を補充すると言いますか、この子たちを教育していくという立場からはよい施策だと言われましたけれども、学校の中で個別に体制、条件的に整備してもらいたいというのは、それなりにあるのではないかと思うのですよ。これについてはどうお考えでしょうか。

○玉那覇哲参考人 教育条件整備については、僕たちはまとめて教育庁とちゃんと交渉していますので、ちょっと今、内規問題についてですので、その辺の回答はちょっと控えさせていただきます。

○西銘純恵委員 私が言いますのは、内規が変わったために、3年生のときに補習や追試をどんどん受けていくと。そして教師がそれに多忙化していくと。追試問題をつくったりとあるわけですよ。そうしたら、それに対応する新たな陣容とか、もし、今のような内規をつくるのであれば、そのときからそういう体制問題も教育庁はあってしかるべきだと思っています。だからそういうのはあったのですか、なかったのですか。

○玉那覇哲参考人 なかったです。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
上原章委員。

○上原章委員 毎日、学校現場で子供たちを指導されていることに本当に敬意を表したいと思います。私のほうからも関連なのですが、皆さんからいただいた本当の中退率ということの数字で、高等学校生徒就学支援センターの数字を見させていただいたのですが、特に今回、この退学率というのは、全国との比較が一つの数字になっているのですが、この支援センターの数字というのは、全国にもそういった高等学校生徒就学支援センターみたいなものがあって、この分母にそれも加味されたものに、皆さんの新たな数字が入ったと認識しているのでしょうか。

○北城博子補助者 沖縄県の泊高等学校にあるような高等学校生徒就学支援センターが全国どの県に設置されているのかというのは、私たちは把握しておりません。

○上原章委員 ということは、皆さんが参考としたこの数字の比較になるというものでは、全国のそういうものまでは調べていないということですか。

○北城博子補助者 そういうことになります。

○上原章委員 わかりました。それで私も先ほどからお話を聞いて、この議論の問題点というのが、進級基準を厳格化した内規を、皆さんは各学校別に任せてほしいと。厳格化したときにどうなるのか、私も実は高等学校に行っているときに2人の方が学年進級できなくて私のクラスに来て、1人の方は4年間かけて一緒に卒業して、もう一人の方はその年度でやめていったという身近なケースがあったのですけれども。本当に、最終的には卒業してもらいたいというのは、どの先生方も、また保護者の方も思いがあると思うのですが、これは進級させる基準を毎年度厳格化して、この生徒が本当に卒業していける形になるのか、それとも今の追試を、何度もチャンスをつくって、そして3年間で卒業できる形がいいのかといういろいろな議論を重ねていかないといけないような気がするのですけれども、大事なことはやっぱり学習意欲を、どう個々のケースに合わせてしっかり持たせるかが、また本人の努力が結実していくとは思っているのですけれども、今回、この教育委員会が04内規の形にした背景というのは、いろいろな議論がその当時あったと思うのですけれども、今回皆さんがこういう提案をした中で、本当に厳格化することで子供たちを守れるという思いが皆さんの中には非常に強いということで、ここまで来ているのかなと思うのですけれども、大事なのは学習意欲を本当に持たせる、確かに、先ほど翁長政俊委員もおっしゃっていましたが、これは組合の中では十分にされてきている認識をしたいのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○北城博子補助者 子供たちに学習意欲を持ってもらう。興味関心を持ってもらう。授業工夫とかというのは、組合員だから、そうではないからというものではなく、教職員すべてがもともと持っている資質だと思っています。教育庁のほうも、各現場を回ってその様子を一去年、全校回っていただいたという報告を聞いております。その中で、各現場では大変だけれども、教職員が頑張ってこの問題に取り組んでくれているという評価をいただいております。

○上原章委員 最後に、今回のこの皆さんの内規を学校現場に任せて、例えば以前のような形で厳格化した場合、要するに、年度、年度でしっかり単位を取る、そういった形にした場合、そこで断念をする子供たちがなかなか学力についていけない状態で、当然、落第をしていくということは大変な負担が通常より大きいわけで、その辺の、今回の内規がそういう形になった場合の、子供たちに与える影響というのはどう認識されているのか、お聞かせ願えますか。

○玉那覇哲参考人 厳格化といった場合、昔の4科目12単位以上とか、そうい

う形には多分ならないと思います。今あることが問題なのです。要するに1年、2年、3年と履修していればもう進級できるよというのが問題であって、その年度ごとに子供たちに目標を与えて、その目標に到達ができたなら進級できるという、そういった方法だってあるわけです。だから、厳格化ではないです。

○上原章委員 いや、僕が言いたいのは、例え3年間でしっかり卒業させるシステムと、1年、1年しっかり目標を超えていく。その中で、要するに1年、1年の中でついていけなくなった子供たちが出ると思うのですよ。その辺のフォローはどうされるのかなというのをお聞きしたかったのですが。

○北城博子補助者 私たちの考えとして持っているイメージですが、今、原級留置は、時間を満たしていれば原級留置はありません。これは、そのまま残したまま、ただし進級に関する規程、例えば目標値です。この目標をクリアできなければ留年をするというわけではなく、時間を満たしていれば留年をしないというのが上の1行目、沖縄県高等学校管理規則第38条にありますので、それを生かしたまま各学校で、うちの生徒だったら1年間30単位ですけれども、25単位を目標として取ろうというものを設定する。それに到達しなくても、進級はするけれども、到達しなかったときに足りなかった部分を1学期、1回目の追試ではしっかり取ろうという約束を生徒にするとか、そういう目標値を設定して生徒を頑張らせて、クリアできなくても忘れないうちに、早い時期にしっかりといつまでには取ろうという約束をしながら、子供たちを激励しながら歩ませていくわけですよ。そこで全部切ると私たちは想定していません。ただ、その目標値の設定すら今は許されていないのですよ。そこが問題だと思っています。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、玉那覇哲参考人等に対する質疑を終結いたします。

この際、委員会を代表して、参考人等に一言お礼を申し上げます。

本日はお忙しい中にもかかわらず、長時間にわたり貴重な御説明をいただき心から感謝いたします。

本日拝聴いたしました内容等につきましては、今後の委員会審査に十分生か

してまいりたいと思います。

玉那覇哲参考人、補助者の北城博子さんありがとうございました。

以上で、参考人等に対する説明聴取を終結いたします。

休憩いたします。

午後 0 時 12 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次に、乙第 7 号議案沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 それでは、教育委員会の所管に係る議案の説明をさせていただきます。

議案書 15 ページをお開きください。

乙第 7 号議案沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本議案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が施行されたことに伴い、授業料及び受講料は原則不徴収となりますが、同法の規定に基づき、授業料及び受講料を徴収することとする特別の事由がある場合を定める必要があることから、条例を改正するものでございます。

なお、この条例は、交付の日から施行としております。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第 7 号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの議案についてお尋ねします。

高等学校授業料の無料化というのは、諸外国に比べて日本が有料というのはおくれているのではないかということはずっと言われてきて、無料化が出発することになっているようですけれども、私は待ち望んでいたものだとは思っていますが、今、提案があった特別な事由がある場合は徴収するというところで触れている部分について、もう少し丁寧に説明をいただきたいと思います。

○安慶名均財務課長 法律は4月1日に施行されておりますが、まずは授業料を徴収しないということを定めておりまして、ただし書きで、特別な事由がある場合は徴収することができる定められております。本県の条例のほうで授業料等については徴収をするということが定められておりますので、その項に新たな項を追加いたしまして、その授業料については、特別な事由がある場合に限って徴収することができるという条文を追加いたしまして、原則として授業料は徴収しないものとするということで改正をするものであります。

○西銘純恵委員 特別な事情というのはどういうものですか。

○安慶名均財務課長 特別な事由については、現時点においては特に定める予定はございません。

○西銘純恵委員 定める予定がないということであれば、ただし書きは要らないと思うのです。ただし書きを入れているというところにどのようなものを想定されるのかという一今はやらないということであって、今後、徴収することが出る可能性を残すただし書きですよ。それで想定されるというのはどのようなものなのかというのを、もう少し丁寧にやっていただきたいと思うのですよ。

○安慶名均財務課長 まず法律のほうで徴収しないということを原則として定めておりますけれども、ただ法律がただし書きで特別な事由がある場合は徴収することができるという定めもあるものですから、本県の条例も法に合わせて、特別な事由がある場合は徴収することができるという形の改正を今回行うものであります。

○西銘純恵委員 具体的にどのような場合を想定されるのかということはお答えいただかないのですけれども、本当はあるわけですよ。それをこういう場合、こういう場合と法律が想定されているものはどういう場合なのかというのを聞きたいのですよ。

○安慶名均財務課長 法律においても特別な事由については、特に具体的にこういった場合という定めはありません。ただ、他都道府県においては、授業料のかわりに交付される不徴収交付金一国からの交付金が、留年生等については対象にしないということとしているものですから、特別な事由という形で、留年生等については徴収をするという都道府県もございます。ただ、本県においては検討いたしましたけれども、留年生についても経済的な事情であったり、あるいは病気であるとか、あるいは留学とか、さまざまな要因で留年に至る生徒がいるということで、そういった生徒に対しても機会を確保するというところで、本県においてはそれについても徴収しないという方針を今持っているところであります。

○西銘純恵委員 聞いているのは明解だと私は思っているのですが、留年生等と先ほど言われました。留年生は今説明いただきました。等という、ほかに想定されるのは何があるのでしょうか。

○安慶名均財務課長 既卒生です。高校を卒業した後でまた入学してくる生徒、それが今他都道府県の状況からすると、留年生または既卒生を除いている事例がございます。

○西銘純恵委員 そうしますと、本県は、取り扱い上は留年生や既卒生についても授業料は徴収しないと、今、方針としてはあるけれども、条例の中ではただし書きで生かされているということですよ。お尋ねしますけれども、このただし書き部分を条例に同じように定めているところ、それと、それを潔く無料にするという言づけで定めているところ、これはありますでしょうか。

○安慶名均財務課長 九州各県に問い合わせをいたしましたところ、今、本県を含めて九州8県においては、4県で留年生等については授業料を徴収するとしております。本県を含めまして、残り4県が徴収しないということになっていますが、徴収しないとしている4県のうち、そのただし書き部分を明記しているのが本県を含めて3県、ないのが1県ございます。

○西銘純恵委員 やっぱり授業料の無料化という制度の趣旨からいって、私はすべて無料にするということで、実際には九州だけでも1県では徴収するというただし書き部分をきちんとなくして、無料化ということをやっているという

のがあるということですから。今、取り扱い上は無料だよと言われても、やっぱりただし書き部分についても、できれば明記しないという形の方に持っていったらと。今回は、皆さん検討された上で出てきたということですが、それは今後の検討ということで、実質無料化ということでおっしゃっているものですから。検討については、例えば、教育長がかわった、事情が変わった、歳入をもっとふやそうとか、使用料、手数料をふやそうというときに、それが生かされてくるというおそれがあるわけですよ。そこにそういうものが、今後の内容に検討していくということも求めたいと思うのですが、これはいかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 高等学校の授業料無償化につきましては、今、安慶名財務課長の話にありまして、基本的には、私たちのほうは全額無償ということでこれから取り組んでいきます。ただ、ただし書きのほうは、これからどうということが新たに起きるかわかりませんので、そのときに考えるということでやっております。ですから、現在の留年生とか、過卒生については、基本的に私たちは不徴収という形で取り組んでいきたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第7号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第8号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 17ページをお開きください。

乙第8号議案沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の管理を指定管理者に行わせる必要があることから条例を改正するものでございます。

なお、条例の施行期日は、平成23年4月1日とし、一部準備行為につきましては交付の日から施行としております。

以上でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

仲田弘毅委員。

○仲田弘毅委員 本県のあらゆる施設が指定管理に向かう、これはもう本県のみならず全国的にそう動いているわけなんですけれども、せんだって静岡県浜名湖で、愛知県の中学校の体験学習の中で、不幸にも中学1年生の女子生徒が亡くなったという痛ましい事故がありましたけれども、この指定管理に移行したときの、従来、県が直轄して運営していたのと、この指定管理に向けての危機管理体制というもの、それについてまず教育長の考え方をお聞かせください。

○親川實生涯学習振興課長 6月18日でしたか、テレビで報道がございました浜名湖のボート事故を受けて、早速、指定管理の2施設を含めた6施設ですか、すべての施設に対してメールで注意喚起をするとともに、翌月曜日に公文書をもって注意喚起をいたしております。

ただ、喚起の前に各施設の特徴に沿った危機管理マニュアルというものがつくられておりまして、特に指定管理については我々は相当気を使っておりまして、その危機管理マニュアルを整備、充実する方向で常々指導監督を行っているということでございます。特に沖縄の場合は、6施設とも浜辺に立地していないということでプレジャーボートについては日常的なプログラムはとっておりません。ただし、いろいろなお客さん—青少年の需要にこたえるということで、例えば石垣青少年の家には4名乗りのカヌーが10艇ございます。それから、ライフジャケットが40枚。宮古青少年の家ではこれはシーカヤックですか、6艇、それから水上バイク。玉城青少年の家では1人乗り用5艇、2人乗りを3艇。石川少年青少年の家は所有していないということでございまして、いずれも沖縄の場合にはプラスチック艇でございまして、沈むということは特にございません。また、国立沖縄青少年交流の家もございまして、それについては船舶技能員を2人配置するなど監視体制が充実しているということでございます。

○仲田弘毅委員 たまたまボートの事故ではありましたが、ボートが云々ではなくて、その危機管理に対する姿勢をしっかりと教育委員会は持っていたきたいと。浜名湖に関しては、まず強風注意報、それから高波注意報など5種類ぐらいの注意報が出ている中での実施ですよ。それともう一点は、女の子が行方不明になったということをキャッチするまでに2時間近くもかかっているわけですよ。その速報体制ができていなかったということ。それと、このボートを曳航した責任者—その施設の施設長がボートを曳航したということですが、その訓練が全然なされていないと、曳航の仕方も。どういったときに曳航をするのかということも全然なされていないという大きな指摘があるわけですよ。だからそういったところを、あらゆる方面から多角的に、危機に関して対応していく必要があるのではないかと。備えあれば憂いなしではありませんが、対岸の火事とすることなく、沖縄県はそういったことを未然に防げるような体制づくりをやっていただきたいと思います。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 去年、名護青年の家と糸満青年の家が指定管理ということになりましたけれども、今年度また2カ所、玉城青少年の家ときょうの石川青少年の家ということになっていきますけれども、指定管理にする理由は同じですか。どのような理由でしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 指定管理に持っていく一つの考え方としましては、青少年教育施設を公の施設といいますか、指定管理に持っていく2つの方針があると思います。1つは民間のノウハウを十分に活用するということ、2つ目に逼迫する財政への一つの節減効果、2つが大きく分けてあると思います。

○西銘純恵委員 民間のノウハウというところが、まだそんなに議論し尽くされているとは思わないのですけれども、いずれにしても社会教育施設ということで位置づけた施設が、今回2カ所変わっていくし、指定管理と。次年度はあと2カ所と。残される社会教育施設、公でそのまま残っているというところはどこでしょうか、もうなくなるのでしょうか。

○金武正八郎教育長 あとは、石垣青少年の家と、それから宮古島の宮古青

少年の家がございませぬ。これも指定管理者へ平成24年に導入する予定でございませぬ。

○西銘純恵委員 それ以外はもうないということですか。

○金武正八郎教育長 ございませぬ。

○西銘純恵委員 この2カ所の玉城青少年の家と石川青少年の家の件なんですけれども、民間に経費節減のためにということでやったら、やっぱり運営費や委託料そのものが抑えられていくというのは前回の議論でもやりましたけれども、そういう中で、結局は利用する側、県民側の利用料の値上げが、今後なされていくということが想定されると思っているのですよ。今、資料をいただきまして、まだ指定管理はされていないんですけども、この石川青少年の家のいただいた資料を見ましたら、料金は幾らかかるのという食事代等が手書きで訂正が入っていますけれども、これはどういう理由でしょうか。

○親川實生涯学習振興課長 基本的に、施設の使用料として条例に定めておりますが、その他の実費負担というものがございませぬ。例えば、食事とか等々については実費ということで、各施設に若干の違いがあろうかと思ひます。

○西銘純恵委員 ふやされた金額というのは、既に提案している側が変更されたのですか、利用料は。

○親川實生涯学習振興課長 これは、指定管理料とは全く関係ございませぬで、食事については業者等に委託してございまして、この業者と食材業者との間での商取引の結果としてこの単価設定が行われているということなんです。

○西銘純恵委員 教育長がこれはわかっている金額なんですかということなんですよ。石川青少年の家は変更がありましたよ。現場が値上げをしているのですか。

○親川實生涯学習振興課長 教育委員会と調整された金額です。

○西銘純恵委員 いずれにしても先ほど指摘したとおり、既に指定管理に回していくというこの玉城青少年の家と石川青少年の家が、玉城青少年の家の食費

に合わせた金額に引き上げられたというのが数字的に見えるのですよ。低いところに合わせたのではなくて、高いところに指定管理をする前にならしたというのがあるものですから。それでいろんな条件整備というのをなしているのかなと思うんですが、基本的に社会教育施設そのものを、行財政改革とかそういうもので指定管理にしていくということについてはいかがなものかということを指摘して終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、教育委員会関係の陳情平成20年第57号外53件の審査を行います。

ただいまの陳情について、教育長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 教育委員会所管に係る陳情の処理方針について御説明申し上げます。

お手元の陳情に関する説明資料をごらんください。

審査対象は、陳情53件で、内訳は継続44件、新規9件でございます。

継続審査となっております陳情44件のうち、前定例会において御説明申し上げた処理方針の変更について説明いたします。

説明資料の12ページをお開きください。

変更部分は下線で示しております。

陳情平成20年第189号子供たちに行き届いた教育の保障を求める陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

2 高等学校授業料は、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が平成22年4月1日から施行されたことに伴い、沖縄県においても4月分から不徴収としております。無償化の対象外となる専攻科の生徒のうち、経済的理由により就学が困難な生徒に対しては、これまで同様、授業料減免制度の活用により適切に対応していきたいと考えております。

次に、説明資料の25ページをお開きください。

陳情平成21年第106号県立高等学校編成整備実施計画に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

近年、国際化、情報化、経済のグローバル化の進展により、産業構造も多様化し、産業社会や企業から求められる人材の資質・能力は多岐にわたっております。このような観点から、県立高等学校編成整備計画では、専門性の習得はもちろんのこと、さまざまな場面で応用できる多様な知識、技術、創造力、職業人としての自立性、豊かな人間性を備えた人材育成を目指しております。また、農業と工業に関する教科科目を総合的に選択できる特色ある学校づくりを進めることで、地域の産業を総合的にとらえることのできる人材の育成を図ることとし、学校関係者や地域住民への説明を行い、理解を求めてまいりました。しかしながら、南部農林高校同窓会や島尻地区各市町村議会及び南部市町村会等から南部農林高校の単独存続の要請が複数提出されております。県教育委員会としましては、地域、関係団体等の理解が得られない状況では平成24年度開校は厳しい状況であり、今後、専門高校のあり方等も含め、次期高等学校編成整備計画策定において検討してまいりたいと考えております。また、資料42ページの同第192号、46ページの同第203号、53ページの陳情第8号、62ページの陳情第38号については、陳情の趣旨が、陳情平成21年第106号と同じですので、同第106号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の51ページをお開きください。

陳情平成21年第210号子供と向き合うゆとりを学校に取り戻すための陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

4 県立学校における生徒理解・支援カルテについては、さまざまな課題があるとの指摘を受けたことから、生徒理解支援カルテ課題解決のための有識者会議において検討していただき、提言を受けました。県教育委員会としましては、その提言を踏まえ、県個人情報保護条例との整合性等に留意し、新たな生徒理解・支援記録簿を策定し、運用を開始いたしました。

次に、説明資料の63ページをお開きください。

陳情第49号「第43回沖縄県知的障害者教育・福祉・就労研究大会」における大会決議に関する陳情の処理方針について、次のとおり変更するものであります。

2 県教育委員会では、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対する教育的支援の充実に向け、管理職初め教員が特別支援教育に関する理解と認識を深め、指導力の向上を図るための研修を実施するとともに、学校、保護者、関係機関等へ特別支援教育に関するパンフレット等を配布するなど理解啓発に

努めております。また、各学校においては校内委員会の設置やコーディネーターを指名するとともに、公立小中学校においては、通級指導教室の設置、特別支援教育支援員の配置、教育事務所への巡回アドバイザー、専門家チームの設置をするなど教育環境の充実を図っております。さらに、平成22年度からは八重山特別支援学校の幼稚部及び寄宿舍の設置、県立高等学校3校に分教室を設置いたしました。

続きまして、新規陳情について説明いたします。

説明資料の64ページをお開きください。

陳情第61号の2無償教育の実現を求める陳情が、沖縄県女性団体連絡協議会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 国際人権規約への対応につきましては、国の責任と判断によってなされるものと考えております。県としましては、その動向を見守りたいと考えております。

2 公立高等学校の授業料については、国の施策により、平成22年4月より不徴収としております。受験料、入学金については、受益者負担の観点から手数料として徴収し学校管理運営費に充てているものであり、現状では廃止は困難と考えております。県教育委員会としましては、今後の国の動向を見守りたいと考えております。

3 県としましては、就学意欲がありながら経済的理由等により高等学校・大学への就学が困難な者に対し、奨学金の貸与を行い、有為な人材の育成に努めております。また、教育の機会均等の確保のため、低所得層に対する奨学金給付に係る制度の創設など就学支援の充実を図るよう国に要望してまいります。

4 これまでも教育活動を充実させるために必要な教育予算の確保に努めてきたところであります。就学援助事業は、市町村において実施されており、それぞれの実情に応じてなされているものと認識しております。県教育委員会としましては、市町村教育委員会へ通知をし、就学援助事業の適切な実施を促しているところであります。今後とも、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

次に、説明資料の66ページをお開きください。

陳情第78号戦争遺跡の保存に関する陳情が、NPO法人沖縄戦記録フィルム1フィート運動の会代表から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 平成22年4月現在、8市町村で14の戦争遺跡が文化財に指定されていま

す。沖縄戦の実相を語り伝える戦争遺跡を適切に保護し、後世に継承していくことは重要なことであり、文化財に指定することは、そのためにも有効な手段であると考えています。県教育委員会としましても、早期に戦争遺跡の文化財指定ができるよう取り組むとともに、文化庁及び関係市町村と調整していきたいと考えています。

2 平成10年から平成17年にかけて、沖縄県立埋蔵文化財センターが県内全域を対象に戦争遺跡の分布調査を行い、979件の戦争遺跡を確認しています。沖縄県立埋蔵文化財センターではその成果に基づき、平成22年度から平成26年度までの5カ年計画で、主要な戦争遺跡のより詳細な確認調査を行うこととしております。

3 調査費に関しましては、文化庁の補助事業で対応することとしております。損壊された遺跡の修復、看板及び歩道等の整備などの予算につきましては、調査の進捗状況も勘案し、文化庁及び関係市町村との連携を密にしながら、検討していきたいと考えています。

次に、説明資料の67ページをお開きください。

陳情第84号県立南部農林高等学校と県立南部工業高等学校の再編統合に反対し、単独農業高校としての継承、発展、充実を求める陳情が、南部地区市町村議会議長会会長から提出されておりますが、陳情の趣旨が陳情平成21年第106号と同じですので、同第106号の処理方針に同じであります。

次に、説明資料の68ページをお開きください。

陳情第106号県立高等学校における進級・卒業規程見直しに関する陳情が、沖縄県高等学校障害児学校教職員組合執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

高等学校に入学した生徒一人一人の学ぶ機会を保障し、高等学校を卒業させ、自分の人生に夢や希望を持って、たくましく生きることを支援することは重要なことだと考えております。県立高等学校における進級に関する規程については、多様な生徒の個性の伸長や学ぶ意欲の向上、学習環境を保障するという教育的配慮から行うものであります。また、生徒の身分や権利及び将来の人生設計に大きな影響を及ぼすものであることから、慎重に検討していく必要があります。県教育委員会としましては、今後とも学校や関係団体等と進級に関する現状や課題について、情報交換を行うとともに、学習指導要領の改訂や授業料無償化等状況の変化を踏まえ、生徒の生きる力の育成を目指し、総合的な観点から研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、説明資料の69ページをお開きください。

陳情第121号「30人以下学級完全実現」のための陳情が、沖縄県教職員組合

中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 学級編制の標準のあり方は、子供の教育環境を整えるとともに、教育の担い手である教員一人一人がその指導力を十分に発揮するための教育条件を整備する意味で教育政策上、重要であると考えております。今後の学級編制及び教職員定数の改善等については、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ意見書を提出しているところであります。

2 30人学級につきましては、きめ細かな指導により、児童一人一人が基本的な生活習慣や社会的規範を身につけ、基礎、基本の学力の定着を図ること等から、小学校1、2年生で実施しております。当面、小学校1、2年生で実施し、今後の計画については、国の動向や全国の実施状況等を踏まえ研究してまいりたいと考えております。

次に、説明資料の70ページをお開きください。

陳情第122号「義務教育の国庫負担」堅持及び2分の1復元を求める陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

1 義務教育費国庫負担制度については、教育の機会均等と教育水準の維持向上に大きな役割を果たしているものと考えております。当該制度については、三位一体の改革において負担率を3分の1に引き下げ、その不足分を地方交付税等により措置することとし、制度を堅持するに至ったもので恒久的な意味を持つものと認識しております。なお、義務教育に係る財源の保障については、全国都道府県教育長協議会等を通して、関係省庁へ要望してきたところであり、今後とも要望していきたいと考えております。

2 教職員定数の確保については、これまで全国都道府県教育長協議会等を通して国に要望してきたところであり、今後とも要望してまいりたいと考えております。

3 これまでも教育活動を充実させるために必要な教育予算の確保に努めてきたところであり、今後とも、全国都道府県教育長協議会等を通して国へ要望するなど教育予算の充実に努めていきたいと考えております。

次に、説明資料の71ページをお開きください。

陳情第123号幼稚園教育の制度改善に関する陳情が、沖縄県教職員組合中央執行委員長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

本県の幼稚園教育は、戦後公立幼稚園が小学校に併設され、半ば義務教育的位置づけで設置された歴史的背景があります。そのため、就学前の1年間は幼

稚園に入園するという認識が県民に定着し、就園率が全国一高い県になっているものと思われまます。また、近年、少子化や核家族化、働く女性の増加等社会の変化に伴うさまざまな背景から、幼保一元化が求められるようになったと考えております。県教育委員会としましては、平成21年度に本県の幼児教育の方向性を示した沖縄県幼児教育振興アクションプログラムを策定し、市町村と連携、協力しながら幼児教育政策プログラム策定の促進を図っているところであります。今後とも、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続のため、幼稚園と小学校との連携教育を進めていきたいと考えております。

次に、説明資料の72ページをお開きください。

陳情第139号沖縄南部離島町村学生宿舎（学生寮）整備に関する陳情が、南部離島町村議長連絡協議会会長から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

離島出身の生徒が安心して学習や生活ができるよう支援することは大切なことであると考えております。現在、県立高等学校11校に寄宿舎を設置し、離島出身の生徒の入寮を優先した配慮を行っております。南部離島町村学生宿舎の建設については、事業主体や用地建設費の確保、管理運営などの課題があります。県教育委員会としましては、離島出身の生徒の入寮について、他の学校の寄宿舎にも入寮できるシステムづくりで対応しているところであります。

次に、説明資料の73ページをお開きください。

陳情第145号「沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案」に関する陳情が、県立宜野湾高等学校への通信制課程第一回宜野湾高等学校通信制課程設置準備委員会代表者から提出されております。

その処理方針について、御説明いたします。

県立高等学校唯一の泊高校通信制課程は、入学志願者や転入学及び編入学希望者が多く、長年にわたり過密の状態が続いております。平成14年度からの高等学校編成整備計画においては中部地区への定時制通信制独立校の設置計画でしたが、定時制のニーズが低いことなどから、平成19年度に計画の見直しを行い、中部地区の既存の高等学校へ通信制課程を設置することとしております。平成20年度に、生徒の交通の利便性や施設設備等を条件として検討を行った結果、平成23年4月に、宜野湾高等学校へ設置することとしました。県教育委員会としましては、宜野湾高等学校への通信制課程設置について、全日制・通信制の両課程の生徒の学習環境に支障のないよう課題解消に努め、今後とも、生徒及び保護者等に対し丁寧に説明し、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。

以上で、陳情の処理方針の説明を終わります。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○赤嶺昇委員長 教育長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

渡嘉敷喜代子委員。

○渡嘉敷喜代子委員 68ページの陳情第106号についてお尋ねします。この内規を設置するに当たって、どういう目的で当初はなされたのか、まずそのことからお尋ねしたいと思います。

○金武正八郎教育長 この進級・卒業規程につきましては、平成3年第14回中央教育審議会の中で、現在の高等学校について課題があると。そして、学年制が硬直的に運用されるため、わずかな科目を落とすただけでも留年を余儀なくされたり、他の学科や、学校へ変わることも困難となると。これが契機になって退学したり、学習意欲を失い、問題行動に走るという事例もあると。それで各学校においては、進級・卒業規程を生徒の実態に則して大幅に見直し、修業年限内に学校が定める卒業単位を修得できる見込みがあれば進級認定するなどの弾力化に努める必要があると。こういう流れの中で、平成15年4月、高等学校に入学した生徒一人一人の学ぶ機会を保障し、しっかりと高等学校を卒業させ、そして自分の人生に夢や希望を持って、たくましく生きることを支援することを目的にやっております。

○渡嘉敷喜代子委員 これまで中途退学の子供たちがふえて、一つの学校がなくなるほどの退学者がいたわけですよ。そういう中途退学者をなくしていこうということでの目的も大きかったと思うのです。そして、全国に比べて2004年ですか、施行しているのは。2005年以降は、全国に比べて中途退学者も減ったよという評価を皆さんはしているわけですか。このことを施行したことによって、中途退学者も減りましたよという評価を皆さんはしていますか。

○金武正八郎教育長 その一つの取り組みの結果としてそれがあって、それに

ついても評価はしているということでございます。

○**渡嘉敷喜代子委員** 現在、どのように評価をしていらっしゃるでしょうか、これを施行したことによって。

○**金武正八郎教育長** これをやることによって、教師が子供たち一人一人をしっかり指導して、最後まで高等学校を卒業させるような取り組みをやるようなシステムが、学校の中に少しずつ定着しつつあると評価をしております。

○**渡嘉敷喜代子委員** 朝、沖縄県立高等学校障害児学校教職員組合の玉那覇委員長を参考人招致しました。その中で、この内規をするに当たって、2004年から施行されていますが、2003年の2学期の段階で初めて説明に入ったということを知っています。当初からこのことに対して、こういう問題があるよということを知りながら皆さんへのあれがかなりあったと思うのですよ。そして、2008年にアンケート調査をしたら、そのときに調査したのと同じような問題点が出てきているわけですよ。その件についても皆さんは御存じですか。アンケート調査結果はごらんになっていますか。そういうことであれば、今、教育長がおっしゃったように本当に子供たち一人一人の指導に当たって、少しずつではあるけれども発展してきているということにはならないのではないかという思いがするのですよ。そして、今回の陳情の処理方針の中でも生きる力の育成を目指して、総合的に研究を進めてまいりたいと思いますということを行っています。そこでお尋ねしたいのは、この内規を施行するに当たって、本当に学ぶ意欲の向上とか、それからそういうことがあったのかどうかということ、まずアンケート調査の結果も含めてお尋ねしたいと思います。

○**金武正八郎教育長** そういう取り組みの中で、子供たちが本当に教師から見守られたことに対して、アンケートをPTAとかいろいろなところでやりまして、教師が生徒の成長も見ながらかかわっているおかげで、卒業生をしっかり出していただいている評価も得ております。

○**渡嘉敷喜代子委員** それは、この内規を各学校—職業学校、普通学校、進学校、すべて同じようにやったからこそ、こういう問題が起こってきていると思うのですよ。今、教育長がお答えになったのは、それは進学校にとってはとてもいい規程だったと思います。ところが普通高等学校とか、それから進学校ではなくて職業学校については、このアンケート調査によると本当にこの子たち

の一補習を受けなさいとか、追試を受けなさいといってもなかなか受けない、アルバイトを優先するということも出てきているわけです。そこで教師がお願いだから追試を受けてほしいと。新たな日程に回してやるからやってほしいとか、そういうことも出てきているわけですよ。私はこれを見て、本当に現場の教師はむなしい思いをしているのかなという思いがするのですよ。教育長はこれを全部ごらんになりましたか、アンケートの様子。

○金武正八郎教育長 担当課から、ある程度の調査の報告は受けております。

○渡嘉敷喜代子委員 私も大急ぎで読んで、本当に現場でこのような状況が出てきているのかなということで、今、教育長が答えたように、本当に生きる力がつながっているのだろうかという思いがしてならないですよ。というのは、1年生、2年生で単位保留があっても進級できるのだという思いで、現場の教師はもうちょっと頑張れば単位も取れるのに、単位保留があっても進級できるからということで楽な道を進んでいって、そして3年生の卒業段階になってたくさんの単位保留を抱えて追試を受けたりしているけれども、それでも間に合わなくて、結局は退学していくという例もあるわけですよ。そういう現場の状況も、本当に教育長は知っていらっしゃるのかなという思いがしてならないのですけれども。そして、今大切なことは、やっぱり高等学校の中で生きる力を養っていくと、それはとてもすばらしい教育理念だと思うのです。ところが、こういう進級が簡単にできる、時間数だけ稼いでいれば何とかかなるというようなことで、時間数も3分の1をぎりぎり計算して登校する子供たちの例もあるのですよ。その点はどうお考えですか。

○金武正八郎教育長 この進級・卒業規程は、現在抱えている高等学校の課題を私たちはどう解決していくかということで、これをやっているわけです。高等学校は今全国で97.9%の進学率があります。中学生のほとんどの生徒が入ってきます。ほとんどの生徒ということは、中学校から高等学校に入るときに基礎的な、例えば計算とか、表現とか、字を書くとか、そういうことも入ってくるわけです。昔の進学率が60%の時代とは違うわけです。ですから、そういう子供たちをいかに現在の高等学校教育の中でサポートしていくのか、そういう視点でこの内規というものを定めてきているのです。ですので、子供たちをいかに、現在の高等学校の中で抱えている課題を、私たちはどう解決していくか。一つの方法として履修をした。履修とはどういうことかといいますと、この中身は一履修というのは授業にしっかりと出てきた、ある学校で3分の2以上出

てきた子については、単位保留をしてもチャンス上げて、その次にチャンスの回数をふやして、卒業するまでしっかりと単位を取らせて卒業させようというのが趣旨でございます。決して、安易に出させるわけではなくて、そういうことで私たちは子供たち一人一人に対応して、しっかりと卒業させようという制度でございます。

○渡嘉敷喜代子委員 確かに時間数を満たせば単位保留については追試とかというのはその各学年でやりますよ。これまでもありましたよ。ところが、そうではなくて、ある程度の履修ができていればというそういう目標も今ないままにとにかく進級させるということが現場にあるわけですよ。それが3年生になってたまりたまってということで、3年生の時点でこれまで1年生、2年生で中途退学者がふえていたものが3年生の段階になって退学者がふえていっているというケースもあるわけです。ですから90何%の子供たちが高等学校に進んでいく状況はそれはよくわかります。だからといって学力が落ちてはいけなし、学力が落ちてはいけないということとそこで大切なことは高等学校も義務教育化になっているわけですよ。90何%進学するということは。そこで何を教えないといけないか根本的に大切なことが欠けているのではないかという思いがするのです。このアンケートの中に出ているのもーこれは普通高等学校の子供ですけれども、世の中適当にやっけていても何とかなるさということで学習に意欲を見せないというようなことも出てきているわけですよ。ですから、今教育長がおっしゃるような教育的な理念が本当に生活そのものにこの子供たちの欠落する部分を生み出しているという思いがしてならないわけですよ、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 今、渡嘉敷喜代子委員のおっしゃることについては履修ということではなくて、現在の高校生、学校が抱えている大きな課題の一つだと思っています。子供たちが勉強をしない、真剣にいろいろやらないということは教育としては私たちも大きな課題であると思っています。ですから、いかに学ぶ意欲を高めるかということが大きな課題だと思います。文部科学省は、この高等学校がこう多様化している、学歴が高い子から基礎的な学力に欠けている子供まで入ってきているわけです。その子供たちのために学年制というのではなくて、3年間という単位制です、高等学校は。単位制ということは3年間で74単位を取れば、卒業させてくださいよという話なんです。これを必ず1年生で、2年生で、3年生でという学年制ではないのです。単位制なんです。まずこれが1つ。あと1つは、文部科学省としてはもっと子供たちに弾力化し

て、例えば必修の数学でも単位を取らなくても卒業させてよいと言っているのです。履修さえすればよいと言っているのです。履修ということは一生懸命頑張ったけれども、単位は取れなかった。しかし、履修さえすれば3分の2の出席さえすれば、外に科目で74単位を満たさせれば卒業させてよいですよ。そういう弾力化もしております。そして、教科も小学校、中学校のように全部これだけは全生徒にといいものではないんです。学校によって、生徒の実情に応じて、子供たちの実情に応じて、小学校の補充的な教科科目もやってよいですよ、そのくらいの弾力化をしているわけです。ですから今、沖縄県の学校の先生方はそういうことを一つ一つ頑張っていらっしゃると私は認識しております。

○渡嘉敷喜代子委員 本当に、高等学校の子供たちが、中学校1年生とあるいは小学校の学力しかないというようなことを聞きます。でも、本当にそれでよいのだろうかという思いがするのですよ。高等学校というのは義務教育ではないのですよ。やはり進学するわけですから、それなりのやはり学力というものは必要だと思うのですよ。今教育長がおっしゃるように履修さえすればよいと。そして1年生で取るべきものを取りなさいということではないよと。そんなことを言っているからこそ、3年生まですべて丸抱えする状況に現場はなっているわけですよ。それでよいのかということなんですよ。そして子供たちに単位保留の科目がどんどんふえていった段階で、本当にやる気を失っていつてしまうわけですよ、そんなに一度にできるわけがないから。それが今までの状況でその学校に応じた内規によって、これだけは1年生で履修しましょうというような目標というものがあつたわけですよ。それに戻してほしいということがこの陳情の内容なんですよ。そのことについては教育長はどうお考えですか。その学校に応じた、今職業学校もすべてトータルでこの内規をやっているから問題があるのであって、その学校、その学校に応じた内規に任せるといふようなことをしてほしいということが今陳情の中身ですよ、そうじゃありませんか。今までの学校というのは、それぞれの学校に応じて目標値とかそういうものが設定されていたわけですよ。そういうものにしてほしいと。その一律ではなくて、それにしてほしいということが陳情に趣旨だと思うんですけども、どうなんですか。

○金武正八郎教育長 今のところ渡嘉敷喜代子委員がおっしゃられたことについては、現在も1年生はこういう科目をと目標値をしっかりと設定して、これを履修して習得をしましょうという目的、2年生はそれでちゃんとあります。

○渡嘉敷喜代子委員 あるけれども、進級させているわけでしょう。その目標に達していなくても。それが今現在行われていることではないのですか。

○金武正八郎教育長 ですから、高等学校の科目というものは履修なんです。習得しなくてもよいわけなんです。少し暴言かもしれませんが、私たちの目標としては履修もしてしっかりと習得もしていただきたいということなんです。ですけれども、履修ということは3分の2以上は学校に来たわけです。授業も一生懸命受けたわけです。しかし単位が取れない。それで1科目で単位保留で1年間いるということと2年生に上げて1学期に追試験をする。夏休みに呼んで課題を与えて指導をする。そして2学期にもう一回テストをする。3学期にする。こういう一人きめ細やかな指導をしていって、補修をしていくことが大事ですので、やはり学校もそういう形で今やっているものと私は思っています。

○渡嘉敷喜代子委員 平行線になっているような感じですがけれども、やはり学校現場はそうではないと言っているわけですから。そしてこの件についても、仲村前教育長とはやはりこれは改善すべきものであるであろうということで、何とかやっ払いこうという約束はできたけれども、金武正八郎教育長になって3回交渉をしたけれども、何の進展もないということが今の実情なんですよ。ですから、こういうことを進めたときに、では途中で今現場はどういうことになっているのだろうかということ、点検とかそういうことは皆さん考えていらっしやらないのですか。

○金武正八郎教育長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員が点検など質疑の内容を確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 子供たち一人一人をきめ細やかに指導して、しっかりと手当てをして育てていくというのは本県の課題で、各学校頑張っております。

それにつきましては、校長が県立学校教育課長に年間3回面談をいたします。その中で、学校がどういう状況になっているかということはしっかり報告されます。それで、私も幾つかの学校を回っていますけれども、ある学校では留年者をゼロにしようと、しっかりと単位を習得させて全員上げようと頑張っている学校もあるわけです。ですので、現場は、今いる子供たちにどう向き合っ、どう育てていくかということで頑張っていると私は評価をしております。

○渡嘉敷喜代子委員 本当にかみ合わないような感じがするのですが、これまで単位保留を出す教師は教え方が悪いんだという時期もあるのですよ。そして校長からも卒業させないか、させるようにしなさいということで卒業するときにはどの子をどうしようかという最終的な職員会議みたいなものが学年においてもあるわけです。その中で、どうやってこの子を卒業させようかというときに先生もそれなりの、できるだけ卒業させたいという思いはあるんですよ。ところが、どうしてもこの子はこういう生活態度ということであればというものも含めて卒業させられないということも出てくるわけです。そこで校長がなぜ卒業させないのか、卒業させなさいというこういう圧力というものもかかっているということは聞いているのですよ。ですから、金武正八郎教育長の内規を持ってきた準備段階で、金武正八郎教育長自身がなされたということも聞いていますし、これが施行されたのが山内前教育長のころですよ、そうですか。

○金武正八郎教育長 はっきりとは覚えていませんけれども。

○渡嘉敷喜代子委員 そうだと思います。そして山内前教育長のころにこれが施行されて、こういう問題点があるよということの組合からの要請があつて仲村前教育長は何とか普及しないといけないということの思いもあつたわけですよ。ところが、金武正八郎教育長については、このことについては改善しようという思いが全くないということですか。

○金武正八郎教育長 処理方針にも掲げていますように、やはりこの問題は進級させるかどうかの問題ではなくて、今いる高校生、入ってきた子供たち一人一人をどうしっかりと勉強させて、しっかりと社会に対応できるように出していくかということのために考えているのが1つです。ですから、その中でここに書いておりますように、この生徒の身分や権利、将来の人生設計に高等学校を出るということは本当に大きな影響があるのです。ですから、慎重に検討し

ていく必要があると。ですから、決してやらないではなくて、私たちは総合的な観点からその進級・卒業規程の見直しについても研究を進めてまいりますというスタンスでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 この内規規程を置くことによって本当に子供たちが学ぶ意欲が出てきたのかどうか、私はそれをすごく疑問に思うのですよ、どう思いますか。

○金武正八郎教育長 そういうこの内規の見直しによって、進級することによって先生方の中でやはり生徒の多用な見方、考え方に対する共感的な理解をして指導をしていく姿勢が見えてきたと。それから、子供たちはどの子もみずから学ぼうとする意欲があります。高等学校に入ってきた子はだれでも高等学校を卒業したいという気持ちが僕は必ずあると思います。だから、高等学校に入ってきたと思います。そういう伸びようとする子供たちの潜在的な意欲をどう伸ばしていくかという視点で、教職員の皆さんが一生懸命考えていらっしゃるということは私はすばらしいことだと思っています。

○渡嘉敷喜代子委員 現場がぜひそうであってほしいと思いますが、このアンケートを見たときに、お願いだから追試試験を受けてくださいと、こういうことが本当に現場であるのかなど。そして、あなたがアルバイトが忙しかったらそのアルバイトのない時間に合わせて受けてほしいと、いつの日がよいのという。こういうことまでやっているのが本当にその子供たちに意欲があるのかどうかという思いがするのです。もうこれはいいです。

73ページの陳情第145号についてお尋ねします。先ほどの内規の問題もそうですが、2003年の2学期にいきなりこういうことを来年度からやりますよという説明があったということで、同じように今回のものも宜野湾高等学校に通信課程を置くということで、余り現場のPTAの皆さんとか教職員の皆さんに理解を得られてないからこういう状況になっているのではないかなという思いがするのですけれども、本当に納得のいくような時間をかけてやっているのかどうか、どうしてこんなことがいつも起こるのかなという思いがするのですよ。障害の高等学校の分教室についてもそうでしたよ。いきなり半年そこらで進めていくようなことがあるわけですよ。今回もそれがあったのではないかな。そして、先ほどの内規の問題についても半年そこらで決めてしますというような、施行してしますというようなことが出てきているわけですよ。今回の宜野湾高等学校のことを見たときに、余りにも短時間でやっていく、そして現場の理解

も得られないままに進めていこうとしているのがこのような状況を生んでいるのではないかという思いがするのですよ。本当に現場の皆さん、教職員の皆さんは納得しているのですか。

○金武正八郎教育長 この通信制につきましては、この陳情処理方針にも掲げておりますように、平成14年に沖縄本島中部地域に定時制通信制の独立校をつくらうということでしたけれども、いろんなことから平成19年度に見直しを行いまして、平成20年度に宜野湾高等学校に設置しようということで、これは新聞とかすべての公表、学校にも周知はしております。それを受けてこれまで地域の方々、そして父母の皆さん、いろいろ私たちは誠意を尽くして丁寧に説明をしてきております。また現在もそうして説明をしているところでございます。

○渡嘉敷喜代子委員 通信制の子たちのためにどこかの学校が受け入れなければならないということはよくわかるのですよ。でもやはり、設置される側のPTAの皆さんとか、あるいは教職員の皆さんの理解を得るという、そういう納得のいくような説明の仕方をするということはとても大切かと思うのです。このPTAの皆さんから私は相談も受けました。あなた方が受けなければどこの学校が、どこかが受けなければいけないでしょう。そういうことばかり言っていたら、まずいのではないのかという話をしたのですよ。そして、担当の方も呼んで条件を聞きました。ところが、今だにあのときと全く変わらないような状況なんです。ということは、納得のいくような説明があればいいですよ。それ以上のことを別に望むわけではないですよというようなことだったのですよ。ところがこういう陳情が出てきて、まだその話は納得いかないような状況にあるのかなということでお尋ねしているのですけれども。本当に誠意を持って、ちゃんと説明をしていくことということが大切だと思うのですよ。本当に現場は納得していますか。そして、教育長は新聞にも出ているから当初はこういうことだったけれども、定時制が少なくなったから通信制を普通高等学校と一緒にしようということになったということは、それは皆さんの中でそう思っているのであって、現場の人にとってはやはり説明をしてもらわないと納得いかないですよ。

○金武正八郎教育長 平成20年度に宜野湾高等学校に通信制課程を設置するというので、私たちはこれまで何度か足を運び説明をしてまいりました。しかし、まだまだ共通理解を得ていない状況だということは事実でございます。で

すので、やはりしっかりと、今、担当の総務課のほうがいろいろPTAの方と
いろいろ調整をしているところがございますので、一生懸命努力をしてぜひ設
置できるようにしたいなと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 2つ聞きたいと思います。1つは先ほど聞けばよかったかな
と思いましたが、12ページの高校授業料の継続審査の件で聞きたいと思いま
す。陳情第189号のほうで、ここで2番目に授業料の値上げというものがある
のですけれども、今国から出される授業料のための予算というものは1人
当たり幾らで今回出るわけですか。

○安慶名均財務課長 国からは交付金ということで交付されますけれども、全
日制で申し上げますと標準月額として9900円の積算になっております。

○比嘉京子委員 先ほど、事案についても質疑がありましたけれども、例えば
これは今後は授業料の値上げ云々ということは議論されなくてよいという
ことですか。県単位で今まで授業料は同じだったのですか、違いますか。

○安慶名均財務課長 授業料については、地方財政計画で示されているもので
ありますので、ほぼ、ほとんどの都道府県がその運用については若干のずれも
ありますけれども、ほとんどの都道府県が同額になっています。

○比嘉京子委員 ということは、国から1人当たり幾ら月額が来るので、授
業料の値上げだの何だのという議論は今後ないという理解でよろしいので
しょうか。

○安慶名均財務課長 処理方針にもございますけれども、この無償化の対象外
となる専攻科、法律では専攻科については今回の授業料の無償化の対象にな
っておりませんので、本県においても専攻科については授業料が継続して徴
収がございます。これについては将来的に授業料の改定もあるということ
を考えております。

○比嘉京子委員 基本的な質疑ですが、専攻科というのを学校の科目をお願い

します。

○安慶名均財務課長 専攻科というものは、本県では沖縄水産高等学校にございます。これは高等学校を卒業したものがさらに高いレベルの研究をするということで置かれております。沖縄水産高等学校のみでございます。

○比嘉京子委員 この継続における記の2の部分においては、今後議論することがないという理解でいいですか。

○安慶名均財務課長 専攻科については、授業料としては継続しますので、その可能性はございます。

○比嘉京子委員 次の質疑をしたいと思います。新規の陳情第78号、文化財、66ページをお願いします。前にも質疑したことがあったんですけども、処理概要にありますように、たしかこれは2番目のほうに確認調整を行うことを平成22年から平成26年の5カ年間やりますということがありますよ。それでこの趣旨に沿ってちょっと聞きたいのですが、確認調査の前の、何か調査があって、確認調査になって、その次はどういう段取りになるかという流れをお願いします。

○大城慧文化課長 平成10年から平成17年にかけて、まず分布調査を。最初の調査といいますのは、沖縄県内にそういった戦争遺跡というものがどういう感じで分布しているかということがまだよくわかっていなかったということでしたのでそれをまずやりました、それが分布調査です。その結果、979件という数がわかったのですけれども、次は979件のさらに細かい調査というのが今年度から始まる確認調査。これにつきましては、例えば試掘をやったり、あるいは詳細な図面をとったりということで、一つ一つの戦争遺跡そのものの詳細な調査をするということが今回の確認調査でございます。

○比嘉京子委員 それで、分布調査、確認調査、その次の展開はどういう流れになりますか。

○大城慧文化課長 この中からかなり保存状況がよいもの、あるいは沖縄戦を知る上での重要な遺跡だということ、もろもろの。例えば、文献等も集めてそこがわかれば、次は文化財指定という一つの作業が出てきます。

○比嘉京子委員 せんだって、これら研究大会があったときに紙面でちょっと見ていたんですが、8市町村で14の戦争遺跡が文化財に指定されているとありますよ。こちらに要望としてあるのは、行政の国、県、市町村の文化財を早く指定してくださいというものがあるのですが、市町村が14やっているわけですが、県としては指定は幾つされているのですか。

○大城慧文化課長 現在のところまだ1件もございません。

○比嘉京子委員 県が指定をしないことで、この8市町村が指定をした14カ所の遺跡というのは活用の仕方としてはどういう制約があるのですか。例えば、県がすることによって、逆に言いますが、国指定はどのようにしてなされるのですか。

○大城慧文化課長 それぞれの市町村からの、いわゆる申請という形になるのですが、今例えば、市町村指定になっている物件につきましても、あるいは県指定も一緒ですが、それから国指定の価値があるというようなことがいろいろな面からわかれば、国指定に上げていくということになっていきます。

○比嘉京子委員 市町村がやった14カ所の指定の場所というのは、市町村独自に国にお願いすることができるのでしょうか。それとも市町村が上げた指定を、県が指定をしないと国指定にはつながらないのでしょうか。

○大城慧文化課長 その14カ所の指定文化財の中で、これはかなり国指定の重要な文化財ということ判断すれば、国の指定にもできることになります。

○比嘉京子委員 国指定は、特に県の指定がゼロになっていても市町村から上げていけば問題はないという理解でよろしいのでしょうか。

○大城慧文化課長 はい。そのとおりでございます。

○比嘉京子委員 県が1カ所もやっていないのに市町村が14カ所もやっているという、ある意味で市町村のほうが先を行っているのかなと思うのですけれども、国がゼロと。今日まで65年間なんですけれども、県がゼロできた理由はどこにあるのですか。何が問題だったのですか。

○大城慧文化課長 実は、戦争遺跡といいますと、まずはその埋蔵文化財という一つの枠組みの中でそれが遺跡だとしてとらえていくというのがここ最近、いわゆる法的に決まったのですが、それ以前まではやはりそれを遺跡としてどう扱うかということが非常に不明な部分がありました。それ以後、市町村が指定したものを国の文化財保護法の改正があって、いわゆる近代のこの戦争遺跡も文化財の指定として可能だというようなことになって、市町村のほうが先行して一応指定をしてきたということになっております。その間、県のほうでも指定についてのいろいろ調査等も含めてなんですが、まずは分布調査をやって、その後一応確認調査で、平行して今年度からそういった県指定にどういったものが可能かということも含めて検討していくということの準備はしております。

○比嘉京子委員 ちょっと質疑をバックさせて申しわけないのですが、分布調査と今回の確認調査は予算的には県の予算は幾らずつ入って、文化庁の予算はどれぐらい入っているのですか。

○大城慧文化課長 今年度からスタートする調査は400万円でございます。そのうち国から8割の補助をもらって、あとは県が負担をするということですよ。

○比嘉京子委員 979件の分布調査で上がってきたところをもっと試掘したり、図面をやるような詳細の調査に400万円で、しかも8割が国から来てというと、沖縄県はそういうことにはほとんど力を入れていないということになるのでしょうか。ちょっと金額が少ないので悩んでしまったのですが。

○大城慧文化課長 現在979件ありますけれども、今年度からスタートする調査といいますのはその中から指定にどういったものがあるかという指定候補、指定物件を定めていくための調査であります。単年度で400万円ですから、5年間で約2000万円という形になるかと思えます。

○比嘉京子委員 文化財の保護は、教育庁のどこが管轄されて、今の文化課ですか。これを学校教育としてはさまざまにガマの中での体験、追体験の活動を入れたり、平和学習等によく使われておりますよ。そういう同じ中で両方としてはどんな連携というか、話し合いというか、一方は非常に活発に見受けられるわけなんです、学習としては活発に見える。だけど、今みたいな文化課の事

業として、この予算のありようとか、しかもこれだけたくさんある沖縄の戦争的な遺跡と申しますか、特に私が懸念しているのは第32軍司令部壕なんですけれども。そこの老朽化と今調査に入る期間のスピードと予算を考えると到底ではないけど追いつかないというか及ばない。そういう懸念を持つのですけれども、皆さんの基本的な考え方が見えないのですけれども、文化課としてはどうなんですか。また教育する課としてはどうなんですかということについて両方からお聞きしたいのですけれども。

○山里清管理統括監 一応、教育庁としては埋蔵文化財の関連でいわゆる指定をするということになってはいますけれども、この第32軍司令部壕につきましては、このごうそのもののいわゆる管理、それから保存につきましては、平和男女共同参画課のほうで所管をしまして、向こうがいろんな中の状態とか、それから看板とかその辺の整備と申しますか、保存というのも向こうの所管で今やっているということで、そこがやっていて、こちらはそういったものを調査と申しますか、戦争遺跡に指定するかどうかという役割分担をしているところでございます。

○比嘉京子委員 文化課はこのスピードについてどう思っておられるのですか。

○大城慧文化課長 文化課の場合は、指定をするにしても、調査をするにしてもなかなか。例えば、指定一つとりましてもいろいろ地主さんの同意とか、あるいは現状がなかなか厳しいところにあるということもあって、作業的には非常に遅いということもあるかもしれませんが、しかし着実に1件、1件そういう情報を集めてきちんと指定をしていくというようなことで今考えているところであります。

○比嘉京子委員 ちなみに、ことしの400万円はどこを対象になさるのですか。

○大城慧文化課長 今現在は、渡嘉敷村のほうで1カ所やっておりますけれども、細かいところではまだ場所は選定していません。

○比嘉京子委員 いわゆる年間400万円のうち8割が国の予算で、80万円が県の予算であると。果たして、これだけの戦争遺跡がある中で、県の予算として、ここの3番目にあるようにこれでいいのであろうかという質疑だと思うのです

よ。こんな100万円足らずの予算で、とんでもなく追いつかない、老朽化またはどんどんつぶれていく可能性のほうが、素人判断ですが思うのですよ。そういうことで私は主張していただきたいと思うんですけども、ちょっと違う質疑をしたいと思うのですが、国指定をやると活動する市町村として国指定をお願いしている様子があるのですが、国指定になるとどんなメリットがあるのでしょうか。

○大城慧文化課長 国指定になりますと、まずそこが一つには整備です。例えば洞窟としますと、その周辺の整備等があります。やはり民有地とか多いところだと、土地の公有化といいますか、そういったものが補助の対象になります。

○比嘉京子委員 私の認識では、国指定になると活動経費等が国の交付金に何点という点数制度で国から交付金が来るのではなかったですか。そういうものは国指定になるプラスという認識はないのですか。

○大城慧文化課長 文化財に指定しますと交付税ということで入ってきますけれども、必ずしもそれが現状で文化財に予算的に入ってきているかというのと、そうでもないような状況があります。

○比嘉京子委員 この意図を考えたときに、県が指定を一緒に追認してほしい。そして、国に指定をさせてほしい。そういうことよって活動が活発化できる財源が市町村の中に生まれてくるのかなと私は認識したのです。そういうことで国指定になることのメリットというか、プラスになることとどういふことですかと聞いたのは、今どちらかというとも市町村が独自にやっているわけなんですよ。そして、活用も独自のやっているわけなんですよ。ですから、そういう意味でいうと、県は何をするのですか。県は何をどうやってきたんですかと問われなければならないと思うのですよ。そういう意味でこの予算のありようから、それからスピードから果たしてこれでよいのかという質疑をしているつもりなんです。そういう意味からすると、私は一方で首里城というのが明かりの部分だとすると、暗い部分として第32軍司令部壕の両方の対比というのを沖縄の観光として見せていくことによって両方の価値が逆に相乗効果を持つのではないかと個人的には考えているんですよ。そういうもので言うと、上のプラスのところの光の部分と、地下の陰の部分をしつかりと沖縄がもっと積極的に整備をして、そこを公開していくと、そういう気概が私は必要ではないかなと

思うのです。その点については教育長いかがですか。

○金武正八郎教育長 比嘉京子委員がおっしゃるように、沖縄戦の実相を語り伝えるこの戦争遺跡をやはりしっかりと適切に保護して、後世に継承していくことは大変重要なことだと思っています。今御指摘のことについては、もう少し私たちのほうで研究をして、ぜひしっかり指定に向けていろんな面に取り組んでまいりたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 68ページの陳情第106号、午前中に参考人からいろいろ意見を聞かせてもらったのですけれども、これは教育の基本的な問題で、特に県立高等学校の中退者対策として04内規というものが見直されたのだらうと思っているのですよ。今議論聞いていると2つあるわけですよ。1つは、いわゆる高等学校教育に悪影響が出てこういう問題がもっと子供たちのやる気をそいでいるということの意見と、もう一つは教師の負担が大変だという2つの問題があるのだらうと思っているのですけれども、これは今労働組合のほうから陳情が出ているのですが、基本的なことを聞かせてもらいますけれども、これは皆さんも沖縄県高等学校教職員組合の組織率なんていうものはわかるのですか。組合のことを聞いたら6割が組合の中に入っていると聞いたのですけれども、皆さんこれの実態がどうなのかわかっておいでになるのですか。

○金武正八郎教育長 把握しております。

○翁長政俊委員 どれぐらいの組織率ですか。

○金武正八郎教育長 数字等は、今手持ちしていないのですが……。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長が正確な組織率を答弁するようにと指示した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
翁長政俊委員。

○翁長政俊委員 皆さん方の資料が来るまで今の私の質疑は保留をさせていただきますけれども。違う観点からやりますけれども。これは中退者対策としてやった04内規が、本当に学校現場で子供たちのやる気を失わせるというのは本当にそういう現状があるのですか。先ほどの説明者では、どうももう子供たちの学習意欲がそがれていって、もっと指導環境を含めて子供たちのやる気が相当失われていると。だから、これは導入すべきではない、見直すべきだというのが主張だったのですよ。これは実際どう理解されていますか。

○金武正八郎教育長 ただいまの翁長政俊委員の件は、実際に数値を確認したり事業をその場で確認したことはございませんけれども、教育論として、つまりハードルを用いるべきではないかと。ハードルを下げたらだれも勉強しないのではないかというそういう議論がございます。ですから、その辺の議論でもあるし、その延長もあるであろうと思っています。全然ないとは言えませんけれども、やはりそういう生徒も中にはいるであろうと。多くはないと思います。限られた生徒だと思っています。

○翁長政俊委員 組合の皆さん方に見れば、これは陳情者に見れば、一定のハードルがきちんとないとだめだと。いわゆる教育の荒廃が起きているのだと、だからハードルを用いれということなんですよ。今教育長から話を聞くと、いわゆる厳格化をすることによって中退者がふえていって、退学者がふえるということになっていくと。それもまた教育の問題なんですよ。この両方をどうバランスをとるかが問題で、全くハードルがないというなら僕もこれは問題であると思う。きちんとしたハードルはあるべきでしょう。一定のハードルを持ちつつ、その中で中退者を出さないという努力を教育の現場としてどうやっていくかが、やはり私は教育の現場のありようだと思っているのですけれども、04内規が仲村前教育長の時代には検討すると言ったけれども、金武正八郎教育長時代になってくると、いやこれは全く聞き耳を持たないという状況ですか。そういう説明だったんだよ。

○金武正八郎教育長 私は、仲村前教育長のときには教育指導統括監でございました。仲村前教育長と一緒にこれを考えて、一緒に対応してきた者でございます。ですので、おっしゃることについてこれだけでよろしいですか。例えば、子供たちが学ばないとか、眠るとかそういういろんな議論がございます。それも、沖縄県高等学校教職員組合がやっているアンケートも私は真摯に受けとめ

ております。しかし、やはり子供たちが学ぶ意欲、眠る、それはやはり内規だけの問題なのであろうか。やはり、いろんな面から本当に高等学校教育が子供たちのニーズに本当に対応し切れているのであろうか、やはり進学する子もいるわけです。例えば、今回平成21年度に出された高等学校の新しい学習指導要領もそのところをしっかりと指摘しているのです。高等学校教育は共通性と多様性があると言っているのです。例えば、平成21年度において中学卒業者の97.9%が卒業します。義務教育ではないのですけれども、公民的な教育となっていると。このため、高等学校で学ぶ生徒は高等学校を受ける基礎として必要な教育を求めるもの—基礎としてというのは、やはり高等教育にはついていけないけれども、しっかりと社会に出ていくような力をつける必要がある子。そして、就職に必要な専門教育を学ぶ子、そして義務教育段階での—ここがそうですね、前のほうが高等教育を受けるのです。最初の説明が大学に行くという、大学に高等教育を受ける基礎というのは、大学に行くために必要な教育を受けるもの、それから就職に必要な専門教育を受けるもの、そして義務教育段階での学習内容の確実な定着を必要とするものなどさまざまであるというのです。ですから、そういう子供たちのためにこの必要最小限の必要履修科目だけを教えて、あとは学校でいろいろな裁量をしていろいろな教科科目を子供たちにやってくださいよという、後は学校に任せますという話なんです。ですから、ここを私たちはどう今の子供たちに対応していくかという形で大きな課題があります。ですから、一朝一夕でこの内規をなくしたからすべて子供たちが一生懸命学びを起こしてやるわけではなくて、まず私たちはその一つの方法として子供たちにチャンス上げて、きめ細やかに一つ一つ指導して、しっかりと育ててあげようということを今やっているわけでございます。

○翁長政俊委員 陳情者が言っているハードルというのが履修だけではだめだと、習得がないとだめだと言っているのです。履修と習得、習得の部分にいわゆる問題があってもきちんとものを学んで卒業をしないから、ただ単に押し出し式で、ところてん的に押し出して行って卒業させるということが社会人として問題が出るのではないのかということ言ってるわけですよ。この習得がない、履修という部分との兼ね合いの問題ですけれども、正直なところ、こんなことを言っているのかわかりませんが、私もちょっと単位保留を持ったところがあったのですよ、高等学校のころ。1科目、2科目持っていてそれでも追試験を受けて出て行くわけですよ、よいことではないの。これは実際どうなんですか。

○金武正八郎教育長 私たちの時代と、今の子供たちの時代の違いをしっかりと認識する必要があると思います。まず私たちの時代は高等学校に行く人は4割です。ある程度きついハードルでも、やはりそこを乗り越えれば、大学に行って、社会に出て社会の中で一定の地位を得て教職員にもなれるし、医者にもなれるし、そういう夢があったから耐える力ができるわけです。しかし、今の学校教育の中でこれをしっかりと学べば次の保証というものが今は本当に多様性なんです。子供たちにとっては、これはいいのではないかというものもあるわけなんです。しかし、そこは教師として、子供たちに夢を持たさなければいけないのです。その夢を私たち子供たちに持たせてやるのが教師の仕事であるわけです。私たちは今、子供たちに厳しくやると絶対来ないですよ。やりませんよと言う。ですからいかに子供たちの学ぶ意欲を高めるか、だから本県の教育の一番最初に掲げている学ぶ意欲を育てるということが一番大事なんです。

○翁長政俊委員 まさに私が高等学校のころも、やはり単位が足りなくてやめていっている同期の連中もかなりいるわけですよ。上がれなくて、降格されて、後輩と一緒に学校に行き出すと、やはりこれは精神的な苦痛になってやめていくやつもいるのですよ。中にはできる子、できない子いますから、やはり本来ならば同級生と一緒に卒業させるというのが理想でしょう、そういう意味では。だから、ある意味では単位制が導入されている今の現状ですよ。高等学校によっても完全な単位制、3年間の単位制で学校が運営されている学校もあるのですから。そういう状況の中でやはり1人でも入学してきた子供がきちんと卒業できる環境をつくってあげるとというのが、僕は教育の基本的な資質条件だと思っています。そういう中で陳情者が提出してきた資料を見ると、いわゆる04内規を改定したことによって退学者が少なくなったのではなくて、経済的原因で中退している人が多いんだという資料を出してきたのですよ。現実、学校の中には経済的なことがうまくいなくて、やはり不幸なことで退学する子もおいでになると思うのですよ。だからこういうものも含めて新しく議案に出てきている学校の無料化の問題がありますよ。これとの相関関係はどうなると思いますか。

○金武正八郎教育長 少しすれ違いがあるかもしれませんが、やはり高等学校の授業料も無償化で、高等学校の授業料の無償化のところにも意欲のある生徒にはしっかり高等教育を受けさせましょうということがありますので、やはり意欲を持っている子供たちにしっかり私たちは対応していく必要があるのではないかなということですが、答えになっているかわかりませんが。ただ、中退の

原因にはさまざまな要因がございます。やはり青春時代という歌があるように、青春時代は本当に苦くて苦しくて本当に苦しい時期なんです、青春時代は明るいものではなくて。本当に人生で人間関係、いろんなことに悩む時代です。そういう人間関係とか、経済的な面では家族関係、体のこと、すべてのことで悩む時代ですのでやはりそういう時代の中でやはり迷っている子供たちに手を差し伸べて退学にいかないようにするのが私たちの務めだと思っていますけれども、ちょっと答えにはなっていないかもしれませんが、済みません。

○翁長政俊委員 単位が取れない子供の指導の問題なんですけれども、単位を取らせるためには学校の現場の先生方が大変苦勞しているということですか。

○金武正八郎教育長 大変苦勞していると。つまり自分のやった授業の中で、そして3分の2以上も授業も来て一生懸命受けたけれども、つまり習得できなかった。そういう子供に対して、しっかりと翌年度にこの子供に追試験をして、課題を与えていついつまでにこういうことをやりなさいという課題をしたり、それでもできない子については夏休みにその子と呼んで、この子の弱いところを少し指導をして、また夏休みにテストを受ける。そして2学期にもそういうことをやる、そういうきめ細かく先生方がやっているわけです。ずっとつきっきりというよりもある程度のかかわりを持ちながらやっていますので、私は先生方にとってはこの子供たち一人一人を育てるということで、やはり私たちは教師としてこれは必要ではないかなと私は個人的に思っております。

○翁長政俊委員 この教師が持っている苦勞、要するに単位を子供たちにきちんと取ってもらうためにいろんな指導をしたりいろんなことがあるのでしょ、目に見えないことも含めて。これを苦勞と思う先生もいるであろうし、それがやる気なんだという先生もいるだろうし、さまざまであろうと思うのですよ。そういう中で、こんな子供が学校に、一つのクラスということになるとクラスにいたらクラス全体がマイナスの影響になる。そういうことを言っていたものだから、ここを僕は学校現場の金武正八郎教育長も教師をやっていたであろうからここの部分はちょっと教えてくれないですか。

○金武正八郎教育長 沖縄のことわざに、イービヤ ユンターキヤネーンということで40名の子供たちの中にもいろんな子供がいます。ですから、そういう子供もいる中で、社会はそういう子供たちのそういう縮図ですので、社会の縮図ですので、そこでお互いを認め合いながら、両者の人格を認め合いながらど

ういう形ですみ分けをしていくか、人間関係をつないでいくかということが一番大事でございます。もう一つ、先ほどのものですが、先生方が苦勞ということよりも私はこういうときにやんちゃなワラバーが、言っても聞かなかったワラバーが粘り強くやって卒業した後に結婚式に、式のとときに招待の電話が来て、先生、僕を覚えているかと言うのです。そういうときに、ああ、おまえか、あのワラバームンがなという感じで、そういう形でやるのが教師冥利だと私は思っています。教師は、そういうことをすることによって、教師としてのやはりやってよかったなということを、こちらにいる皆さんは教師出身ですので、私のことよりもほかにそういうお土産を持っている方々だと思っております。現場の方々も私はそうだと思います。

○翁長政俊委員 それと、新聞報道で見ると、いわゆる退学者の対策として、「やる気がないのに学校に在籍させることで就職での生徒の自分探しを邪魔しているということになる」という声も教師から漏れている」と、これは少数ではあるだろうけれども。こんな発言のあること自体、私は教師としての資質みたいなものがとっても問われるように思うのですけれども、実際どう思われます。

○金武正八郎教育長 私は、沖縄の先生方にこういう方はいないと思います。これだけの日本でできないような制度をやって、しっかりと沖縄の子供たちを育てようとしていますので、私は沖縄の子供たちを育てようとしていますので、私はやはり沖縄のこの先生方は誇りだなと。やはり、私たちはこういうことをやっているんだということを誇りに思っていたきたいなと思っています。

○翁長政俊委員 金武正八郎教育長から見て、この問題は、前段でも話したのですけれども、教師の負担というものとかけ離れて考えていることができないと思っているのですよ。教師の負担というものが何かということになると、いわゆる追試試験等の問題が多過ぎて、いわゆる教師にかなり負担がかかってくるものがあるとか、いろいろ指導をしたけれども、子供たちに裏切られて教師としてのやりがい失うとか、こういった問題が失われて脱力感に至るとか、精神的なメンタルという問題も出てくるであろうと思うのだけれども、こういう問題が占めているウェイトみたいなものは教育長は答えにくいだろうけれども、実際どう感じますか。

○金武正八郎教育長 この内規の問題でそういうことがあるわけではなくて、学校の中にはやはり職員との人間関係、それから生徒との人間関係、生徒も割

と情報を持っております。昔は、先生というのは情報発信源でしたので、すべて先生とだれかは神様みたいな感じで。今は、テレビもあるし、雑誌もあるし、英語の力も生徒が優れているときもあるのです。私は球陽高等学校にいましたけれども、いろんな基礎的な力も、数学の力でも先生よりも既に力がある子もいるのです。そういう子供たちを対象にいかに関指導していくかという先生方のプレッシャーもございます。そういうもろもろのことが大きいのではないかなと僕は思います。このことについては、僕はそういうそんなに大きな問題になるというよりは、まずこれは中学校を見たらよいと思います。中学校は何もないです。縛りもないし、ハードルもございませぬ。しかし中学校ではいきいきとやってきているわけです。ですから、高等学校でもしこれをやるならば、もし余りにもハードルが高ければ、教育課程を見直せばよいのです。自分のやっている教科の内容をもう一回見直して、子供たちに合うように基礎的なことを入れるとか、そういうことをやることによってやればよいのです。ですから今、沖縄県は全教職員の中で学校の中で、そういうことを一生懸命試行錯誤している段階だと私は思っている。まだまだ十分ではないですけども、これを検討していく必要があると思います。

○翁長政俊委員 最後に、やはり何と言っても子供たちの学習意欲が高まることがこの問題を解決する最大の必要性なんです。だから、子供たちにいかに関やる気を出させ、いわゆる学業に打ち込める環境をつくっていくかということにつきると思いますので、ここの部分は教師としてやれる部分、また家庭としてやれる部分、また社会としてやれる部分があると思います。最後に私のエピソードを話しさせてください。

私は、高等学校のときに英語の単位保留だったんです。そしたら、単位保留で、どうしても卒業できないからもらいにいったことがあるのですよ。学校の先生の家に行ったのですよ。家に行ったら、おやじがいまして、このおやじは今聞いたら小学校の校長を退職した方なんですよ。こんな遠くうるま市勝連まで来ているのに、君この子に上げなさいと言っておやじが息子を指導しまして、私は単位をもらって大変感激した覚えをずっと頭の中にあるのですよ。このおやじも頭の中に覚えているし、英語の教師も実はわかるのですよ。この教師がだれかと思いませんか。東門沖縄市長のだんななんですよ。東門美津子さんのだんななんですよ。僕はこの人にはとっても感謝を申し上げたい。これは私のエピソードでした。

○金武正八郎教育長 先に答弁を保留していました組合加入数の件ですけれど

も、全国の日本教職員組合が27.1%でございますよ。沖縄県高等学校教職員組合が50%、それから沖縄県教職員組合のほうは33%として私のほうは把握をしております。

○翁長政俊委員 先ほど60%と言って若干水増しがあったかな、終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 私は、やはり日本の学校教育の根本そのものが問われているというのはいつも議論していて感じるのですけれども、単刀直入にお尋ねします。退学率改善のために04内規に変えた。退学率、2007年以降の退学率はよくなっていますか。目的に照らしてどうですか。

○金武正八郎教育長 平成7年からいきますと1565名、そしてずっと平成9年1783名、平成10年が1776名、平成12年に1824名、これが平成13年ぐらまで続きまして、平成14年が1640名、そして内規の改正があった平成15年が1090名、550名減っております。そして、その後は980名、1037名、1042名、1027名で、ことしで948名で過去一番最小になっております。

○西銘純恵委員 私は、2004年以降ということで比較したかったのですが、それで2007年が948名ですよ。その後は出ていませんか、今年度まで。

○金武正八郎教育長 これまでしか出ておりません。出てはおりますけれども、文部科学省から通して出ますので持ってはいますけれども、これは全国縛りがかけられております。今は平成20年まで公表しております。つまり、平成20年というのは、平成20年度のものの数値です。平成21年度の数値がまだ出ていない。

○西銘純恵委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から内規の改正があった年以降の数値の確認があり、説明員から平成16年度が980名、平成17年度が1037名、平成18年

度が1042名、平成19年度が1027名、平成20年度が948名であるとの説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 今数字を言われたのですけれども、平成16年度にやっけてから数字が出てきてとおっしゃいましたけれども、率で見て退学率が変更があるのかな。例えば、在籍者数がありますよ。そういうもので見たら変更がないのではないか、そんなに退学率がよくなったという結果、評価ができるのかというところを導入の目的に照らして、結果どうなのというところをきちんと見ないといけないと思ひまして、それで今お尋ねしているのです。ほぼ横ばいと見ていいのではないのですか。

○金武正八郎教育長 率で申し上げますと、大体、平成14年までは3.0%から3.3%の間で行き来をしております。それが改正された平成15年から2.0%、1.9%、2.2%、1.9%から2.2%の間を行き来しております。平成20年度は2.0%になっております。

○西銘純恵委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員から質疑に沿った答弁になっていないとの指摘があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 これを評価する方もいるし、どうするかはこれは分かるところですけれども、結果として導入してから1800名台から1000名台に下がったことは事実です。そして今、その後はずっと変更はないということは事実です。導入のときだけはあったということで、その後は変更はありませんということは申し上げております。

○西銘純恵委員 私は、途中から皆さん県立泊高等学校の高等学校生徒就学支援センターも活用されてそこで受け入れをして、だけれどもこの県立泊高等学校側での退学者数がまたありますよ。そこら辺の数字を合わせたら実際は、率のすればやはり横ばい。先ほど1800名から1000名台に減ったとおっしゃいましたけれども、高校生の在学者数そのものが変動ありませんか。減っていますでしょう、在籍者そのものも減っていますから。5万5000台に1800名いたとすれば、もう既に4万5000台に落ちてきているわけでしょう。だから、そこら辺も見て皆さんが導入の目的とした退学率を減らすということに照らして、どうなのかということの一つは結果を評価しないといけないと思うんですよ。

○金武正八郎教育長 退学率を減らす目的で導入したわけではございませんで、学力の保証をするために私たちは取り組んでいて、結果としてそれが出てきたということです。それも出るということです。すべてではないわけです。ですから、県立泊高等学校の高等学校就学支援センターも要するに悩んでいる生徒たちをいかにサポートするかという形で設置したものでありまして、決して中退率を減らすための操作ではございません。

○西銘純恵委員 そうしますと、2004年に改定をしたときの文書類、教育長から出された目的、導入の目的についてももう一回確認したいと思しますので。子供の学力を高めていく、そしてちゃんと入学したら卒業まで教師のほうで努力をしていくということをおっしゃっているのですけれども、実際はそうだったのかというのはやはり検証しないといけませんので、当時のものを後日で結構ですのでいただきたいと思えます。

次の質疑に移ります。1年生で履修はしたけれども、授業には出たけれども、習得ができなかったというものを2年生に上がって、テストを受けていくわけですよ。そしたら2年生を持った教師は1年生のものの基礎ができていなくて、さらに2年生のものを上積みして上に教えることはできないのですよ。理解させることは難しいわけですよ。そういう意味では、この2年生に上がったときとか、3年生に上がったときに身につかない、習得を必要とするものが習得されないまま持ち上がっていったときに、この次の段階の教師、この皆さんは二重の労力もそうだし、理解をしてもらい、習得をもらうための二重の仕事が出てくるのではないですか。そのまま上がったときの教師の従来どおりの仕事というわけにはいかないと思うのですよ。だから、教師の皆さんがやはり負担感があるというのは、そこに問題があったのではないかと思うのです。だからそこに何らかの別の教員体制といいますか、プラスした教師体制というもの

を同時に充てたのかどうかです。

○金武正八郎教育長 特に充ててはございませんけれども、ちょっとお言葉を返すけれども、つまり高等学校は単位制なんです。ですから、高校1年生に学んでいる子を、ある学校では1、2年でも学んでもいるし、3年に学んでもよいのです。高等学校で必修という科目を1年生で必ず教えなさいではないのです。ですから履修制ですので、必ずしもここをやったから2年生はできないということではないのです。単位制なんです。ですからまず1つ認識をお願いします。それからもう一つは、単位保留を出した先生が最後まで面倒を見るということが基本です。自分の授業の責任は自分で持つということです、やはりそういう形で一応、私たちは学校のほうにはお願いをしております。

○西銘純恵委員 今おっしゃったところに教師の皆さんが相当プレッシャーも感じているかなと思います。単位制とおっしゃいましたけれども、昔と今は違うのでしょうか、教えていただきたいのです。例えば、数学でしたら数学1、その上に数学2とかいくと思うのですよ。今は違うのですか。個別に学習といいますか、カリキュラムが全く独立した教育になっているのですか。

○金武正八郎教育長 教育課程は必修科目と選択科目がございます。ですから必ず数学1をとって数学2を必ずとりなさいではないんです。数学1だけでもいいのです。数学1を習得しなくてもよいのです。履修してもよいのです。履修はすべきです。履修はしないと卒業できません。だから3分の2以上はまずやるということと、ほかのところ74単位以上を間に合わせれば大丈夫です。

○西銘純恵委員 今、教育というものが、学校教育というものが体系的にやらないと、やはり関連性でその1年生で理解できるものとかそういうものに合わせて、履修単位といいますか、そういうのも組み合わせがされていると思っています。だから、3年生でしか理解できないものを1年生で持ってきて単位制だからということはありませんと思うのですよ。ですから教育長が言われたのは、この高校教育の教育内容といいますか、それが関連性がないような話をされて単位制だからというところにはもう少し私は反論を聞きたいのですけれども、専門的に組み合わせをされた内容がこの高等教育履修単位74単位といいますか、それに組み込まれているものから、違うような話でされるものから、これは一応返しておきたいと思います。それで、私は高等学校だけのところで取り上げて議論をしているのですけれども、日本の学校

教育の積み重ねの上に高等学校があるわけですよ。それで、高等学校の進学率も97%台まで高まったと。前は、基礎的な部分を身につけた子が高等学校に進学をして、進学、就職ということで分かれていたけれども、今はほとんど義務化に近いような状況にあるというその中で、小学校、中学校の義務教育そのものがやはり基礎的な最低学ぶことを学んでいるのかどうかというところが今問われていると思うのですよ。ですから、今お尋ねしたいのは、教育庁ですから、義務教育の中で高等学校に上がってきた子供たちのやはり基礎的な部分が習得されていないというところが見えているのか、この義務教育段階での問題点をつかんでいच्छるのか、そこをお尋ねします。

○**金武正八郎教育長** 高等学校の入学率は、平成21年度現在、全国で97.9%です。沖縄は95.2%の状況です。そういう中で、やはり上位の層もいるし、中位もいるし、下位の層もいるわけです。それだけ長い間の中でやはり積み残しが少しある子もいるわけです。これがすべて大勢ではないです。やはり、その下層部の子供たちに手当てをする必要があるのではないかと。上も大事です。中間も大事です。その下の基礎的な部分の子供たちに、そういう子供たちに合うような教育課程を設定して、そして授業時数を設けてやることが文部科学省からも、今回の学習指導要領からも求められているわけです。前から求められているわけです。そういうことを今取り組んでいるところでございます。

○**西銘純恵委員** 私は、例えば進学校と言われるところがそんなに退学者の問題も抱えていないし、先生方も。先ほどは、私は特化した生徒のほうが教師より力があって、教師がなかなかプレッシャーがあるというようなことをおっしゃったのですが、ああいう事例というのはほとんど少数だと思うのですよ。逆に基礎的なものを学んでこなかった皆さんに、どのようにして高等学校の3年間の単位を履修させるか、習得させるかということで現場が一番そこが問題になっていると思うのですよ。そこを指摘しないものですから、ここが私は一番の問題であって、そうしますと、私は先ほど言った義務教育の中でもきちんと身につけなかった子供たちが実際は上がってきていると。そこを最低義務教育の部分でやるものが身につけていないところをどう教えるかということが先に来るのではないですか。そしたら今の単位をどうのということ以前に、その子たちに教師配置を加配をするなりして、先にやるということも－1年生のときの補習で、そしてわかるんだという中でしか子供たちは自分の理解ができる、そしたら次は進学できるとか希望が出てくるわけですよ。進学校というのは、既に自分がどこに行きたいと自分の希望を、目標を設定している子供た

ちが行くわけですよ。そこは何もこう勉強しなさいということではなくみずからやっていますから。そうできていないところに今困難があるということをしつかりと見ていただいて、そこにそのように私は教師体制はどうなっていますかと聞いたのは、そこに入学した子供たちの基礎的な部分で足りないというところにやはり担任とかそういうものではなくて、逆に先ほどは単位保留を出したのは担任の先生が最後まで責任を持ってとおっしゃるところは問題があると思うのですよ。逆に、基礎的なものを持ってこなかった子供たちに先にどのように手だてをするかというところで、同時にそこも考えないとやはり個人責任みたいに教師の側には相当な負担感もあるし、教育現場が声を出している、このような陳情を出さざるを得ない問題というのは一番そこにあると思っています。だから、そこをやはり義務教育の段階でも、高等学校に入った段階でも教員体制、新たに県立泊高等学校の高等学校生徒就学支援センターをつくられたわけですから、とつてもよい政策をやっているのですよ。やはり沖縄県独自の基礎学力を身につけていないという部分と思われる生徒たちにどのように教師を配置するかというのもこれから検討してやっていったらいかがでしょうか、どうでしょうか。

○金武正八郎教育長 今委員がおっしゃったこと、そのものずばりであります。そのとおりです。そこが一番大事なところであります。そういう子供たちにかにやっていくかというのは、今も高等学校教育に求められることです。ですので、これについて私たちはそういう側面からもやっていますし、加配についてもこれから考えられないことはないと思います。必要だと思います。やはりその部分をいかに手当てしていくかということが大事なんです。私たち今、進級・卒業規程で出ているのは、そのやる中のそばの部分の一つ一つの得意な点が出ているのであって、これがすべてではないと思います。

○西銘純恵委員 私は、日本の学校教育のことを先ほど言いましたけれども、国際連合の子どもの権利委員会で、教育に関してはやはりしっかりとつかんでいらっしゃると思うのでお尋ねしたいのですけれども、6月26日ぐらいですか、3回目の日本政府に対する勧告が出されているのですよ。これについては御存じでしょうか。

○金武正八郎教育長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員から国際連合の子ども権利委員会の勧告内容について確認があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 すべては承知しておりませんが、それがあるということは承知しております。

○西銘純恵委員 今、国際連合の子どもの権利委員会で今度特に子供の貧困について、やはり家庭の所得の格差というものが教育の格差になっていると。したら小学校、中学校段階で、義務教育の段階できちんと学べるものが差が出ていると。さらにその上高等学校教育ということになっているわけですよ。そこも予算方針をちゃんと充てるようにと勧告をされています。ですから、今の議論はやはり日本の教育制度、学校教育の大本からやはり問われていると思いますので、やはり現場の先生方もよい教育をしたい、教育長もそういう思いですから、やはり加配教師を入れることを検討するとおっしゃいましたので、やはり前に進める方向で問題として指摘しているのを改善するという立場に。それで前の県議会で前向きに検討されるという答弁をしたからには、前にこの内規を検討されますと言っていますから、やはりしっかりと皆さんと改善できるような方向で誠実に話し合いを進めていただきたいと思います。答弁を求めて終わります。

○金武正八郎教育長 まず、1つは加配をするということで、加配も今から考えざるを得ないということになりますので、ここはちょっと訂正します。それから陳情の処理方針にもありますように、私は仲村前教育長の方針を受けて一緒にこれについて対応してまいりましたのでしっかり受けとめております。しかし、いろんな方々の意見を聞く中でやはり慎重に検討していく必要があると私は認識をしております。やらないわけではなくて、やります。そこをやはりいろんな面で子供たちはどう考えているのか、子供にとってどうあるべきか、そういう視点でしっかりいろんなところの意見を聞いてまいりたいと思っております。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

上原章委員。

○上原章委員 教えてほしいんですが、その前に68ページの陳情第106号、私もちょっと県立高等学校の進級・卒業規程の見直しについてなんですが、今処理方針で慎重に検討していく必要があると。総合的な観点から研究を進めていきたいという処理方針になっているんですが、今回この陳情に対して金武正八郎教育長は、こういった処理方針を出したということは、この課題もいっぱいあるのだという認識はされているのでしょうか。

○金武正八郎教育長 やはりそういう職員団体のアンケートをとっておりますので、それはしっかりと受けとめております。しかし、そのアンケートとその内規との因果関係というのはもう一度しっかりと研究をする必要があると思います。

○上原章委員 そういうことで、この2004年に導入して大分年月もたっているわけですがけれども、金武正八郎教育長としてこの内規が現場でどのような、先ほどは具体的に中途退学者が少なくなっているという非常に数字的には理解するのですがけれども、これが本当にメリット、デメリットが現場で起きているという調査はしたことがあるのですか。

○金武正八郎教育長 特にございません。

○上原章委員 今回はこの陳情の方々のほうで独自にアンケートをとったということなんですけれども、今後のことも含めて、この学校現場、それから生徒自身、また保護者等ぜひこの制度が当初の目的としっかり推進されているのか、もしくは何か弊害があるのか。教育長として、委員会として実態調査が必要だと思うのですが、どうですか。

○金武正八郎教育長 内規がどうなのか、その結果中退がどうなのかという問題では私はないと思います、これは結果として。今、大きな問題は高校教育が抱えている大きな課題、つまり97.9%入ってくる生徒たちにどのようなメニューで子供たちに提供して、そして子供たちを育て、しっかりと高等学校を卒業させるかということが大きな課題ですので、それに向けてみんなの意見を聞いて、その中で進級・卒業規程の中でやはりふさわしくないところがあれば、伸ばしてほしいところがあれば、意見を交えながら子供たちをいかに高等学校を

しっかり卒業させるかという視点でいろんな情報交換をしてみたいと思っております。

○上原章委員 それはわかります。全体の中で子供たちの学習意欲をどう高めるか、そのための制度導入だと思いますので、また卒業を本当にしてもらいたいという、これはみんなの思いですから。今回この陳情が出ているわけですから、本当にそういった現場で現実にどういうふうな今状況が起きているのかはぜひ私は調べる必要があると思うんですよ。特に、先ほど非常に言葉が本当に学習意欲が低下してしまいますというような子供たちが幾らかいるのではないかと、そういう非常に漠然とした表現ではなくて、本当にそういうものが起きているのであれば、それはどう今後取り組まないといけないのかというまた課題になりますので。先ほど慎重に検討すると、また総合的な観点から研究をするとおっしゃっているわけですから、ぜひ実態調査はやっていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 この課題は、アンケートをとって課題の見通しが立てられるようなものではないと私は思っているのです。要するに、そのアンケートはそういう実態がある、だけれども、ではこれが学ぶ意欲の低下と内規との因果関係はどうなっているかということを検証するのは学校現場なんです。学校現場の中でいろいろ検証してはいると思うのです。やはりやっているわけです。実際にやっているわけです。しかし学校現場の中から、校長の中からは評価はいろいろあるわけです、これがうまくいっていると。先生方はその手当てをしてやっているということもありますし、もう一つ中学校では内規はなくても進級・卒業規程はなくてもしっかりと教育はできている、そういう子供たちが高等学校に来てなぜできないのかということもまた検討しなくてはいけない一つの部分だと思います。だからいろいろあると思いますので、これは一概には難しいと思います。アンケートについては今後研究してみたいと思います。

○上原章委員 教育論はいろいろな人たちがみんなおのおのの思いがありますので。私が言うのは、現実に現場で起きていることはしっかり認識をする必要があるという思いですから。これをおのおのの教育論でそうだろう、こうだろうというのはまた違うわけですから、現実に現場が今この制度の中で思っていたものと違う方向に行っている場合があれば、私はしっかり調査を、確認をして、それに対して向き合うことは大事ではないかなと思いますので、その点まずお願いしたいのですが。

○金武正八郎教育長 やはり学校の実情を知ることが大事ですので、県立学校教育課長が1学期に1回校長面談いたしますので、その中でいろんな情報交換をしてまいりたいと思います。

○上原章委員 ですから、校長は校長の立場で学校全体を見ていると思いますけれども、私が言うのは校長も当然そうだし、現実には子供たちと向き合っている教職員、またその子供たち本人の声、そして当然保護者の声もしっかり確認をして、そして総合的にどうなんだという一つの方向性が見えてくると思うのですよ。ですから、今教育委員会で学校現場を掌握しているこのネットワークはこれは大事なことですけれども、今こう具体的に陳情が出ているわけですから、本当に現実はどうなんだという部分はやはり踏み込んで教育委員会が現場に足を運ぶということは大事だと思うのですよ。こういった一つの要望をまずはしておきたいと思います。それと、この陳情者の皆さんが学校独自の内規を認めてほしい。要するに、学校のいろんな現状がみんな違うんだという、先ほど教育長は現場の先生方も自分と同じ思いで今子供たちと本当に高い教育の使命を持ってやっているとおっしゃっていたわけなんですけれども、私もこの学校現場で規程が学校によって違うのはちょっと気にはなるのですけれども、もしこういったことが学校の判断でそういった卒業認定のいろんなそういう基準を設けた場合、こういったことが起きるか想定はされますか。

○金武正八郎教育長 そういう学校の内規は、法令、それから学習指導要領、それから規則等を踏まえて学校の実態に応じてつくられるわけです。ですからそうしてつくられていると思っています。まず基本は、法令、学習指導要領、規則、それを踏まえているかどうか、それを踏まえて学校の実態に応じていろんな学校がその学校の生徒に対応できるような形でもやるし、先生方ができるような形でもやるし、それは学校によって変わると思います。

○上原章委員 きょうの午前中の陳情の皆さんから話を聞いたときに今回の学校ごとに内規を決めさせてほしいと。今も04内規がうちの学校では上等だといえ、そこはそこでずっと続けていくと。そうではないと思うところは学校の個々の状況に合わせて考えたいというような意見をされていたのですよ。それをもしこの陳情の皆さんが望んでいるような形にした場合にどういうことが起きるのか、教育委員会として、要するに問題があるのかないのか、そのような考え方というのは可能なのかどうかというちょっとお聞きしたいのですが。

○金武正八郎教育長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員から質疑の趣旨について改めて確認があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 法規とか、規則とか、学習指導要領というのはみんなの学校の中で守るべきことだと思いますので、これはやはりしっかり統一しなくてはいけないと思っております。

○上原章委員 教育委員会の考え方はそういうことで認識していいわけですか。各学校現場の判断でこういう内規を決めることはちょっと難しいということですか。

○金武正八郎教育長 先ほどから申し上げていますように、法令とか、学習指導要領、規則を踏まえて学校の実態に応じて行うということでございます。ですので、やはり法令とかがありますので、法令は守ることが大事ではないかなと思っておりますが。

○上原章委員 最後に、本当に聞きますけれども、この陳情は沖縄県立高等学校管理規則を改定するように配慮してもらいたいという要請なんです。これは問題ないわけですか。

○金武正八郎教育長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明員から規則等を踏まえて学校によって内規は違ってもよい旨の説明があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

上原章委員。

○上原章委員 先ほどのことについては後で調べて教えてほしいのですが、今回の要望は04内規が今全県一律の基準でやっているの、それを各学校に応じて決めさせてほしいというのが今回の陳情の要望ですので、それは教育委員会としては、そういう方向も法的には問題はないということをおもは認識をしいのか、それともそういうものはなかなか難しい今も形になっているのですか。

○金武正八郎教育長 申しわけありません。内規の認めてもらうという沖縄県立高等学校管理規則を改定するように配慮してもらいたいというもので、具体的にどういうことがということなんですが、要するにはっきりとらえておりませんが、要するにそれも含めて私たちは慎重に検討していく必要があると。そして、総合的な観点から研究をしていくということで回答しているわけです。そういうことでございます。やらないということではなくて、それも含めて私たちは慎重に検討していくということでございます。

○上原章委員 今回の陳情者の皆さんの要望もしっかり含めて今後検討することと認識します。最後に、全国的にこういった今の04内規というのはどうなんですか、今の進級・卒業規程というのは。

○金武正八郎教育長 進級・卒業規程が全国的にあるかどうかについては具体的にまだ調べておりませんが、私が聞いた範囲ではございません。ですが、ただ私がこのねらいとは今の高校教育はどうするかということですから、東京都では、ある学校は初めから入試がなく、一普通高等学校ですよ、入試がなく、大学は進学目標をしませんと。しっかりと今までの基礎をやって、学べる学校をやりますというエンカレッジスクールというものをつくっているんです。そういうシステムをつくっているのです。そういうこととか、それからいろんなところで、秋田県なんかは駅前に大きなビルをつくって、いろんな子供たちが、学校に行けない子供たちがこちらに来て、ここで勉強をしていつでも帰るとい、いろんな形でこの高校教育で、ですからその一環として内規のものがございす。

○上原章委員 私が聞いているのは、今回、本県が取り組んでいる内容と同じ、そういった地域があるのかを聞きたかったのです、ないのですか。

○金武正八郎教育長 今のところ把握している範囲ではないということです。

○仲村未央委員 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲村委員から04内規に係る法令等に関する資料要求があった。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

奥平一夫委員。

○奥平一夫委員 今までの質疑を聞いていまして、やはりお気持ちは非常にわかるんです。ただやはり、僕らは本音で教育の問題を語りながらこの実態を把握して、そしてそれを解決していく、要は子供たちをどうするかということだと思ふのです。そういう意味では、金武正八郎教育長が沖縄の高校教育の問題だとおっしゃったのは非常によくわかります。これは先ほどから委員の皆さんがおっしゃっているように、やはり3年、6年の義務教育も含めてその辺をきちんとした積み重ねで高校教育というものがあるべきだと思いますので、そういう意味では非常に長い歴史の中で今大きなひずみが出てきているのかなと。時代が変わったと金武正八郎教育長もおっしゃっていたのですけれども、確かに時代が変わったけれども、しかし僕らが守るべきところはきちんと守っていないと教育というのはみんな崩壊していくのではないかなとすごく心配はしてます。要するに、ハードルを下げるか下げないかということではなくて、やはり少なくとも高校教育というのはこうなんだというところが明確にあるはずなんですけれども、これを時代に合わせてというか、時流に合わせて変えていくということももう少し慎重になさったほうがいいのかなと思っています。本当に高校教育のレベルが下がってきているという非常に心配をしております。そこで、陳情第106号について少し質疑をさせていただくのですけれども、僕はいつも気になる言葉がありまして、特に日本の若者は低い学力よりも、いわゆる意欲の低下が非常に気になるということをおっしゃっている方がいらっしやいます。要するに、上昇志向といいますか、一つのハードルを上っていきこうという意欲が非常に欠如しているのではないかとと言われるわけです。そうい

う意味では、沖縄の若者はどうなんだという、もちろん非常に向上心に燃えて頑張っている若者はたくさんおります。ただ、問題になっている04内規で指摘をされているようなことは、ある意味意欲を摘んでいるのではないかなと僕は気になるのです。そういう意味では上手に子供の学ぶ意欲、あるいは生きる意欲というものをつないでいく、そういう教育のあり方というものをもう少しみんなで検討をされてしかるべきだと思うんです。それで、金武正八郎教育長は今度の陳情の処理方針で、学ぶ意欲の向上、そして学習環境を保障するという教育的配慮から行うものだとおっしゃっています。実際に学ぶ意欲というのは、意欲の効果というは、04内規の見直しをしてから効果は出ていますか。これは具体的な数字なり、あるいは何か具体的な例がありましたら教えてください。

○金武正八郎教育長 ここで申し上げている学ぶ意欲というのは、先ほど申し上げましたようにそういう課題のある子供たち、寝る子たち、それから授業になかなかついてこないという、せっかく意欲を持って高等学校に入ったのに何かの都合で学ぶ意欲がそがれている子供たちにいかに学ぶ意欲を高めていくかということで、先生方一人一人苦戦をしているということでございます。ですから、数値としては今上がっている具体的なものはとられておりません。

○奥平一夫委員 やはり内規見直しを行ってからもう5年、6年なります。それを開始してから卒業している子が3学年出ています。そういう子供たちの卒業する中でその成果というのが、実際あらわれているかということをお伺いしているわけです。

○金武正八郎教育長 教育の成果というのは、いつも言われるように100年とか、長い間の目で見ないといけないということなんです。ですから、私たちがやったこのことが評価されるのは、この子供たちが社会に出て、やはり自分がこうしてやったことに対してこれは甘やかしたかったのか、もっと厳しくすべきであったのか、そこは問われてくると思います。そこを期待したいと思います。

○奥平一夫委員 私は、今沖縄県教育委員会が出されていますー昭和21年度ですけれども、学校教育における指導努力点、これの64ページの中途退学対策の強化、その目標といいますか、こういうことが書いてあるのです。存在感や自己実現の喜びを実感できる指導の充実と、いわゆる学校現場で実際私も何校かー特に進学校ではなくて、進学校はほとんど影響はありませんので、そういう

内規の問題について悪い影響が出ているのはほとんどありません。職業高校を何カ所か回らせていただきまして、本当に言えないような実態も幾つか見られるんです。これを金武正八郎教育長は一部だとおっしゃるのだったらそれでもいいとは思いますが。ただこういう子供たちを本当にどうしてしっかりと学ぶ意欲、しっかりと勉強する意欲につなげていくかという教育が非常に大事だと思うのです。そういう意味で、学んである目標を達成をするという充実感、達成感、これを先生方は目標値としてあるというお話なんですけれども、こういう実態の中で私はそういう一部と言われれば一部かもしれませんが、そういうことが本当に、いわゆる達成感というのが本当にあるのかなと疑問に思うのです。ですから、そういう意味で04内規の実情を見ながらこの充実感、達成感というのを本当に今の子供たちにあるのかというところを少しお伺いしたいと思います。

○金武正八郎教育長　そういう子供たちがいるときに、やはり実際に達成感、充実感を持たせることが大事だと思います。奥平一夫委員がおっしゃるとおりだと思います。ですから、そうするために、そういう子供たちが今いる中でいかに子供たちに学ぶ意欲とか、達成感を養うか、そして近い目標を立てて、いかに達成感をやっていくかというのが一番大事です。そのために先生方はいろいろな子供たち、今まで以上に子供たちに寄り添って子供たちのその実態に応じてきめ細かな指導を私はやっていただいていると、努力をしていただいで頑張っているということで思っております。

○奥平一夫委員　これまでの議論の中でも04内規の見直し問題で、いろいろデータの一端を紹介をされましたけれども、あくまでもデータはデータなんですけれども。しかしこのデータを見る限りにおいて、あるいは先生方の今の現場の現状の報告といいますか、これを見るにつけて本当にひどいなと。やはり先生方もそんなに思っているんじゃないかなと思うのですよ。それで、この例えば学校生活の悪影響もかなりあります。それからその内容というのは何なのかというと、学習意欲が低下をした、授業態度が悪化をした、単位保留者がふえた、ほかいろいろと出ております。この辺の実態というのは金武正八郎育長は把握されていますか。

○金武正八郎教育長　この間、職員団体のアンケートがございます。そういうことを踏まえて、そういうことがあるということは私は認識をしております。ですから、要はこのアンケートをしっかりと受けとめていますけれども、その

学ぶ意欲、その実態と内規との因果関係を本当にそうなのか、本当に学ぶ意欲というのは、この内規を職員団体が今やっている、やれば全部回復をするのかどうか、その辺の議論です。すべて、やはり因果関係、そして中学校で今まで内規もない中で全部を審議していますよ。授業日数が足りなくても行っているわけですよ、そういうこともある。それから家庭状況、先ほど家庭の貧困もございました。いろんな子供たちがいるわけです。そういう子供たちをどう指導していくかといういろんな課題があるわけです。そういうものを含めて、私は先ほど陳情の処理方針にあるように、私たちは慎重に検討していく必要があるんだということをさっきから申し上げているわけでございます。

○奥平一夫委員 慎重に検討するということは非常に大事です。ただ、内規を見直してからもう10年です、6年、7年目に入りますよ。そうすると、本当にこの内規の見直しが子供たちの教育にとってよかったのか、沖縄県の高校教育として本当にこれでよかったかという検証をすべきではないですか、いかがですか。

○金武正八郎教育長 これはしっかりやるべきだと思います。

○奥平一夫委員 そういう意味で、これは慎重にするのも結構なんですけれども、やはりもっとスピードを上げて本当にどうするかという、やはりちょっとよくない影響が出てきたというなら進路変更するということも必要ではないかと思えますけれども、それはいかがですか。

○金武正八郎教育長 先ほどから結論は慎重に検討していきたいということになるんですけれども、例えば生徒の身分や権利なんです。例えば、この退学をしたときに生徒指導の問題もありますけれども、この子供たちが退学したときに次にだれがサポートしてくれるかという問題があります。今までどおり500名、1000名の方がやめていくと、次の支える部分が僕はないと思うのですよ。やはりここは、沖縄県はしっかりこういう子供たちでもしっかりと支えて、やはり個々に応じて説いて、学問の楽しさ、あるべき姿を説いて、寝ている者も起こしてやはりやっていくことが私は大事だと。そして、卒業させることが大事だと思います。それから教育の検証については、やはりこれは教育は1年や2年、3年や4年ではわからないと思います。この人はやはり自分が社会に出たときに、この制度自体が本当に自分を伸ばしてくれたのか。自分をこう甘やかしてこうしてくれたのか。私は、逆に高校卒業という資格を持たないと今の世の中

仕事につけないのです。御存じですよ、中学卒業、私も定時制学校にいましたけれども、定時制学校の子が中学を卒業したんだけどアルバイトをしない。なぜやらないかとの間も言いました、話しましたけれども、定時制学校に行ったら、いや中学卒業は認めてくれないと言うのですよ。何か問題があったんでしょう、高等学校に行けないから。だから保証人、私、教頭が保証人になって入れてもらえたのです。ですから、高校卒業というのは今、今の子供たちには最低限の持つておくべきものだと思います。ですから、しっかりどんな形でも持たして、卒業して、そこで生きて頑張っていたきたい。ここでいろんなことがあると思いますけれども、私はそこに期待してならないのです。

○奥平一夫委員 この辺が私と金武正八郎教育長の考え方の違いといたしますか、金武正八郎教育長は非常に優しい言葉で子供たちに寄り添ってしっかりと、丁寧にという言葉をよく使っていますけれども、本当に今でなければ学べないという高校教育の中で、こういう形でレベルと全く下げて、ほとんどないような状態にして子供たちを学校を卒業させていくというこれが本来の教育のあり方だと考えていらっしゃるのですか。

○金武正八郎教育長 私はちょっと言葉を返すかもしれませんが、レベルを下げてやっているということではないと思います。先生方は、それなりにその子に応じてしっかりとこの子が身につけるべきものの目標を明示して、一つ一つ僕はしっかり指導していると思っております。

○奥平一夫委員 教頭は、学校現場を離れて何年になりますか。

○金武正八郎教育長 学校現場を離れて3年目になります。

○奥平一夫委員 今このアンケートにもあるように、学校現場は先生が悲鳴を上げているのです。教育とは何なのか、高校教育とは何なのかと。子供たち、生徒たちを指導するとは何なのかと。当然、先生方はこの子たちをしっかりと学ばせて、しっかり高校生活を楽しませて、しっかり卒業させて見送りたいと思っていますよ。ただ一番危惧しているのは、本当に今の状態でこの子たちを社会に送り出していいのかと。ただ出席して卒業をさせていいのかと。そういう疑問を持っていらっしゃる先生の声がここにたくさん集まっているのです。だから私は、金武正八郎教育長が現場を離れて3年になられるという話ですけども、もっと現場の声をしっかり聞くべきだと思うのです。県立学校教育課長

を通して校長から意見を聞いているというお話ですけれども、これは校長が本当に本音を言えるか、僕は実際お二人の現役の校長にお会いしました、去年。どことは申しませんが、早くやめてくれと、これは職業高校の校長です。こんなことをしたら子供はもう社会の役に立たないよと、役に立つとか、いわゆる社会できちんと生き抜けないよというお話をしました。ですから、現場、現場の学校で先ほど言いましたように進学校はほとんど問題はないのですよ。問題は、本当に職業高校で、確かに義務教育の話もありましたけれども、しっかり義務教育課程の中で基本的な学力がつかなかったということもあって、こういうことも起こっているのです。ただ、これまで本当に成績も悪かったけれども、一生懸命勉強して高等学校に入って、高等学校に入ってやっぱり35点というラインがあって、一生懸命僕らはそれを乗り越えるために一週間前から試験だよと言って、まあまあやって卒業を果たしました。やはり60点、70点をとると非常に達成感があって、勉強してよかったなという気持ちになります。金武正八郎教育長は、義務教育は何も問題がないとおっしゃいますけれども、いわゆるそういう04内規には問題は起こっていないというけれども、彼らはいわゆる入学試験があるわけですよ。だから一生懸命に勉強をするのですよ、入学試験を。だけど、高等学校の3年間はほとんど勉強してなくて、出席していれば卒業できますよというのは、これは先輩からの言い伝えでみんな1年生、2年生がそれを習得してしまっている、学習しているのです。こういう悪循環が起こっているのです。そこで、ちょっと教育委員会のデータを少し確認をさせていただきたいと思います。これは、県立高等学校の中退学関係データというものの中で、この事由別退学率比較というのがございます。先ほど県立学校教育課長から新しい資料をいただきましたけれども、これの学業不信をごらんになっていただきたいと思いますけれども、平成15年からでもいいです。平成15年から平成20年まで、実は学業不信というのは3.1%しかなかったものが、平成18年に8.7%、平成19年に7.8%、平成20年に7.0%、案の定、やはりこの学業不信で中退をするという子が皆さんのデータでもはっきり示しているわけですよ。金武正八郎教育長は学業不信についてどういうふうな見解をお持ちですか。

○金武正八郎教育長 学業不信は、全国的に大体七、八%で流れております。うちの県でもほとんどが大体七、八%です。一番大事なのは、全国が学校生活に不適應というのが一番大きな課題で、そして進路変更があるのですけれども、うちは進路変更があって、学校不適應というのは13%なんです。ですから全国は40%が学校の不適應でできない、しかし沖縄は13.7%が学校に適應できない

でやめるといのように差があるわけです。その辺のところは少し沖縄の違いではないかなと思います。

○奥平一夫委員 これは義務教育の問題なんですよ。義務教育のあり方の問題が今こういうところにしわ寄せが来ているということです。ただ、この学業不信というのは、例えば本当に平成15年に3.1%しかなかったものが、平成20年には7.0%、平成18年には8.7%と。しかもこれはデータからはっきりしているのですけれども、いわゆる進級・卒業規程の見直しをした平成16年、これから3カ年後、いわゆる見直しをした年は3.4%だったものが、これは8.7%にはね上がっているわけですね、これはどう考えますか。

○金武正八郎教育長 もう少し分析をしてみないとわかりませんが、大体退学をした生徒が900名、900名のうちの7%、63名が学業不振です。そういうことで学業不振もそれはあると思います。

○奥平一夫委員 学業不振というのが、これだけはね上がっているというこの理由を皆さん、これをどう解釈していくかどう検討していくかということもまずやはり皆さん必要ではないかということをもまず言いたいわけですよ。

○金武正八郎教育長 いろいろ分析はあります。分析はしっかりとやっていませんけれども、いろいろなことが考えられると思います。まずはこの子供たちに合っているカリキュラムを提供しているかどうかです。

○奥平一夫委員 そんな言い方をしたら何にもならないよ。おかしいですよ。金武正八郎教育長、データとしてちゃんと出ているでしょう。何でそれを認めないのですか。これは皆さんの資料ですよ。そうですとちゃんと認めればよい話で、言いわけなんか要りませんよ。もう一つは、この中退率のことについてお伺いしたいと思います。金武正八郎教育長は、退学率が随分1090名から986名、何名として、いわゆる退学者が減ったというお話をされていますけれども、在籍者数からすれば、ほとんど変わってないです。それでこの辺をちょっとお伺いしたいのですけれども、先ほども高等学校生徒就学支援センターへの転入者の問題は話に出ましたので、この転入者が、例えばこれはちょうど2003年に高等学校生徒就学支援センターができていますから、このデータはちょうど県立泊高等学校のホームページからとった

ものなんで、ちょっとこの辺をお伺いしたいと思うのですが、これからすると、この高等学校生徒就学支援センターへの転入者が年々ふえている、このことはお認めになりますか。

○金武正八郎教育長 はい、81名から224名、239名の間で推移していることがわかります。ふえていると思います。

○奥平一夫委員 それで、この転入者のふえている理由もともかくふえているわけです。それで、いわゆる高等学校生徒就学支援センターというのはすばらしいと思います。要するに、いわゆる高等学校で本当にどうしようかと、退学しようかどうか悩んだり、あるいは学業が不信で、あるいはいわゆる進路が間違っていたのではないかとして非常にあやふやな子供たちがこの高等学校生徒就学支援センターに行って、しっかり先生方からいろいろな指導を受けながら再就職をして、あるいは就学をして、そういうことがあって非常によいと思うのです。ただ一面、僕は4年前にも高等学校生徒就学支援センターに行ったこともあるのですが、一生懸命やっていたらっしゃると思いますけれども、要は再就職とか再就学とかではなくて、そこにおける退学者、退学者の数、退学した生徒数これも出ているのです。それで2003年に退学した生徒が94名—これは3年しかおりませんから。それから2004年に142名、2006年に125名です。ほぼ半分ぐらいが退学していつている。データからそれは確認をお認めできますか。ほぼ半分くらいだと思います。退学した子供たちは、皆さんがいう退学者リストに入りますか、入りませんか。

○金武正八郎教育長 休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、説明者から退学者数の内容を確認した。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

金武正八郎教育長。

○金武正八郎教育長 入りません。全国どちらも入りません。

○奥平一夫委員 ここに非常に問題があると思うわけです、僕は。建前はいつでもいいのですよ。要するに退学率を下げるためにこの辺にこういうカムフラージュしてはいけない。僕はデータはデータとしてきちんと出して、それをお認めになればよいと思うのです。だけれども、いかにも中退率が下がったようなデータを出してここではカムフラージュして、この高等学校生徒就学支援センターからの退学者はカウントされないという、これをお認めになりますか。

○金武正八郎教育長 はいそのとおりです。

○奥平一夫委員 そうしますと、我々が言うこの高等学校生徒就学支援センターの退学者を含めると、本当の退学率は、例えば県が出している平成19年の2.1%、これがこれを含めると2.4%に上がります。そして、同じく平成20年の2.1%の退学率が、これが2.3%にはね上がるのです。ということは、この皆さんが一生懸命、04内規で何とか退学率を一ある意味日本の柱だと思うのですけれども、その日本の退学率を減らしていくという、この成果がほとんど出ていないのかと。むしろ増加傾向にあるのではないかなと非常に気になって仕方がないのです。これは別に悪く言うつもりはありません。だからむしろ04内規をもう少し成果が出ていないどころか、むしろ悪化しているのではないかと。そうだとすれば、この見直しをもう少し今沖縄県高等学校障害児学校教職員組合が提案している学校別にきちんと変えていくという、そういう見直しをしていくべきではないのかなと思いますけれども金武正八郎教育長いかがですか。

○金武正八郎教育長 高等学校生徒就学支援センターは通信制に位置づけられております。通信制というのは全国の退学率の統計には全国のどこにも入っておりません。ですから各都道府県も通信制がございます。ですから、それを一概にどうこう議論するというのもまた別の議論ではないかなと思っております。高等学校生徒就学支援センターというものの設置の目的は、私たちは学校の中で休学をしている生徒、不登校の生徒、先生、私は学校をやめたいと。つまり、例えば単位保留を取ったのでもうできないと。それから授業についていけないからもうやめたいと。そういう子供たち一人一人を先生方がケアをして今やめないで高等学校は大事だから高等学校生徒就学支援センターに行ってみては考えて、そして向こうでもう一度カウンセリングを受けて、もし学ぶ気があればまた学校に来てくれというシステムです。ですから、そういう形でやっています。それが全員戻らなかったということはあります。しかし私は、やめる子供たちをいかにサポートしてもう一回学ぶことを支援していくかというこ

とがこの支援センターの目的ですので、それが数は244名受け入れて、144名就職に指導したわけです。再受験で33名いるわけです。そして転学した人が68名いるわけです。なのでその68名とか33名とか、僕は1名でも2名でもいいです。子供たちを1名でも救うというのが私たち高等学校生徒就学支援センターの大きなねらいでもあるし、使命だと思っています。これは決して数字をごまかすためにつくったようなものでは絶対ありません。

○奥平一夫委員 それは先ほど、私は冒頭に高等学校生徒就学支援センターの件は全然否定はしないし、むしろすばらしいと本当に当然やるべきだ。だけど、建前はともかく退学している子供たちはきちんといるのだということをしかりこれを公表しても構わないと思うのです。いつも退学率からそれを外しているものですから、この子供たちは一体何だったのと。高等学校から突然いなくなって、いわゆる高等学校生徒支援センターに3カ年在籍をして、そこでやめていく人はもういたのか、いなかったのかわからない状態、彼らの存在すら全く認められていないのではないのですか。そういう意味で、しかりこの子供たちをカウントしながら退学率の問題というものをむしろもっと検討すべきではないのかなと思っているからそういうお話をしているわけです。一応、数字としてはこういうお話なんですけれども、問題は現場の先生方が本当に悲鳴を上げている、本当に学校の状態もよくありません。実際、私は幾つか回ってまいりました。校長先生からもお話を聞きました。先生からも何名かそんなにたくさんではないけれども、お話を聞きました。これはひとまずこの問題をもう少し早目に検討して学校の裁量に任せていくという、このことが一番大事だと。その規定を全部見直せという意味ではなくて、この学校にあったやり方で、運用の仕方でやればいいのかと。そういう意味では、校長の一言で学校現場、現場の先生に任せるからちょっとやってみろというぐらいの力量を持って、全県一律でこういうことをするものですから、進学校はほとんど悪い影響はありません。これはこういうデータからもはっきりしています。要は、職業高校を中心として、少し学力的にレベルの低いクラス、学校のほうが影響は物すごく大きいのです。そういう意味では、僕はこの子供たちはもっと手厚く、もっと底上げするためにもっと学習意欲を持たせる、こんなことをするための一つ手段として、さっき言ったように学校の裁量に任せていくと。校長と職員と話し合いをしてこうしましょうよという、もっと柔軟に対応をするべきだと思うのです。これはもう教育長のお言葉一つだと思うのですが、いかがでしょうか。

○金武正八郎教育長 私は、一人一人のしっかりと高等学校の入学した生徒の学ぶ機会をしっかりと保証して、そして高等学校をしっかりと卒業させる、そして自分の夢や希望をしっかりと持ってたくましく生きようようにすることが重要ですので、しっかりと子供たちがいろんなくじけそうなとき、怠けそうなときに声をかけて、横道にそれそうなときを引っ張ってきてでもしっかりと高等学校を卒業させたいという思いでございます。

○奥平一夫委員 最後になりますけれども、とにかく金武正八郎教育長、現場に行って、現場の先生方のお話を聞いてください、素直な御意見を。そして抜き打ちで授業を見てくださいよ。教育長は、現場を見ていらっしやらないからそういう机上でお話をされます。現場の先生方がどんなに悲鳴を上げているか。この子たちは本当に自分たちは教育者として、そのまま卒業させていいのと切実な話をされる先生もいらっしやいました。そういう意味で、確かに沖縄の高校教育の根幹にかかわることだと思います、わずかではあるかもしれませんが。でもやはりこの子たちをしっかりとサポートするという意味で切り捨てずに一言葉は悪いですが、もし効果が出てないというのだったらちょっとさじかげんを変えて、ではこれでちょっと行ってみようか、現場の裁量に任せようかということをぜひ現場の校長以下の先生方にぜひお話ししてくださいよ。以上で終わります。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
佐喜真淳委員。

○佐喜真淳委員 二、三質疑をさせてください。金武正八郎教育長はいろいろときょうは熱いです。子供に夢を与えるとかそういうお話もされていきました。まさに今ワールドカップサッカー日本代表がベスト16と、凱旋したときに4000名くらいですか、出迎えた。まさに子供たちに夢を与えるような結果がワールドカップで出てまいりました。そこで、3ページと24ページのサッカー専用スタジアムについてお聞きしたいのですが。いろいろと観光商工部でもMICE事業とか、そういうことを推進して、いわゆるスポーツアイランド沖縄とか、プロ野球のキャンプ地では国内外から多くが沖縄県に来ているんですけども、サッカーにおいてはなかなか厳しい環境であるような気がするのですよ。だからこの処理方針を見ると、鋭意検討を重ねていくというのが3ページのことなんです。一方で24ページは、前回も聞いたのですけれども、先進地を視察して報告書をまとめた、引き続き調査研究をしていく必要があるという

ことなんです。前回、企画部振ったようなお話もあったのですが、実際、教育委員会としてどう取り扱っているかということを確認したいのですけれども。

○**渡嘉敷通之保健体育課長** 佐喜真淳委員のほうから話がありましたけれども、サッカー専用スタジアムにつきましては、平成22年度のほうでサッカー競技に関する調査検討委員会の連絡会議を開催いたしまして、平成21年度の2月には知事のほうに取りまとめた報告書の提出をしております。それを受けて関係する部局等のほうにも調査の依頼をされております。教育委員会としましては、その報告書の中でも述べているように、用地の確保とか、建設費用、それから運営主体等々のいろんな課題が多いということで、関係するような部局、あるいは団体等と情報交換をさらに続けていく必要があるというふうなことで考えているところです。

○**佐喜真淳委員** 結論から確認したいのですが、これを検討しながら当然予算も必要ですし、ある意味、教育委員会だけではできないかもしれないのですが、平成20年に陳情を受けて、平成21年にも受けて、きょうは平成22年になって、ある意味計画の中で段階、段階においてやはりある程度精査する必要があると思うのですが、実際ここはどういうふうなプロセスで今後この問題というか、サッカー専用スタジアムをつくっていくかと計画を立てているのですか。何年度までにやるということとか。

○**渡嘉敷通之保健体育課長** その方向性についてはまだ話し合いは進められておりません。

○**佐喜真淳委員** この教育委員会と関係部局と調整しているという話で、インシアチブはどこが持っているのですか。教育委員会ですか、もう一回確認します。

○**渡嘉敷通之保健体育課長** 今、教育委員会としても先ほど言ったように報告書の中身の話でやっておりまして、関係する部局等も調査はしたけれども、次の段階までの手がつけられない状況であるとの現状です。

○**佐喜真淳委員** 具体的に関係する部局と、関係する団体とはどちらになっているのですか。そして、これは協議会みたいなものはつくっているのですか。

○渡嘉敷通之保健体育課長 協議会はつくっておりませんが、状況によって連絡を取り合いながら話をしているという状況です。

○佐喜真淳委員 当然、先ほど言った予算とかいろいろ計画をつくるに当たって、時間もかかるかもしれないのですけれども、ここに見えてこないのですよ。やる気があるかどうかということが見えてこないというか、関係部局は企画部なのか、観光商工部なのかそういうものも含めて、全体としてどういうふうな取り組みをしているか見えてこないのですよ。

○渡嘉敷通之保健体育課長 関係団体とは、沖縄県サッカー協会になりますけれども、部局に関しましては、その予算等も関係する、あるいは観光にかかわるような部局との話し合いになるかと思っております。

○佐喜真淳委員 もう一度確認しますが、仮にここをしっかりと建設に向けて立ち上がる場合に、どこがイニシアチブを持ってやるかというか、先頭を切って積極的にやるのは教育委員会なんですか、それとも財政部局ですか。それとも観光部局なんですか。どこがやるべきだと思っておりますか、ここがわからないから。

○渡嘉敷通之保健体育課長 今、窓口となってやるところがはっきりと決まっていない状況ですので、今このような課題解決が前に進んでいない状況になっております。

○佐喜真淳委員 課題はあるとして、課題解決をするためにどこが積極的にアクションを起こすかなんのですけれども、ということは教育委員会は報告書を出したけれども、報告書を出して後はどうなるかわからないと。財政部局が来るから財政部局のほうとは、財政部局がきたら協議に乗りましょうという感覚なのか。それとも知事部局がしっかりとトップダウンで落としたほうがやりやすいのか。そのあたりの、結局、報告書を出して今後どこに展開していくかということが見えてこないものですから。2年近くたっているにもかかわらず処理概要も変わらないし、どこがどうしてこれを対応しているかもわからないし、結局、建設に向けて動いているかがわからないのですよ。そのところ金武正八郎教育長どうなんですか。

○**金武正八郎教育長** サッカー専用スタジアムについて、保健体育課長から報告がありましたように教育委員会としては知事のほうから指示を受けまして、先進地の調査結果等もまとめて説明したわけです。それには建設費とか、運営費とかいろんな課題があるということ報告をしましたが、その窓口はどこになるかということについてまだ調整というか、まだやっておりません。それから知事としては、この間の県議会でしたか、辻野ヒロ子議員のほうに答えた中で公約でもありますので、実現に向けて頑張りたいというお話しがございますので、知事としてもいろいろな形で何ができるかと動いています。それも受けながら、私たちは相談をしながらやはりぜひ子供たちにJリーグ、きのうのあの興奮を見てもわかるようにやはり子供たちの夢、希望をやはりかき立てるようなものですので、ただ、1つはどこが窓口になるかということが今少しできないということと、そしてもう一つはこういう今の状況の中で何億円、何十億円という運営とかそういうもので少なかな今課題があると。これは、これからの勉強だと思いますけれども、大きく言えば保健体育課長がおっしゃったように窓口が今はっきりしないと。

○**佐喜真淳委員** 皆さんも報告書まで出しておりますので、ここはやはり全庁的にしっかりと方針を決めてやると思うのですが、プロ野球が来る、次はサッカーであろうと。そして、沖縄のスポーツアイランド構想の中でそういうものが施設として必要であれば、やはり積極的に議論の場をどんどん持つべきだと思うのです。そこは要望して終わりますけれども、次に51ページの陳情第210号の処理方針が変わっております、4番目になりますが、以前問題になっていた生徒指導カルテから新たな生徒理解支援記録簿というものが策定されて運用を開始したとあるのですが、まず生徒指導カルテと今回の運用を開始した生徒理解支援記録簿の違いと、そして今回のものはどういうふうなものがよい点が出ているのか御説明をお願いしますか。

○**金武正八郎教育長** この新しい生徒理解支援記録簿はこれまでの支援カルテと比べて、まずは実施するときには、本人、父母に了解を得るということをもまずやると。それからもう一つは、情報公開を求められたときはしっかりと説明をしていくということと、それから廃棄についても、管理についてもしっかりと学校長が責任を持ってやるということなど、幾つかこれまでの指摘にあったことについて改善をしております。

○**佐喜真淳委員** 前回の生徒指導カルテの問題点、課題というものを改善しな

がら今回の運用開始になったと理解いたしますけれども、そこで運用を開始したということですが、いつ運用を開始して、今学校数からすると何%ぐらいの学校がそれを取り入れているのか。

○**金武正八郎教育長** 処理方針にもありますように、平成22年4月1日から運用を開始しております。その実施している学校については、現在、調査、把握はしておりません。これからやろうと思っています。

○**佐喜真淳委員** 取り入れている学校がまだないということで理解してよいですか。

○**金武正八郎教育長** 取り入れている学校はございますけれども、要するに父母への周知、本人への周知、それからいろんなこれまでになかった情報公開とか説明をするのが時間がかかりますので、沖縄県教育委員会としましては4月1日から使うことができますよということにしましたけれども、いつから使うかどうか、使おうか、使わないかを含めてこれは県立学校の学校長が定めることになっています。

○**佐喜真淳委員** わかりました。続いて25ページになりますけれども、陳情第106号、結構、陳情が上がってきたのですが、南部農林高等学校と南部工業高等学校の統合です。後段の部分だけ、処理方針の中で「地域関係団体の理解の得られない状況では、平成24年度の開校は厳しい状況であり」というのが処理方針で出ています。「専門高等学校のあり方等も含めて、次期高等学校編成整備計画作成において検討してまいりたい。」と、もう少し細かく説明を願えますか。今どういうふうな現状になっているのか。

○**前原昌直総務課長** これまで学校関係の同窓会、地域等を含めて説明等を行ってきたのですが、どうしても同窓会のほうの理解が得られませんでした。そして、南部市町村の議会のほう、市町村会等からの反対の陳情もございまして、3月の末に今回の平成24年度統合については見直すということでございます。

○**佐喜真淳委員** 要するに、見直しということはここに上げている2枚はこれからは統合しなしということの見直しなのか、あるいはやはりもう一度仕切り直しでやるということなのか、そのあたりを少し具体的にお願いします。

○前原昌直総務課長 先ほどの処理方針にもございますが、次期高等学校編成整備計画におきまして、専門高校のあり方等も含めて検討していくということでございます。

○佐喜真淳委員 次期はいつやる予定なんですか。その次期の再編計画というのが最終的にでき上がるというのはいつなのか。

○前原昌直総務課長 現計画が平成23年度まででございます。次期は、平成24年度からの策定ということになります。その中で検討していくということでございます。

○佐喜真淳委員 もう一つ確認したいんですけども、当然皆さんの処理方針の中では統合ということで進めてきたはずなんです。残念ながら皆さんの御努力というのが地域、あるいは同窓会、あるいは地域の議会あたりからはそんなに認められてこなかったと。そういう結果として見直さざるを得なかったと。それでお伺いしたいのは、この原因というのはどこにあるのですか。いわゆる今回のこういう見直しをするに当たって、皆様どういうふうな形で今回反省もし、今後の運営というか、再編に対して取り組んでいかれるのか、何が一番問題だったのか。

○金武正八郎教育長 御指摘のことについては、いろいろ私も感じるがございます。まずは、やはり私たちの理念、私たちが編成整備計画をやる目的、目標がやはりしっかりと住民とか市町村の皆さんに伝わることができなかったというのが大きなことだとまず思います。やはりしかし、これからの社会の流れの中で商業高校のあり方というのが問われておりますので、やはりしっかりとこれからも沖縄本島南部市町村の方々にも相談をしながら、南部農林高等学校のあり方、南部工業高等学校のあり方はどうするかということも意見をまとめながら、次に平成24年度の編成整備計画、平成23度には大体は見えてくると思いますので、その辺に集約していきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 この事案から見ると、まさに皆様方が説明不足というか、ある意味地域を置き去りにしながら進めてきた弊害としてこういう見直しが出てきたということだと思うのですよ。そこで、これと同じような事案が今回出ているのですよ。そこで、宜野湾高等学校の173ページの陳情第145号なんですけど、

いろいろと議論を聞いていると、陳情の中身と6月27日に父母への説明会がありました。翌日の琉球新報には宜野湾高等学校、4月の設置は困難ということが出ています。ということは処理概要と若干違っているのですよ。結論からいうと、今どういう状態でどうなっているのですか。

○金武正八郎教育長 今、宜野湾高等学校の通信制課程につきましては、PTA、それから関係者等々何度も情報交換をしております。来る7月11日にも、前回もPTAとの全員総会の中で情報交換しましたけれども、今回も7月11日に情報交換をして、やはり通信制の持つ役割とか、学校への影響とかをそういうものをしっかりと伝えて丁寧に説明をして、やはり理解を得ていきたいと考えております。

○佐喜真淳委員 前回というのが6月27日のだと思うのです。そこで皆さんは4月設置を困難という報道をされているのです、平成23年4月。半年後だと思うのですけれども、処理概要というのは鋭意頑張っていくというのが出ていますけれども、次は7月11日、そこは平成23年4月の開校に向けてはある意味リミットのところがあると思うのですけれども、こういう状態で平成23年4月にあと1回の説明会で開校というか、設置は可能ですか。

○前原昌直総務課長 これまで保護者のほうからいろんな課題が出ております。その課題に対して、どういう解決をすればいいかということで今調整しております。例えば全日制と通信制部活動がございますので、日曜日だと競合するのがございます。そこら辺の課題について解消に向けて今努力もしているところでございます。そういうことも示しながら説明していきたいと。

○佐喜真淳委員 私も地域の人間ですからある程度情報は入ってくるのです。ただ、新聞報道の中は少しひもといひ皆さんに確認したいのですけれども、第2体育館の新設も合議したというものも出ています。ある程度皆さん譲歩しながら提案を差し上げていると思うんですけれども、しかし見ていると来年4月は設置が厳しいと。ただここはやはり保護者でもそうです。地域もそうだと思うんですけれども、あと何回説明会をするのかわからないし、皆さんが持っているタイムスケジュールがいつになるのか私はわかりませんけれども、そういう状態でやるのがベストなのか、あるいはもう少し時間をおいてやるのがベストなのか、ここは第2体育館といえども、建てますよと言ったらすぐに建てられるわけがないであろうし、予算も必要だろうし、一方でいろんな要望が

来ているはずなんです。それを解決するに当たって、皆さんは7月11日までに答えを出して、保護者並びにその職員を含めて地域の方が納得するような、あと1回で大丈夫ですか。

○**金武正八郎教育長** 私たちとしては、今難しい状況であること、新聞に書いてあるとおり受けとめております。しかし今、最後の最後までやはり私たちは理解を求めていきたいと思えます。しかし、そういうことがもし難しい場合には次の展開もあると考えます。

○**佐喜真淳委員** 次の展開をまたちょっとゆっくり聞きたいと思うんですけれども。先ほど南部農林高等学校のお話もさせていただきました。結局、見直しをしたというのは、先ほど金武正八郎教育長が言ったように説明不足だと。私は、皆さんのほうの努力はやはりある意味評価もいたします。しかし相手がいることだから、そこには皆さんが汗をかく部分をしっかりとしていないから結果的に皆さんの方針というか、計画が見直しになってくる。だからある意味、そこを反省しながら今回のこの分野を当たらなければいけなかったのに、1月に嘆願書が来ているのですよ。来ていますよ。それは何が入っているかという、協議する場をつくってくれということも含めてやっているのですが、ここは内部的な問題なのかもしれませんが、やはりここは説明を受けたいという方々が説明が受けられなかったという環境がここ数カ月間あったはずなんです。この問題ではないんです。ようやく皆さんが本格的に動き出したときには時間というリミットが来ているんです。確かに皆さんは方針を固めて計画に沿ってやるのは大切なことだけれども、しかしついてくる方々がまだ納得していない状況の中で見切り発車というものは私はやるべきではないと思うのですよ。ですから教育長に確認したいのは、誠心誠意頑張るでしょう7月11日までは。しかし、そこで万が一に保護者の理解とか職員の理解を得られなかった場合は、そこはやはり原点に立ち返りながらこの問題をしっかりと地域の方々に理解もさせて協力をもらえるのであれば、私はもう少し1年でも延ばしたほうがいいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○**金武正八郎教育長** 委員のおっしゃる面も指摘もそのとおり受けとめて、そのとおりだと思っています。それで、そこをしっかりと埋め合わせをして説明の理解を求めるために今いろんな形でPTAとか関係者に説明をしているところです。ですので、しっかりと理解をしていただいて、私たちとしてはやはり新しい、今いる生徒たちもおりますので、やはり生徒たちにもしっかりと説明

ができて納得ができるような形で導入はしていきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 やはりこういうものはしっかりと地域、あるいは当然先ほど来生徒のお話も出てくるのですけれども、今通っている生徒が一番大切であろうし、そこに保護者もいることですから、そこは全体的な学校環境というか教育環境というものは皆さんが責任を持ってやるべきなのよ。ただ残念ながら今回入学した方々、生徒というのは、この併設というのを知らなかったのですよ。平成23年度に通信制が宜野湾高等学校に導入される、これに対してどうですか。

○金武正八郎教育長 そういう周知ができなかったというのを、ひとつ私たちも反省すべきだと受けとめております。それで、今やはりそういう方々も含めて最大限の努力をしておりますので、次の7月11日、その結果もぜひごらんいただいて、委員の皆さんがしっかりとおっしゃっている、しっかりと理解と信頼を得てしっかりと導入をしていくということを踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

○佐喜真淳委員 角度を変えて、同じ陳情の要旨の後段の中で、「ついでに、平成22年度7月に開催される教育委員会において、県立宜野湾高等学校に通信制課程を併設する条例議案だけ審議するのではなく、法令に違反していないか慎重に審議し、」とあるが、ここがよくわからない。法令というのはどういうことだと思われませんか。ちょっと、その法令が私自身がこの陳情者の法令違反というは何を意図しているのかわからない。

○前原昌直総務課長 新入生に対する通知義務違反ではないかということです。法令違反ではないかという話はです。

○佐喜真淳委員 それは違反ではないということで理解していいのですか。

○前原昌直総務課長 違反ではないという考えでございます。

○佐喜真淳委員 細かい話になるかもしれないですけども、やはり陳情の要旨の中でこういうことが言われていたら、やはり教育委員会は自信を持ってお答えできるのであれば、法令違反はないということを明記しながらやったほうがいいのではないのですか。ここは少なくともそこは皆様方に指摘しているし、それは皆さんは答える義務があるであろうし、僕は正直皆さんのここの処理方

針を見たときに南部農林高等学校と南部工業高等学校の合併の反省がないなど思ったのですよ。残念ながら、だからこうしつこく聞いているし、皆さんタイムリミットがあと10日ですよ、10日もないんですよ。そこで、全体の宜野湾高等学校の保護者何名とかわからないですけれども、それをすべてを一すべてとは言えなくても、ここは反省の上に立った処理方針ではないような気がしているからくどいように皆さん方に質疑をしているんですけれども、金武正八郎教育長、本当にそれは法令違反ではなくて、しっかりと地域のコンセンサスを得るための処理方針として理解していいんですか、私どもは。

○金武正八郎教育長　まず総務課長から。

○前原昌直総務課長　法令違反ではないかということですがけれども、これは今の全日制の子供たち、今の現高等学校の子供たちに対して不利益を与えるということがあれば、こちらのほうが通知をしてやらないといけないのですけれども、この不利益、先ほどもちょっと言いましたけれども、全日制と定時制のほうが競合するという日曜日の部活動、そしてスクーリングの分、それに対しては第2体育館の話も含めて解消していきますよという話がありますので、それについては今の在校生にとっては不利益を与えないということがありますので、違反しないということでございます。これにつきましては弁護士のほうにも相談して確認をとっております。

○金武正八郎教育長　今、総務課長がお話した違反ではないかどうかということについては、弁護士の方に一応ないと相談はしたんですけれども、ないと。いろんな考え方や弁護士の方もいろいろいらっしゃいますので、やはり確認する必要があると思ってここには掲載しておりません。ですから今の形で答弁をしようということで書いておりませんので、よろしくお願いします。

○佐喜真淳委員　ただ、この第2体育館をつくるというのも、多分ここ数カ月の間にその話を出したかもしれないし、実際これは予算も伴うであろうし、計画をするに当たって、きょう決めたからあしたできるわけではないはずだから、ここは考え方の相違はあっても時間がかかるのですよ。その部分が解決しないと在校生に対して不利益をこうむるということが実際あると思うのですよ。一方で、そこは入試とか、そういうものに関して地域説明会、あるいは宜野湾市教育委員会に皆さん告知したのかわからないですけれども、ほぼ7割、8割は宜野湾市内の中学生がそこにいるのです。そうしたら、多分私はこういうと

ころを考えたときにいろいろと皆さんの努力というのは本当に理解もするし、大変な御苦労もあると思うのですけれども、やはり後に汗をかくのか、最初に汗をかくか、この違いはあると思うのです。だから、後から時間がどうしても窮屈になってきて、保護者もにっちもさっちもいなくて説明してくださいと言っても説明に来ないという状況の中でされている気もするし、だからここは慎重にやってももらいたいし、前例として南部農林高等学校と南部工業高等学校の合併の件もあるわけだし、ただ当然時間内には最大の努力をすることが大変重要だと思いますが、見切り発車だけはやってほしくない。ここはやはり誠心誠意やって、どうしても保護者が納得いかないのであれば、やはり1年先送りするか、そういうものを考えてもよいのではないかと思うのですけれども、もう一度どうですか。それくらいの余裕はあるのかですよ。

○金武正八郎教育長 今は学校、父母、生徒の理解を得ることに一生懸命ですので、それがやられたら、また市町村、いろいろ回りに行くという手順ですけれども、今委員がおっしゃったことについては今しっかりと私たちは、ここにも書いてあるように丁寧に説明して誠意を持って対応しますので、見切り発車をするぐらいのことはいたしません。ただし、校長からもいろんな一第2体育館も校長からの提案です。学校からの提案の中で今進んでいますので、いろんな提案の中で進んでおりますので、できるだけ実現できるように頑張りたいと思っております。

○佐喜真淳委員 時間も食いたくないですので、先ほど来、皆さんの御努力というのは、ある意味大変な御努力だと思います。なかなかそこは成果が上がらなかったのも南部農林高等学校と南部工業高等学校で皆さん経験されていますし、議会の上でああだこうだどつつかれていますのは大変苦しい立場だと思いますよ。ただやはりそこは、先ほど金武正八郎教育長が言ったように子供たちが夢を持てる、そしてしっかりと学校の現場で、学校に行ってもよかったなという生徒の立場に立ったときの一番の教育者がやるべきことなんです。だったらそこは保護者もいることだし、生徒もいることだから、そこはしっかりと現場の方々に説明をやりながら柔軟性を持ってこれに対応していただきたいと思えます。南部農林高等学校と南部工業高等学校のような二の舞だけは僕はやってもらいたくないし、ただ少なくとも英断をするときは、見切り発車はせずにしっかりと7月11日の説明会において、大方、もしくは何名かの反対とかあった場合には少なくとも英断をしていただいて、もう一回仕切り直ししながらよい学校環境というものをつくり上げてください。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 先ほどの陳情第106号に関して資料の提出をいただいたので、それに基づいて簡潔にお尋ねをいたしたいと思います。
休憩をお願いします。

○赤嶺昇委員長 休憩いたします。

(休憩中に、執行部から提出のあった資料の確認をした。)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。
仲村未央委員。

○仲村未央委員 それでは、今手元に資料をいただきました文部科学省のほうから高等学校の中途退学問題への対応として、教育課程の改善として、「単位不認定の科目がある場合に一律に原級とめ置き扱いにするのではなくて、就業年限内に卒業までに習得すべき単位数を習得できる見込みがあれば、できるだけ弾力的に取り扱うように努めること。」と、これの解説も含めてやはり同じような趣旨の指導要領ができていますけれども、県のこの部分に係る規則はどうなっていますか。つまり、今の指導要領に基づいて県はどのような規則を策定したのですかということです。

○金武正八郎教育長 沖縄県立高等学校管理規則第38条、そのほうに、「校長は、所定の単位を履修できなかった生徒を原級にとめ置くことができる。」ということを改正したわけです。今まで習得できなかったというのを履修に変えたわけです。これまでは、校長は所定の単位を修得できなかった生徒を原級にとめ置くことができるということを、この改正のときは所定の単位を履修できなかった生徒を原級にとめ置くことができると改正をしたということでございます。これが、進級・卒業規程の見直しということが言われたところでございます。

○仲村未央委員 同じく沖縄県立高等学校管理規則第38条第2項が意味するところはどのようになりますでしょうか。

○諸見里明県立学校教育課長 第2項で、前項の規定は、単位制による全日制の課程、これは真和志高等学校の全日制の単位制になります。以上です。

○仲村未央委員 それで、今陳情の趣旨は学校独自の内規として認めてもらうために沖縄県立高等学校管理規則を改定するよう配慮してもらいたいとなっているわけですが、これについては今同規則第38条にかかわる部分の改定を求めていると思うのですが、そこはどのように内規というものが変えられるのかどうかということにかかわってくると思うのですが、金武正八郎教育長どのように認識されているのでしょうか。

○金武正八郎教育長 その処理方針のほうにも掲げてございますように、やはりこの内規の問題は、やはり高校教育の根幹を問う、議論をする大きなテーマでございますので、やはり慎重に検討していく必要があるという認識をしています。ですから、この項目も含めて、この項目を見直すことも含めて慎重に検討していく必要があると認識をしております。

○仲村未央委員 見直すことは可能であるという、見直せないということではないということに理解してよろしいのでしょうか。

○金武正八郎教育長 やはり、私たちの求めているのは子供たちを、しっかりと高等学校を卒業させるということをしつかりと踏まえて、それがなれば、私は、これはどんな形でも規則ですのでこれはあり得ると思いますよ。

○仲村未央委員 指導要領の趣旨にもはっきりと出ているのですけれども、「中途退学の要因の一つが原級とめ置きにかかわるものである」という指摘もあり、あまり厳格過ぎる学年制の運用は多様化している生徒の実態に踏まえ、生徒一人の個人差に応じ、しかもその個性の伸張を図るという観点から見て必ずしも適当とは言えない」となっているわけですが、中途退学の要因の一つが原級とめ置きにかかわるものであるという指摘もあるということで、必ずしも原級とめ置きだけが中途退学の要因ともとれないわけですよ。先ほど金武正八郎教育長がおっしゃるように、その退学をしてしまうという因果関係というのは、これだという一つの要因ではなくていろんな複合的な要因があるだろうということだと思っております。そういう意味では、この指導要領の趣旨を生かすのであれば、やはり一律に原級とめ置きにしないということを決めることではなくて、

その一人一人の個人差に応じた、あるいは学校の実態に応じた、そういったことに配慮ができるということが大事な趣旨だと思うのですよ。この指導要領が指摘しているのは、まさにそこだと思うのです。ですので、原級とめ置きをしなかったから退学者がでないとかそういうことではないはずですので、それはやはり、ここに書いてあるように実態を踏まえて個々に応じられるようにある程度現場に、一律にしないで、学校の状況に合わせて決めていくということを見直しの方向にしていくということは非常にポイントではないかと思うのですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 今、仲村未央委員の指摘は、指導要領のものですけれども、その後段をお読みになられたらよろしいかと思えます。「そのような観点から各学年における課程の終了の認定については、ある学年において、数単位不認定となった生徒について一律に原級とめ置きとすることではなく、弾力的に運用することとし、学校が定めた卒業までに習得すべき単位数を就業年限内に取得すれば卒業が可能になるよう配慮することを求めたものでございます。」と、それを踏まえてやっているものでございます。

○仲村未央委員 ですから、一律に原級とめ置きとするのではなくて弾力的に運用するわけですから、原級とめ置きとするかしないかということに弾力性を持たせるということを現場の実態に応じて、個々の生徒の実態に応じて取り扱えるようにすることが、私はこの指導要領に沿った判断だと理解をしているわけですよ。それを一律に全校を合わせて、先ほど言うような履修すれば進んでいくという自動的なそういう一律の決め方ではなくて、因果関係もたくさんいろいろ複合的にあるはずですので、それを一律に決めてしまうということではやはり中途退学の問題には対処しきれないと思うのです。ですので、学校がそれを求めているとすれば、個々の実態に応じてある程度学年制を尊重するところも出てきてもよいと思うのですよ。学年制というものに非常に重きを置く学校があってもいい、一方では単位制というものをここで指摘するように弾力的に運用して卒業までに見込みがあればそれは学年は認めましょうということにしてもいい、それをこの指導要領に求めているのではないかと思うんですが、いかがですか。

○金武正八郎教育長 その趣旨だと思っております。

○仲村未央委員 そうであれば、ぜひこの陳情の趣旨は何ら今の金武正八郎教

育長の見解とそごが生じるものではないと思うのです、違いますか。

○金武正八郎教育長 所定の単位を履修できなかったということはこれは一律ではないのです。学校によって対応できるわけです。履修というのは、つまり授業に出席したということ、学校が2分の1出席すればいいのか、3分の1出席すれば認めるのか、3分の2出席すれば認める、これは学校によって裁量が決まっているわけです。だからとめて置くかどうかは学校に任されているわけです。とめなくてもいいわけです。履修というのは要するに頑張った子、つまり学校が定めた授業を3分の2来た子供はしっかりと支えましょうという趣旨でございます。

○仲村未央委員 履修の定義が多分ちょっと広いのかなという感じですが、履修というのは基本的に出席をすることがイコールなんですか。つまり出席をして、例えば居眠りをずっとしていたりとか、意欲が全く感じられなかったりとか、そういった実態の態度というものは伴わないけれども、その姿形がそこにあれば3分2いればとか、2分の1いればということを言っているのですか。

○金武正八郎教育長 履修というのは、出席日数で確認、判定するわけです。しかし、履修というのは学ぶ意欲があって、しっかりと学んでいただいて、頑張っただいて出席日数を超すということがあれです。眠ることとか、そういうものは毅然としてしっかりと粘り強く指導すべきだと思います。

○仲村未央委員 先ほどのいろんな方の繰り返しをするつもりはないので、実態が余りにも、今アンケート等々で出てきているものの意欲が非常に見られないとか、追試験を何度も、むしろ先生たちがお願いして受けてもらうまでも大変だとか、そういった怠けて楽しても進むという実態に対しての危機感が非常に見受けられるものですから、それは履修していることになるのですかということにやはり認識のずれがあると思うのですよ。それも含めて履修だと言われたら、それは非常に2分の1とか、3分の1というところで裁量があるからそれはそのとおりともなりかねないのですが、この実態を履修していると受けられるのかということが、今ここで問われていることだと思うのですが。

○金武正八郎教育長 履修の定義は、各学校がしっかりと授業を受けているということが履修でございます。ですからしっかりと受けていただかないとそれは履修にならないわけです。それからもう一つは、要するにアンケートの結果

が本当に子供たちの学習意欲が内規との因果関係になっているのか。先ほどから申し上げているように因果関係とか、それから本当にこの学ぶ意欲とか、子供たちが眠るとかそういうことについてはアンケートではやはりそういう指摘は受けとめています。私もそうだと受けとめていますけれども。しかし、それが内規との因果関係、それから家庭環境、経済環境、友人関係、いろんな皆さんがおっしゃられたように子供の貧困もあります。いろんな状況の中でやはり検討、研究をしていく必要があるのではないかとということで、私たちは総合的な観点から研究を進めてまいりたいと考えていると。だから、それも含めて私たちは継続的に子供たちの様子を見ながら、これがしっかりと生かされているかどうかを見ながら研究をしていくということです。

○仲村未央委員 ですので、別に研究したり、検証をしたりすることを否定しているのではなくて、今ここに趣旨としている、そういった余りにも一律に全体として決めてしまわないで、履修しているということも含めて現場、現場がどのような状態を履修していると認識するかによっても大きく変わってくるわけですから、そこをもっと柔軟に現場に幅を持たせるようなことをやりたいということを現場からあることについては、別に今の金武正八郎教育長の答弁とそんなに差はないのではないかと思いますので、違えますか。

○金武正八郎教育長 ある学校は履修、ある学校は習得という形はちょっとこれはまずいと思います。やはりある程度基本的なところは押さえて、そして学校の中で履修をどうとらえて2分の1にするのか、3分の1にするのかその辺は弾力的に学校の中で考えていくことだと思っています。

○仲村未央委員 平行線で、余りこの履修の定義までもこちらで議論すると非常に時間もかかりそうですので、ここで言われていることは、前に私たちいろんな高等学校を見に行きましたけれども、真和志高等学校みたいに本当にうまくいっている、そういったやり方によって個性をどんどん生徒たちが発揮しているところもあったし、あるいは中学校・高等学校一貫で試験を通らないという形の中で学区制の拡大もあって非常に学校の序列化が進む中で、試験がないことによって、既にもう入る段階から生徒の意欲というところに非常に先生たちが悩んで、ある意味では涙ながらに訴えるところもあったわけです。だから、余りにも学校の実態に幅があり過ぎますし、進学校とまたいろんな職業高等学校でも違うはずですので、それを今言うように、本当に皆同じように、とりあえず3年生まではどんどん上げていくということを前提にしない形で、時

にはその1年や2年ということで、もっと学年というものに重きを置くということの学校の判断があつてしかるべきだなというのは強く感じておりますので、要望をして、引き続きの課題としたいと思ひます。

○赤嶺昇委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○赤嶺昇委員長 質疑なしと認めます。

以上で、教育委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○赤嶺昇委員長 再開いたします。

次回は、7月5日 月曜日 午前10時から委員会を開きます。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 赤嶺 昇